

総合評価方式の運用

令和7年6月（青字）

令和7年4月（赤字）

沖縄県土木建築部

総合評価方式の運用

目 次

1. 総合評価方式	1
1. 1 総合評価方式とは	1
1.1.1 一般競争入札における総合評価方式の位置付け	1
1.1.2 各段階における方式の選択について	2
(1) 入札参加資格者の選定方法	2
(2) 落札者の選定方法	2
1. 2 総合評価方式の基本的事項	3
1.2.1 総合評価方式の概要及び種類	3
1.2.2 発注方式等の関係図及び工事の技術的難易度	4
1.2.3 審査及び評価（各委員会の所掌）	6
1.2.4 学識経験者の意見聴取	7
1. 3 入札方法等	7
1.3.1 総合評価方式の対象工事	7
1.3.2 入札方法	7
(1) 簡易型（Ⅰ・Ⅱ型）及び特別簡易型	7
(2) 標準型	7
1. 4 基本事項（共通事項）	8
(1) 用語の定義	8
(2) 申請書、確認資料、証明資料、追加資料について	8
(3) 証明資料を求めた場合の審査について	10
(4) 技術者育成型（専任補助者を配置する場合）について	11
1. 5 事後審査（自己評価）型について	11
1. 6 総合評価方式における入札参加資格等について	12
1.6.1 入札参加資格要件	12
(1) 必須事項	12
(2) 選択事項	14
1.6.2 入札参加資格の提出資料等	16
1.6.3 入札参加資格審査のとりまとめ	16
1. 7 評価項目及び評価基準	17
1.7.1 各方式の評価事項及び評価点（基本）	17
1.7.2 評価事項別評価細目	17
1.7.3 評価項目の設定及び評価基準等	18
(1) 各方式における評価事項について	18
(2) 特別簡易型	19
(3) 簡易型（Ⅰ型・Ⅱ型）	22
(4) 標準型及び高度技術提案型	26
1.7.4 評価事項及び配点に関する留意事項	33

1.7.5 「①企業の能力等」における申請書等及び評価に関する留意事項	33
(1) 同一工種(又は同種工事)の施工実績 《全型共通》	33
(2) 同一工種の工事成績 《全型共通》	37
(3) 優良建設業者表彰 《全型共通》	40
(4) 登録基幹技能者等の活用 《全型共通》	44
(5) 手持ち工事量 《特別簡易型、簡易型(Ⅰ・Ⅱ型)、標準型》	45
(6) ICT活用工事実績 《全型共通》	52
(7) 労務費見積り尊重宣言 《全型共通》	54
(8) 地域内での拠点の有無 《特別簡易型、簡易型(Ⅰ・Ⅱ型)、標準型》	55
(9) 近隣地域での施工実績 《特別簡易型、簡易型(Ⅰ・Ⅱ型)、標準型》	56
(10) 難工事施工実績 《全型共通》	58
(11) 県内企業の下請活用 《全型共通》	60
(12) 社会資本維持活動の実績 《全型共通》	61
(13) 災害協定締結の有無 《全型共通》	62
(14) 若手・女性担当技術者の配置【選択】 《全型共通》	63
(15) 施策関連項目【選択】 《全型共通》	65
1.7.6 「②技術者の能力等」における申請書等及び評価に関する留意事項	66
1.7.6.1 技術者の能力等の評価	66
1.7.6.2 配置予定技術者の審査対象期間の緩和	66
1.7.6.3 技術者に関する評価基準及び運用事項	68
(1) 配置予定技術者の資格・年数 《全型共通》	68
(2) 同一工種(又は同種工事)の施工経験 《全型共通》	70
(3) 優良技術者表彰 《全型共通》	73
(4) 継続教育(CPD)の状況 《全型共通》	76
1.7.7 別表関係	78
(1) 沖縄県土木建築部が結んでいる災害に関する協定	78
(2) 建設系CPD協議会一覧【参考】	78
1.7.8 「③施工計画」における申請書及び評価に関する留意事項(技術提案を含む)	79
(1) 施工計画の評価について	79
(2) 工程管理に係わる技術的所見 《簡易型Ⅰ型》	79
(3) 工程管理に係わる技術的所見 《標準型・高度技術提案型》	80
(4) 施工上の課題に対する技術的所見 《簡易型Ⅱ型・標準型・高度技術提案型》	81
(5) 施工上配慮すべき事項 《簡易型Ⅱ型・標準型・高度技術提案型》	83
(6) 材料の品質管理に係わる技術的所見 《簡易型Ⅱ型・標準型・高度技術提案型》	84
(7) 企業の高度な技術力	85
(8) VE提案(施工計画含む)	85
1.7.9 総合評価方式における年度の取扱いについて	86

2. 総合評価の方法	87
2. 1 加算点及び技術評価点の算出	87
2. 1. 1 特別簡易型及び簡易型 (I 型・II 型) における技術評価点の算出	87
2. 1. 2 標準型・高度技術提案型における技術評価点の算出	87
2. 2 評価値の算出 (落札者の決定)	89
3. 総合評価落札方式の評価内容の担保 (ペナルティー)	90
3. 1 履行の担保	90
(1) 企業の能力等に関する事	90
(2) 施工計画 (工程管理) に関する事 《簡易型 I 型》	90
(3) 施工計画に関する事 《簡易型 II 型・標準型・高度技術提案型》	90
(4) 技術提案 (VE 提案) に関する事	91
3. 2 留意事項	91
4. その他	92
4. 1 施工体制確認型総合評価方式	92
4. 1. 1 施工体制確認型総合評価方式とは	92
(1) 概要	92
(2) 審査及びヒアリングの実施について	92
4. 1. 2 評価内容について	93
(1) 施工体制評価項目、評価基準及び配点	93
(2) 技術提案 (施工計画) の実施に係る確実性の評価 (基礎点及び加算点の見直し)	93
4. 1. 3 審査の実施内容	93
(1) 審査方法及び追加資料について	93
4. 1. 4 提出を求める追加資料について	94
(1) 追加資料について	94
(2) 提出依頼及び期限	94
(3) 追加資料の提出に関する注意事項	94
4. 1. 5 評価について	94
4. 1. 6 その他	95
4. 1. 7 見直し加算点の算出及び基礎点の見直し	95
(1) 見直し加算点	95
(2) 技術評価点の算出	95
4. 1. 8 評価値の算出 (落札者の決定)	95
5. 総合評価方式 (事後審査) の流れ	95
6. 審査結果等のとりまとめ	100
7. 審査結果の公表について	100
8. 改定履歴 (概要)	101

適 用

総合評価方式の運用（以下「運用」という。）は、「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン(2016年4月改正)」(以下「ガイドライン」という。)を参考に作成したものである。

運用に記載している評価項目等の設定については、あくまでも一般的、標準的なものとして記載しているものであり、個々の工事における評価項目等の設定に当たっては、工事特性、施工技術特性、地域特性等に応じて適切に行うこととすること。

また、各課及び各事務所においては、ガイドライン及び運用を参照しつつ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)の趣旨に照らし、基本方針に定める事項が適切に措置できるよう努めること。

【令和7年6月版の主な改定内容】

今回の主な改定は以下のとおりである。なお、この改定は令和7年6月1日以降公告の工事より適用する。

(1) 入札参加資格要件及び評価に関する留意事項の修正

1. 総合評価方式

総合評価方式は以下により実施するものとする。

- 沖縄県土木建築部一般競争入札参加資格委員会設置要領（平成6年1月6日）（以下「委員会設置要領」という。）
- 沖縄県発注の建設工事に係る一般競争入札実施要領（平成6年7月27日土総第736号）（以下「実施要領」という。）
- 沖縄県土木建築部発注の建設工事に係る総合評価一般競争入札試行要領（平成18年9月29日土企第1035号）（以下「試行要領」という。）
- 沖縄県土木建築部発注の建設工事に係る施工体制確認型総合評価一般競争入札試行要領（平成19年6月25日土企第742号）（以下「施工体制要領」という。）
- 沖縄県土木建築部低入札価格調査制度要領（平成10年7月29日土総第895号）（以下「低入調査要領」という。）
- 沖縄県土木建築部における事後審査型総合評価一般競争入札の試行に関する取扱（平成24年10月23日土企第1660号）（以降「試行取扱」という。）

要領等については、沖縄県土木建築部技術・建設業課のホームページを参照。

1. 1 総合評価方式とは

総合評価方式とは、これまでの「価格のみの競争」に代わり、価格と企業の技術提案を総合的に評価して落札者を決定する方式です。

発注者は企業から提出された技術提案の内容を得点化し、この得点と提出された価格を評価した「評価値」を用いることによって、最もコストパフォーマンスの優れた提案を、技術と価格の両面から客観的に判定する方式となっています。

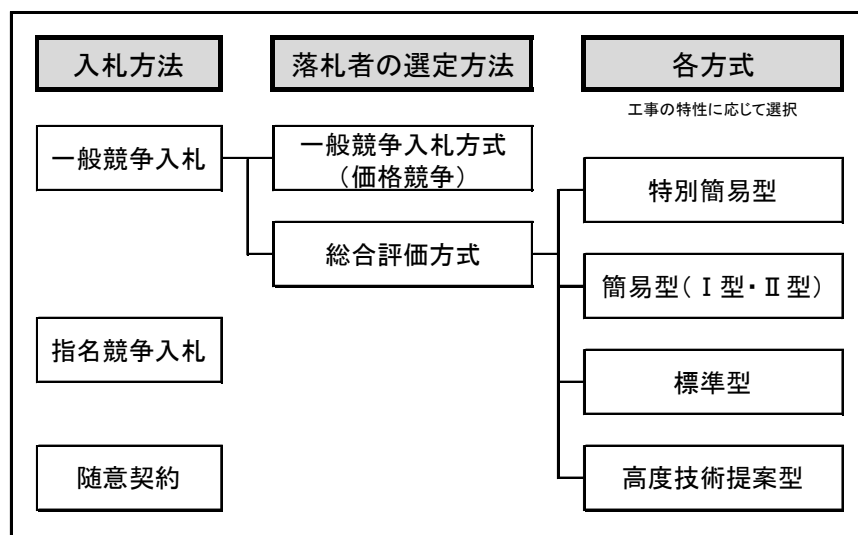
$$\frac{\text{得点}}{\text{価格}} = \text{評価値}$$

⇒ 評価値が最も高い企業が落札者となる

1. 1. 1 一般競争入札における総合評価方式の位置付け

県土木建築部では入札方法として「一般競争入札」、「指名競争入札」、「随意契約」の3種類、また、一般競争入札における落札者の選定方法として「一般競争入札方式（価格競争）」、「総合評価方式」の2種類を採用しています。

総合評価方式においては、工事の特性に応じて特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型の4つの方式を採用しています。



1. 1. 2 各段階における方式の選択について

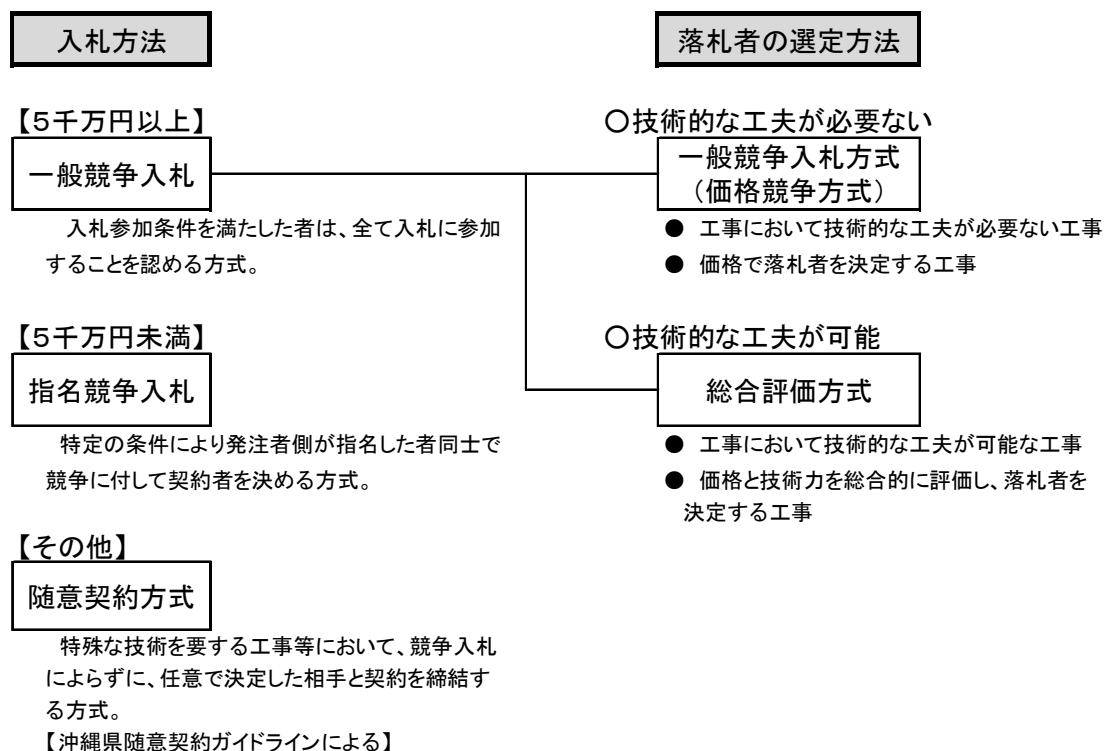
(1) 入札参加資格者の選定方法

工事規模が5千万円以上の場合は、一般競争入札方式となる。

5千万円未満の場合は指名競争入札としており、その他特殊な技術を要する工事等において、随意契約方式を採用している。

(2) 落札者の選定方法

工事において、技術的な工夫が必要ない工事は、価格で落札者を決定する「一般競争入札方式(価格競争方式)」とし、技術的な工夫が可能な工事については、価格と技術力を総合的に評価する「総合評価方式」としている。



○一般競争入札方式とは

入札参加条件を設定し、参加条件を満たした者は全て入札に参加することを認める方式をいう。

なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める金額以上の工事は、特定調達契約とする。

1. 2 総合評価方式の基本的事項

総合評価方式の適用に当たっては、当該工事の難易度(技術的な工夫の余地)や予定価格(工事規模)に応じて、次に掲げるいずれかの方式を選択する。

1. 2. 1 総合評価方式の概要及び種類

特別簡易型、簡易型(I型・II型)、標準型(従来型)、高度技術提案型の4方式とし、工事の特性(工事規模・技術的な工夫の余地)に応じて、いずれかの方式を選定する。

(1) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工計画の評価を要件とせず、施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式である。

原則、工事規模1.5億円未満の工事に適用する。(平成22年3月30日付け土技第1333号)

ただし、技術提案に差が付かないと見込まれる工事については、この限りではない。この場合、所管課と調整のうえ、各発注部署にて適用理由を整理すること。(平成23年3月25日付け土技第1348号)

(2) 簡易型(I型、II型)

技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画等において、工事内容の理解度、施工に当たっての工夫などの技術力を評価し、価格との総合評価を行う方式である。

1) 簡易型I型

施工上の技術的課題が少ない工事においては、技術的工夫の範囲や効果が限定されるため、発注者が示す仕様に基づく適切で確実な施工を行う能力を有しているか、簡易な施工計画(工程管理)により評価する方式である。

2) 簡易型II型

施工上の技術的課題について、発注者が示す仕様に基づく適切で確実な施工を行う能力を有しているか、簡易な施工計画による技術提案により評価する方式である。

(3) 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、交通や環境への影響緩和、工期の短縮、安全対策等の観点から、工事内容を実現するための施工上の技術提案を求め、価格との総合評価を行う方式である。

※ なお、提案者に対しては、当該技術提案の改善を求めるか、又は改善を提案する機会を与えることができる。(ただし、予め入札説明書に記載しておく必要がある。)

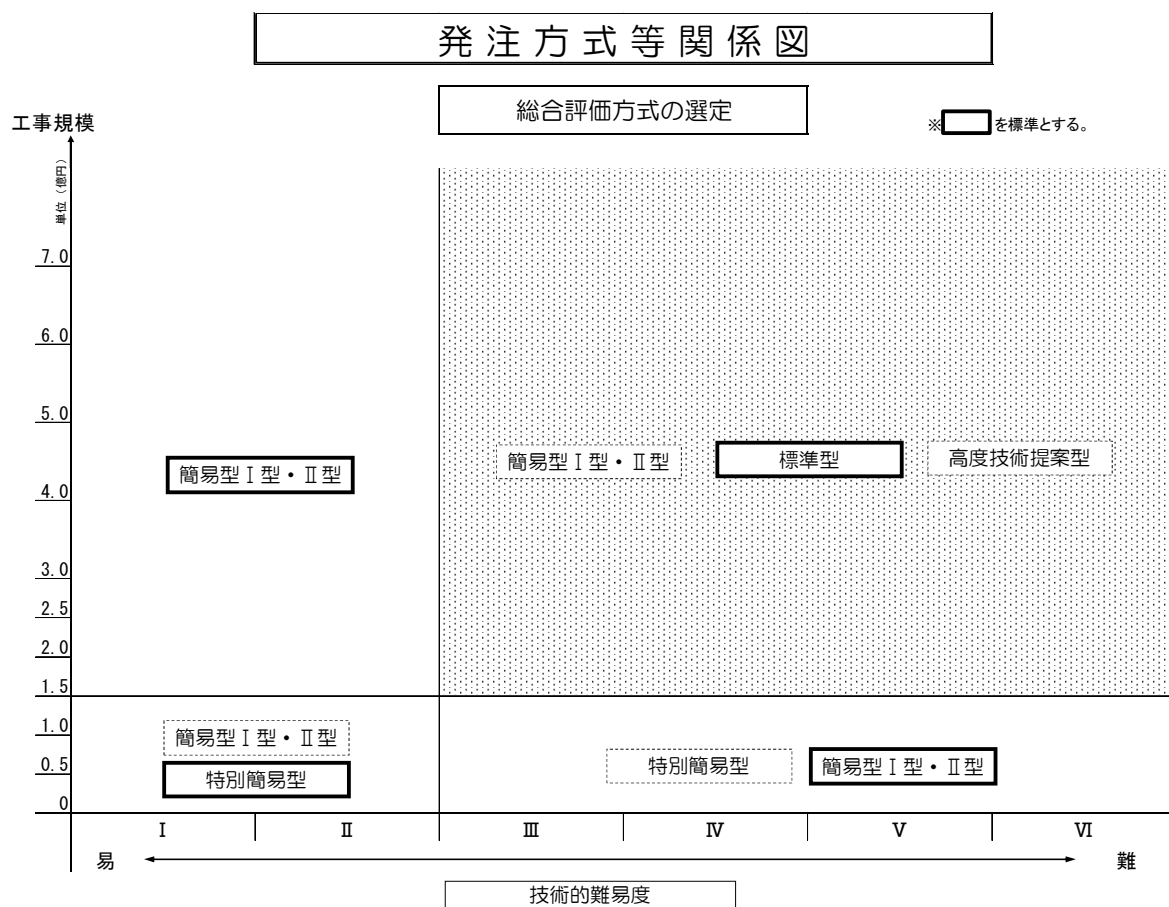
(4) 高度技術提案型

技術的な工夫の余地がより大きい工事において、設計段階から工事目的物についての提案を認める等、提案範囲を拡大し、強度、耐久性、環境に対する性能、景観、ライフサイクルコスト等の観点から、高度な技術提案を求め、価格との総合評価を行う方式である。

※ なお、提案者に対しては、当該技術提案の改善を求めるか、又は改善を提案する機会を与えることができる。(ただし、予め入札説明書に記載しておく必要がある。)

また、技術提案の審査の結果を踏まえて最適案を決定し、予定価格を定めることができる。(要学識経験者の意見)

1. 2. 2 発注方式等関係図及び工事の技術的難易度



工事の技術的難易度

事業 分類	工事区分	工事難易度					
		低い I	← II	III	IV	→ V	高い VI
河川	堤防、護岸、床止め・床固め、浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	樋門・樋管、水路トンネル（推進）、伏せ越し、揚排水機場		易	やや難	難		
	堰・水門、水路トンネル（山岳、シールド、開削）			易	やや難	難	
海岸	堤防、護岸、養浜、浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	突堤・離岸堤		易	やや難	難		
砂防・ 地滑り	流路工、維持管理	易	やや難	難			
	砂防ダム、斜面对策		易	やや難	難		
ダム	維持管理	易	やや難	難			
	転流トンネル			易	やや難	難	
	堤体工				易	やや難	難
公園		易	やや難	難			
道路	舗装、道路付属施設、切土・盛土工、法面工、カルバート工、擁壁工、排水工 等	易	やや難	難			
	共同溝（推進・開削）、橋梁上部・下部工、電線共同溝・CAB		易	やや難	難		
	トンネル（山岳、シールド、開削）、共同溝（シールド）			易	やや難	難	
	トンネル（沈埋）				易	やや難	難
港湾、 港湾海 岸	ブロック類製作工事	易	やや難	難			
	浚渫揚土工事、防波堤工事（ブロック式）、岸壁工事（杭式栈橋を除く）、地盤改良工事、基礎工事、ケーソン製作工事		易	やや難	難		
	防波堤工事（ケーソン式）、岸壁工事（杭式栈橋）			易	やや難	難	
	沈埋トンネル工事				易	やや難	難
空港	舗装工（道路・駐車場）、切土工、盛土工、斜面安定・法面工、カルバート工、擁壁工、排水工、柵工、緑化工、標識工、付帯施設工、撤去工、その他	易	やや難	難			
	共同溝工（推進工法）、橋梁上部工、橋梁下部工、舗装工（基本施設）、ケーブルダクト工、地盤改良工		易	やや難	難		
	トンネル工（シールド工法・開削工法）、共同溝工（シールド工法）			易	やや難	難	
	トンネル工（沈埋工法）				易	やや難	難
営繕	簡易（倉庫、車庫等）	易	やや難	難			
	一般（庁舎、研修施設等）		易	やや難	難		
	特殊（美術館、研修施設等）			易	やや難	難	特に難

出典：国土交通省 請負工事成績評定要領

1. 2. 3 審査及び評価（各委員会の所掌）

技術提案の審査・評価は、次の各委員会等により行う。各々の方式と委員会の所掌との関係は、次表に示す。

委員会等は試行要領及び委員会設置要領により定める。

（１） 一般競争入札参加資格委員会

一般競争入札参加資格委員会については、委員会設置要領に定めるものとする。

（２） 技術審査会

特別簡易型及び簡易型（Ⅰ型・Ⅱ型）の評価項目の設定及び審査・評価を行う。

1) 技術審査会の構成について

- a) 本庁において工事を監督する工事については、本庁主務課の課長及び課長が指名する者をもって構成する。
- b) 土木建築部の出先機関において工事を監督する工事については、所長及び所長が指名する者をもって構成する。

2) 技術審査会の運営について

- a) 本庁においては主務課の課長、出先機関においては所長が会務を統括する会長を務める。
- b) 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
- c) 審査会は、構成員の過半数をもって成立する。
- d) 審査会が必要と認める場合は、他の職員を参加させることができる。

（３） 総合評価審査委員会（仮称）

- 1) 標準型及び高度技術提案型は、技術審査会に学識経験者２名程度を加えた委員会を設置する。
- 2) 標準型及び高度技術提案型の技術提案（定量項目又は定性項目）の評価項目及び評価基準の審議・設定を行う。
- 3) 標準型及び高度技術提案型の技術提案の審査及び評価を行う。

総合評価方式の審査・評価所掌一覧表

総合評価方式	特別簡易型 簡易型(Ⅰ・Ⅱ型)		標準型		高度 技術提案型	
所掌 委員会等	評価項目 の設定	技術提案 資料の 審査・評価	評価項目 の設定	技術提案 資料の 審査・評価	評価項目の 設定	技術提案 資料の 審査・評価
技術審査会	○	○	—	—	—	—
総合評価審査委員会	—	—	○	○	○	○
一般競争入札参加資格委員会	○	○	○	○	○	○

1. 2. 4 学識経験者の意見聴取

地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び試行要領により、技術審査会の審査・評価に対し、学識経験者2名より意見聴取を行う。

学識経験者の任期は、2年以内とする。ただし、再任することができる。

1. 3 入札方法等

1. 3. 1 総合評価方式の対象工事

原則、設計金額（税込み）5千万円以上の工事

1. 3. 2 入札方法

(1) 簡易型（Ⅰ・Ⅱ型）及び特別簡易型

- 1) 価格をもって入札する。

(2) 標準型

- 1) 価格をもって入札する。
- 2) VE提案が認められた者は、価格、VEの提案値又は提案内容及びVE提案に係る施工計画をもって入札する。
- 3) 施工計画は、申請書等の提出時から内容を変更してはならない。内容等の変更があった場合は入札無効となる。
- 4) 主務課又は事務所工事担当班は、入札に立ち会い、工事内訳書、施工計画及び添付資料の確認を行うこと。

1. 4 基本事項（共通事項）

（１）用語の定義

- 1) 年度等について
 - a) 当該年度とは、公告日の属する年度とする。
 - b) 「土木建築部」とは、旧宮古支庁・八重山支庁の土木建築課及び旧八重山支庁新石垣空港建設課を含む。
- 2) 特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体について
 - a) 特定建設工事共同企業体は特定JV、経常建設共同企業体は経常JVという。
 - b) 特定JV及び経常JVにおける構成員とは、代表者及び代表者以外の構成員をいう。
- 3) 企業合併の取扱について
 - a) 企業合併(吸収合併)の場合、合併により消滅する会社の施工実績は、全て吸収合併後存続している会社の実績として取扱うものとする。なお、当該会社の実績としての取り扱いは、建設工事入札参加資格承継の承認を受けた日以降とする。
- 4) 同一工種及び同種工事について
 - a) 「工種」とは、建設業法第2条別表第1の上欄に掲げる各種建設工事（土木一式工事、建築一式工事等）のことであり、「同一工種」とは、発注工事と同一の工種を意味する。
 - b) コリンズの登録内容確認書により同一工種の確認を行う場合は、「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」の欄で確認する。
 - c) トンネル、橋梁等の高い技術力を要すると思われる工事については、同一工種を「同種工事」に置き換える。なお、同種工事の設定については、「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて（国土交通省平成17年9月）」の〔参考5〕及び「同種工事、より同種性の高い工事の設定例（国土技術政策総合研究所 総合技術政策研究センター建設マネジメント技術研究室 平成25年3月）」を参考にすること。

（２）申請書、確認資料、証明資料、追加資料について

- 1) 申請書、確認資料及び証明資料について
 - a) 申請書、確認資料及び証明資料(以下、申請書等)については以下のとおり。

申請書等	自己評価表	自己評価表 (別記様式1)
	申請書	入札参加資格確認申請書 (別記様式1-1、1-2、1-3)
	確認資料	入札参加資格確認資料 (別記様式2、3、3-1～4、4-1～5、5、6、6-2～3、7、8、9)
	証明資料	申請書及び確認資料の内容を証明する資料 (別記様式10、10付表、10-2) ※開札後、発注者が提出を求めた場合に提出。 (自己評価型の場合は、申請書及び確認資料も合せて提出。)

1) 追加資料について

a) 追加資料における様式は以下のとおり。

追加資料	様式 1～17 及び添付資料 ※開札後、契約担当者(発注者)が提出を求めた場合に提出。 ※4.1.4 参照
------	---

2) 提出について

- a) 入札参加資格確認申請書の押印は必要ないものとするが、提出時に提出者の本人確認及び直筆サインを行うものとする。郵送による提出の場合も記載責任者が直筆サインを行うこと。申請書等が複数提出されるなど不測の事態があった場合、確認することがある。
- b) 提出期限を過ぎた後、申請書等の修正、差し替え、追加、再提出は認めない。ただし、契約担当者が求めた場合又は総合評価でV E 提案の改善を求めた場合のV E 提案資料はその限りではない。
- c) 証明資料は申請書及び確認資料の内容を確認するものであり、申請書及び確認資料に対する原則全ての証明資料を提出すること。ただし、6)及び7)に記載する場合を除く。
- d) 申請書等及び追加資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- e) 申請書等及び追加資料は、入札参加資格、総合評価における評価及び施工体制の確認のため以外に使用しない。
- f) 提出された申請書等や追加資料は、返却しない。

3) 発注者における申請書等、追加資料の確認

- a) 評価は提出された申請書及び確認資料により行い、それらの確認は提出された証明資料により行う。
- b) 証明資料による確認の結果、申請書及び確認資料の記載に誤りがあった場合、評価は下方修正のみを行う。建設行政情報システム(県のシステム)でも申請書及び確認資料の内容確認を行い、内容が異なる場合は評価の下方修正のみを行う。

4) 書類不備等の場合

- a) 受理した書類に記載漏れや添付漏れがあった場合は入札無効となる。また、関連する評価項目について評価対象としない、評価の下方修正とすることがある。ただし、事後審査(自己評価型)は、1.5 事後審査(自己評価型)についての d) を参照。
- b) 申請書等に虚偽の記載があった場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領(以下「指名停止措置要領」という。)」に基づく指名停止を行うことがある。
- c) 申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。

5) 申請する工事における重複する証明資料の省略について

- a) 証明資料は他様式と重複する場合でも添付を省略せず、様式毎に提出することを原則とするが、別記様式 10 付表を添付することにより重複する証明資料の提出を省略できる。
- b) 別記様式 10 付表又は証明資料の提出が無い場合、書類不備として取扱う場合がある。

6) 年度内同一工種における重複する証明資料の省略について

- a) 証明資料は工事毎に提出することを原則とするが、当該年度内同一工種における既に証明資料を提出した工事がある場合及び工事を複数分割し同時に発注する場合は、別記様式 10-2 を添付することで重複する証明資料の提出を省略できる。
- b) 別記様式 10-2 又は証明資料の提出が無い場合、書類不備として取扱う場合がある。

別記様式10-2の提出により省略可能な証明資料

省略に関する条件

- 当該年度内
- 同一工種
- 証明資料提出済み
(同時に複数分割発注する場合も可)
- ※ 発注機関は異なっても可能。



【同一工種(同種工事)の施工実績・表彰(別記様式2)】関係の下記資料

- 工事成績評定通知書(写)
- 登録内容確認書竣工登録(写)又は工事内容等を証明する資料(契約書等(写))
- 沖縄県土木建築部以外の表彰の場合、表彰状(写)
- JV工事の構成員としての実績の場合、出資比率を証明する資料(契約書等(写))

【近隣地域内での施工実績(別記様式5)】関係の下記資料

- 登録内容確認書竣工登録(写)又は工事内容等を証明する資料(契約書等(写))

【工事成績(別記様式7)】関係の下記資料

- 工事成績評定通知書(写)
- 登録内容確認書竣工登録(写)又は工事内容等を証明する資料(契約書等(写))
- JV工事の構成員としての実績の場合、出資比率を証明する資料(契約書等(写))

【手持ち工事量(別記様式8) 過去3年間の平均受注額(B)】関係の下記資料

- ※ 当該年度受注額に係る資料は省略不可
- 登録内容確認書竣工登録(写)又は工事内容等を証明する資料
- 当初契約書(写)
- 年度毎の受注額(年度毎の支払限度額)がわかる資料(契約書第40条等当該ページ写し又は仮契約後の当該通知の写し等)
- JV工事の構成員としての実績の場合、出資比率を証明する資料(契約書等(写))

【社会資本維持活動の実績(別記様式9)】関係の下記資料

- 活動内容を証明する資料(新聞記事、表彰状、証明書等)

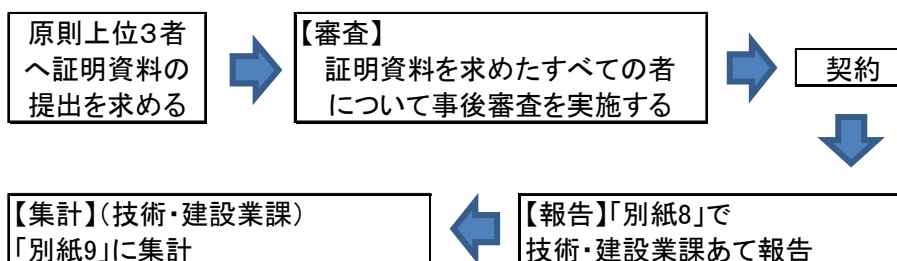
【災害協定締結の有無(別記様式9)】関係の下記資料

- 協定締結証明書(写)
- 所属する団体名簿の表紙及び自社該当箇所の写し

- c) 別記様式10-2の提出があった場合、発注者は、別紙9により証明資料の内容を確認する。

(3) 証明資料を求めた場合の審査について

- 証明資料の提出を求めた者すべてについて、事後審査を行うこと。
- 発注者は、落札決定後速やかに事後審査の結果について、別紙8により技術・建設業課長あて報告すること。



- c) 施工計画を求めた場合、提案内容及び評価結果等を速やかに技術・建設業課へ報告すること。(簡易型I型を除く)

(4) 技術者育成型（専任補助者を配置する場合）について

評価項目における「若手・女性担当技術者の配置」（60 ページ）とは異なる制度である。

若手技術者又は主任技術者や管理技術者等の役職経験の少ない技術者を配置予定技術者（※）とする場合、より経験のある技術者を当該工事の専任補助者として配置することが可能で、配置予定技術者（※）の育成を図る制度である。（制度適用の有無については、公告文及び入札説明書等を確認すること。）

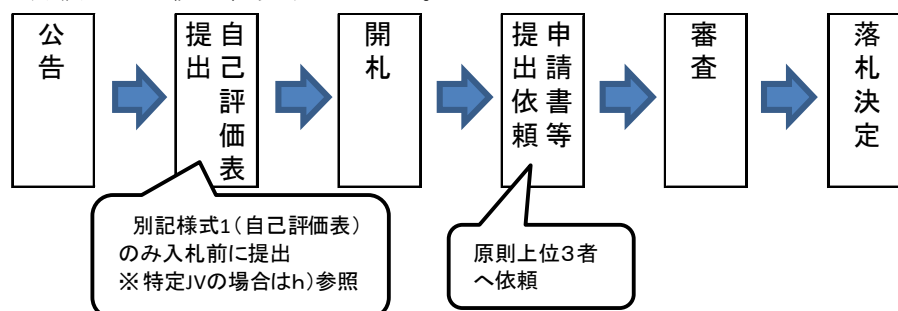
- a) 配置予定技術者（※）と専任補助者両方とも、入札公告で求める入札参加資格における配置予定技術者の要件を満たすことが必要である。
- b) 別記様式 3-2 における専任補助者の能力等で評価を行う。
- c) 専任補助者は、現場代理人を兼任できるものとする。
- d) 専任補助者を配置した工事が完成し、かつ工事成績が 65 点以上であった場合は、配置予定技術者（※）及び専任補助者の両方の実績と認める。

（※）配置予定技術者は、若手技術者（35 歳未満）又は年齢に限らず主任技術者や監理技術者等の「役職あり」での現場経験の少ない技術者を含む。

1. 5 事後審査（自己評価）型について

事務の効率化及び負担軽減のため、事後審査型において自己評価型を導入している。

- a) 対象工事は、「特別簡易型」及び「簡易型Ⅰ型」において、発注する工事とする。
- b) 自己評価型の手続は、以下のとおり。



- c) 自己評価表の押印は必要ないものとするが、提出時に提出者の本人確認及び直筆サインを行うものとする。郵送による提出の場合も記載責任者が直筆サインを行うこと。自己評価表が複数提出されるなど不測の事態があった場合、確認することがある。
- d) 公告で入札参加資格とした項目については、申請書や確認資料に記載漏れ等の不備があっても、証明資料や建設行政情報システム等で内容確認できた場合は、入札参加資格を認める。ただし、事後審査（自己評価）型以外は、1.4 基本事項（共通事項）(2)4 書類不備等の場合 a) を参照。
- e) 自己評価表に記載漏れがあった場合、その評価項目については、最低点に下方修正を行う。記載ミスの場合は、評価の下方修正のみを行う。
- f) 自己評価表を実際より高く評価して提出しても、申請書等提出後に行う審査において下方修正を行い、得点順位が入れ替わった場合は、次順位の者が落札者となる。
- g) 自己評価型では、以降「申請書及び確認資料提出期限日」を「自己評価表提出期限日」と読み替える。なお、自己評価表提出期限日の翌日から申請書等の提出期限日までの期間に新たに手持ち工事量の増や受賞、各証明書の取得などが生じたとしても、確認資料及び証明資料は提出した「自己評価表」（自己評価表提出期限日）の内容を証明するものとする。
- h) 特定JVの場合、自己評価表（別記様式1）に加え、共同企業体資格審査申請書等も併せて提出すること。

1. 6 総合評価方式における入札参加資格等について

1. 6. 1 入札参加資格要件

(1) 必須事項

- 1) 自治令第167条の4の規定に該当しない者。但し、同条第2項に該当する者で特に必要がある場合はこの限りでない。
 - a) 別記様式1-2に記入すること。
- 2) 沖縄県の建設工事入札参加資格者名簿に登録され、かつ、建設業法に定める許可を受けた者であること。
 - a) 別記様式1-2に記入すること。
 - b) 「建設業の許可について（通知）」及び「入札参加適格合格通知書」の写しにより確認する。
- 3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - a) 別記様式1-2に記入すること。
- 4) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けたものであって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。
 - a) 別記様式1-2に記入すること。
 - b) 経営事項審査結果通知書の写しにより確認する。
- 5) 所定の資格要件を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。なお、特例監理技術者の配置については、特記仕様書によるものとする。

例： 1級土木施工管理技士、又はこれと同等以上の資格を有する者

 - a) 別記様式1-2、別記様式3（技術者育成型の場合は「別記様式3-2」を含む）に記入すること。
 - b) 「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のいずれかを満たす者をいう。
 - ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者
 - ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「林業－森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者
 - ・ その他、特記仕様書によるものとする。
 - c) 配置予定技術者にあつては、申請日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。（有効な健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可）により確認する。）
 - d) ~~監理技術者の専任配置の特例（専任特例）についての適否、また、専任特例の要件や義務を認める工事は、特記仕様書で示すものとする。専任特例の対応を~~予定している場合、別記様式3-4に記入すること。申請書及び確認資料提出後の審査では、別記様式3-4のチェック状況の確認のみとし、要件を確認するための資料の提出は、落札決定後に求めるものとする。
- 6) 申請書及び確認資料提出期限日から落札決定までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。※自己評価型の場合、1.5 g)参照。

- a) 別記様式 1-2 に記入すること。
- 7) 当該工事に係る設計業務等の受託者(受託者が設計共同体の場合においては、当該設計共同企業体の各構成員をいう。以下同じ)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- a) 別記様式 1-2 に当該工事との関係の有無について記入すること。
- b) 設計業務等の受託者と関連がある場合、出資状況等の確認ができる資料を提出すること。
- 8) 入札に参加しようとする者との間に資本関係、人的関係又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。
- a) 別記様式 1-2 に参加者間の関係の有無について記入すること。
- 9) 警察当局から排除要請がないこと。
- a) 別記様式 1-2 に記入すること。
- 10) 同一工種又は同種工事の施工実績があること。
- a) 別記様式 2 に同一工種(又は同種工事)の施工実績を記入すること。(元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績であること。)
- b) 施工実績の証明資料(登録内容確認書竣工登録[コリンズ登録の場合]、契約書、工事成績評価通知書等)を提出すること。証明資料により実績を確認すること。
- c) 共同企業体の取扱いは、以下のとおりとする。
- ・ 特定 J V 又は経常 J V の構成員として施工した施工実績は、各構成員が単独で施工した実績とみなす。ただし、出資比率 20% 以上のものに限る。
 - ・ 特定 J V として申請する場合は、代表者の施工実績を評価する。
 - ・ 経常 J V として申請する場合は、経常 J V としての施工実績を評価するが、経常 J V としての施工実績がない場合は、代表者の施工実績を評価する。
- d) 同一工種(又は同種工事)の施工実績 1 件で評価する。
- e) 施工実績はそれぞれ以下の期間を評価の対象とする。
- ※ 自己評価型の場合、1.5 g) 参照。

同一工種	当該年度を含まない過去 10 年度当初から申請書及び確認資料提出期限日まで
同種工事	当該年度を含まない過去 15 年度当初から申請書及び確認資料提出期限日まで

- 11) 施工計画が適正であること。 《簡易型Ⅰ型・簡易型Ⅱ型・標準型・高度技術提案型》
- a) 施工計画の項目は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ・ 工程管理 (別記様式 4-1) | ・ 施工上の配慮 (別記様式 4-3) |
| ・ 施工上の課題 (別記様式 4-2) | ・ 品質管理 (別記様式 4-4) |

- b) 「施工計画の評価細目」は、工事案件毎に適宜設定すること。
- c) 補足説明の図面を添付させる場合は、1 枚程度と制限することが望ましい。
- d) 提出された施工計画の中で 1 課題でも不適格があれば、入札無効とする。

例： 工程管理

- ・ 準備・後片付けが工程に考慮されていない。
- ・ 基本的な工種が抜けている。

- ・ 工程の実施手順が後先になっているものがある。
- ・ 工程表と技術的所見の内容が整合しない。

例： 施工上の課題及び配慮事項

- ・ 発注者側が課題に示した条件が考慮されていない。
- ・ 課題に対して、現場における対応の記述が不明確。
- ・ 配慮事項の選定理由とその対応の具体内容が整合していない。

例： 品質管理

- ・ 品質管理基準に整合（劣っている）しない場合。

- e) 施工計画の評価は「1.7.8「③施工計画」における申請書及び評価に関する留意事項」により評価すること。

(2) 選択事項

- 1) 沖縄県の入札参加資格の登録をしている者（沖縄県の建設工事入札参加資格者名簿に〇〇工事業の〇〇等級として登録されていること）

（※ 特定JV及び経常JVの入札参加資格要件については、「沖縄県土木建築部特定建設工事共同企業体取扱要領」、又は「沖縄県土木建築部経常建設共同企業体取扱要領」を参考にすること。）

- 別記様式 1-2 に等級を記入すること。
- 建設業者格付名簿又は登録名簿により確認する。

- 2) 原則として、沖縄県内又は土木事務所等管内に、主たる営業所又は従たる営業所が存在すること。（トンネル、橋梁等は、地域を限定しないこともできる）

- 別記様式 1-2 に記入すること。
- 建設業許可申請書（様式第 1 号）及び別表又は別紙（営業所の所在地が記載されているもの）により確認する。

- 3) 経営事項審査の総合評定値が一定の点数以上であること。

- 別記様式 1-2 に経営事項審査の総合評定値を記入すること。
- 当該工事の同じ業種に係る直近のものであること。

- 4) 赤土等流出防止対策の施工実績があること。

- 別記様式 1-2、別記様式 2 に赤土等流出防止対策の直近の施工実績を記入させること。
- 赤土等流出防止対策の施工実績を入札用件に設定する場合、入札公告における「入札参加資格」の欄でその旨記載すること。
- 同種工事の施工実績を求める場合、赤土等流出防止対策の施工実績は、当該発注工事と同一工種とする。

- 「赤土等流出防止対策の施工実績」と「同一工種（同種工事）の施工実績」に係る工事は、必ずしも一致しなくて良い。この場合、それぞれ別記様式 2 を提出すること。

- 施工実績の証明資料（CORINS 登録、契約書、工事成績評定通知書等）により実績を確認する。なお、赤土事業行為届出等を単体で行っていない（大型工事等で複数の工事業者が協力して赤土事業行為届出等を行い、事業行為届出書等の工事施工者が他社の代表者となっている場合や事業名が別記様式 2 に示す工事名でない）場合は、g) に示す実績の確認ができないため、受理番号を確認できる書類（写）等を提出するものとする。

- 沖縄県土木建築部の発注した工事に係る施工実績については、当該施工実績における工事成績が 65 点未満の場合は、実績と認められず、入札無効とする。

- g) 発注者は、施工実績の実績確認について、「事業行為一覧(環境保全課)」により確認すること。確認できない場合は、実績と認められず、入札無効とする。
 - h) 共同企業体の取扱いは、以下のとおりとする。
 - ・ 特定JV又は経常JVの構成員として施工した施工実績は、各構成員が単独で施工した実績とみなす。ただし、出資比率20%以上のものに限る。
 - ・ 特定JVとして申請する場合は、代表者の施工実績を評価する。
 - ・ 経常JVとして申請する場合は、経常JVでの施行実績を評価するが、経常JVでの施工実績が無い場合は、各構成員の施工実績を評価する。
 - i) 施工実績1件で評価する。
 - j) 施工実績は、当該年度を含まない過去10年の年度当初から申請書及び確認資料提出期限日までとする。※自己評価型の場合、1.5 g)参照。
- 5) 専任補助者を配置する場合は、主任技術者又は監理技術者と同等以上の資格要件を満たす者を専任で配置できること。【1.6.1 入札参加資格要件(1)必須項目5) 所定の資格要件を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できることと。同じ資格要件を満たすこと】

1. 6. 2 入札参加資格の提出資料等

入札参加申込みに当たっては、下表の資格要件を付すとともに所定の様式を提出すること。

入札参加資格要件		総合評価項目	様式
【必須事項】			
①	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。	—	別記様式 1-2
②	沖縄県の建設工事入札参加資格者名簿に登録され、かつ、建設業法に定める許可を受けた者であること。	—	別記様式 1-2
③	会社更生法又は民事再生法に基づき更生(または再生)手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。	—	別記様式 1-2
④	経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。	—	別記様式 1-2
⑤	配置予定技術者について、申請日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。	—	別記様式 1-2
⑥	申請書及び確認資料提出期限日から落札決定までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。	—	別記様式 1-2
⑦	設計業務等の受託者(受託者が設計共同体の場合は、設計共同体の各構成員を含む。)と資本関係又は人事面での関連がないこと。	—	別記様式 1-2
⑧	他の入札参加者との間に、資本関係又は人的関係がないこと。	—	別記様式 1-2
⑨	警察当局からの排除要請がないこと。	—	別記様式 1-2
⑩	同一工種又は同種工事の施工実績があること。	○	別記様式 2
⑪	所定の資格要件を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。 なお、専任特例の適用については、特記仕様書によるものとする。	○	別記様式 3
⑫	施工計画が適正であること。(特別簡易型を除く)	○	別記様式 4

【選択事項】			
①	沖縄県の建設工事入札参加資格者名簿に〇〇工事業(の〇等級)として登録されていること。	—	別記様式 1-2
②	〇〇内に建設業法に基づく主たる営業所又は従たる営業所が存在すること。	○	別記様式 1-2
③	経営事項審査の直近の総合評定値が一定の点数以上あること。	—	別記様式 1-2
④	赤土等流出防止対策の直近の施工実績があること。	—	別記様式 2
⑤	専任補助者を配置する場合は、主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件を満たす者を専任で配置できること。	○	別記様式 3-2

1. 6. 3 入札参加資格審査のとりまとめ

審査結果は、「参-1」、「参-2」に示す総括表及び詳細表に整理する。

1. 7 評価項目及び評価基準

1. 7. 1 各方式の評価事項及び評価点（基本）

各方式の評価事項及び評価点は、次表を標準とする。

総合評価方式	評 価 事 項	評価点
特別簡易型	①企業の能力等 ②技術者の能力等	40 点
簡 易 型 (Ⅰ型・Ⅱ型)	①企業の能力等 ②技術者の能力等 ③施工計画	50 点
標 準 型	①企業の能力等 ②技術者の能力等 ③施工計画 ④企業の高度な技術力	60 点
高度技術提案型	①企業の能力等 ②技術者の能力等 ③施工計画 ④企業の高度な技術力	70 点

1. 7. 2 評価事項別評価細目

評価事項における評価事項及び評価細目の事例を下表に示す。工事発注に当たっては、本表を参考に評価項目を設定する。

評価事項	概要	評価細目	様式
①企業の 能力等	発注者が示す仕様書等に基づき、企業が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価する。	同一工種(又は同種工事)の施工実績	別記様式 2
		同一工種の工事成績	別記様式 7
		優良建設業者表彰	別記様式 2
		登録基幹技能者等の活用	別記様式 6
		同一工種の企業の手持ち工事量	別記様式 8
		I C T活用工事実績	別記様式 6-2
		労務費見積り尊重宣言	別記様式 6-3
		地域内での拠点の有無	別記様式 1-2
		近隣地域での施工実績	別記様式 5
		難工事施工実績	別記様式 6-2
		県内企業の下請活用	別記様式 6
		社会資本維持活動の実績	別記様式 9
		災害協定締結の有無	別記様式 6
②技術者の 能力等	発注者が示す仕様書等に基づき、施工に直接携わる配置予定技術者の工事を遂行する能力を評価する。	配置予定技術者の資格・年数	別記様式 3 (別記様式 3-2)
		同一工種(又は同種工事)の施工経験	
		優良技術者表彰	
		継続教育(C P D)の状況	
		施策関連項目	
③施工計 画	発注者が示す仕様や課題に対して施工上の工夫等を求め、企業の優れた技術力による技術提案を評価する。	工程管理に係わる技術的所見	別記様式 4-1
		施工上の課題に対する技術的所見	別記様式 4-2
		施工上配慮すべき事項	別記様式 4-3
		材料の品質管理に係わる技術的所見	別記様式 4-4

④企業の 高度な技 術力	施工上の課題等につ いて、企業による技術提 案を募り、工事の品質向 上を期待し評価する。	総合的なコスト	別記様式 4-5
		総合的なコスト削減に関する技術提案	
		性能・強度等	
		工事目的物の性能、機能の向上に関する 技術提案	
		環境の維持等	
		社会的要請への対応に関する技術提案	

1. 7. 3 評価項目の設定及び評価基準等

(1) 各方式における評価事項について

標準的な評価項目等の設定は、以下のとおりとする。

方 式			評価事項
標準型 高度技術提案型	簡易型 (Ⅰ型・Ⅱ型)	特別簡易型	①企業の能力等
			②技術者の能力等
			③施工計画
			④企業の高度な技術力

また、各方式における評価項目及び標準配点(案)を表－1に示す。

表－１ 方式毎の評価項目及び標準配点（案）

評価 事項	評価 項目	評価細目	特別簡易型		簡易型Ⅰ型		簡易型Ⅱ型		標準型		高度技術提案型	
			適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点
① 企業 の能力等		同一工種(又は同種工事)の施工実績	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10
		同一工種の工事成績	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10
		優良建設業者表彰	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5
		登録基幹技能者等の活用	◎	1	◎	1	◎	1	◎	1	◎	1
		手持ち工事量	◎	10	◎	10	◎	10	○	(10)		
		ICT工事 ※1)	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2
		労務費見積り尊重宣言	○	(1)	○	(1)	◎	1	◎	1	◎	1
		小計		38～39		38～39		39		29～39		29
	地 域 貢 献 度 度	地域内での拠点の有無 ※2) ※3)	◎	3	△	(3)	△	(3)	△	(3)		
		近隣地域での施工実績 ※2)	◎	2	△	(2)	△	(2)	△	(2)		
		難工事施工実績	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2
		県内企業の下請活用	◎	2	◎	3(2)	◎	3(2)	◎	3(2)	◎	3
		社会資本維持活動の実績	◎	2	◎	2(1)	◎	2(1)	◎	2(1)	◎	2
		災害協定締結の有無	◎	2	◎	4(2)	◎	4(2)	◎	4(2)	◎	4
		選択 若手・女性技術者の配置 施策関連項目	◎	2	◎	3(2)	◎	3(2)	◎	3(2)	◎	3
		小計		15		14		14		14		14
		①小計		53～54		52～53		53		43～53		43
② 技術 者の 能力等		配置予定技術者の資格・年数	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10	◎	5
		同一工種(又は同種工事)の施工経験	◎	15	◎	15	◎	15	◎	15(5)	◎	5
		優良技術者表彰	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5
		継続教育(C P D)の状況	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10	◎	5
		小計		40		40		40		30～40		20
	リ ン グ	技術者の専門技術力			○	(5)	○	(5)	○	(5)	◎	5
		当該工事の理解度・取り組み姿勢			○	(5)	○	(5)	○	(5)	◎	5
		技術者のコミュニケーション力			○	(5)	○	(5)	○	(5)	◎	5
		小計				(0～15)		(0～15)		(0～15)		15
		②小計		40		40～55		40～55		30～55		35
③ 施 工 計 画		工程管理に係わる技術的所見			◎	○か×			◎	(20)	◎	(20)
		施工上の課題に対する技術的所見					◎	(20)	◎	(20)	◎	(20)
		施工上配慮すべき事項					1課題以上 設定する	(20)	2課題以上 設定する	(20)	2課題以上 設定する	(20)
		材料の品質管理に係わる技術的所見					設定する	(20)		(20)		(20)
		③小計						20～60		40～80		40～80
①＋②＋③合計				93～94		92～108		113～168		113～188		118～158
④ 企業 の高度な技術力	総 合 的 な コ ス ト	総合的なコストの低減に関する技術提案										
		技術提案の提案値							○		○	
		技術提案に係る具体的な施工計画							○	優 良 可	○	優 良 可
	強 性 能 等	工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案										
		技術提案の提案値							○		○	
		技術提案に係る具体的な施工計画							○	優 良 可	○	優 良 可
	維 持 境 等 の	社会的要請への対応に関する技術提案										
		技術提案の提案値							○		○	
		技術提案に係る具体的な施工計画							○	優 良 可	○	優 良 可
		④合計										

◎： 原則必須項目とする。

○： 積極的に評価する項目。

△： 入札参加資格要件等により適切に評価する項目。

※１） 営繕工事は原則として対象外とする。

※２） 特Ａのみ対象工事は原則として対象外とする。

※３） 県内外の企業が参加する場合は、原則として県内の拠点を評価する。

(２) 特別簡易型

評価項目別評価基準（案）は、表 特簡－１のとおりとする。

表 特簡－１ 「特別簡易型総合評価方式」の評価基準（案）

評価事項	評価項目	評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準	備考	
① 企業の能力等		同一工種(又は同種工事)の施工実績	過去10年間の同一工種の施工実績(又は過去15年間の同種工事の施工実績)	10	10.0	同一工種（同種工事）で、沖縄県又は国の実績あり	別記様式 2	
					5.0	同一工種（同種工事）で、県内市町村の実績あり		
					0.0	同一工種（同種工事）で、その他の実績あり		
		同一工種の工事成績	土木建築部での過去5年間の同一工種における工事成績の平均点	10	10.0	80点以上	別記様式 7	
					9.0	79点以上、80点未満		
					8.0	78点以上、79点未満		
					7.0	77点以上、78点未満		
					6.0	76点以上、77点未満		
					5.0	75点以上、76点未満		
					4.0	74点以上、75点未満		
					3.0	73点以上、74点未満		
					2.0	72点以上、73点未満		
					1.0	71点以上、72点未満		
					0.0	71点未満又は実績なし		
		優良建設業者表彰	過去3年間の優良建設業者表彰の有無	5	5.0	県知事表彰の実績あり	別記様式 2	
					3.0	県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国（局長）の表彰実績あり		
					2.0	県土木建築部（各事務所長、各課長）又は国（部長、事務所長等）の表彰実績あり		
					0.0	なし		
		登録基幹技能者等の活用	登録基幹技能者等の活用として、1名以上配置の有無(登録基幹技能者又は発注者の指定する技能者)	1	1.0	配置する	別記様式 6	
					0.0	配置しない		
		同一工種の企業持ち工事量	当該年度受注額÷過去3年間の平均受注額＝持ち工事量比率	10	10.0	手持ち工事量比率<0.25	別記様式 8	
	8.0				0.25≦手持ち工事量比率<0.50			
	6.0				0.50≦手持ち工事量比率<0.75			
	4.0				0.75≦手持ち工事量比率<1.00			
	2.0				1.00≦手持ち工事量比率<1.25			
	0.0				1.25≦手持ち工事量比率			
	ICT活用工事実績※1)	過去2年間のICT 活用証明書の有無	2	2.0	ICT 活用証明書が発行された実績あり	別記様式 6-2		
				0.0	ICT 活用証明書が発行された実績なし			
	労務費見積り尊重宣言促進モデル工事	労務費(労務賃金)を内訳明示する取組の有無	0 (1)	0 (1.0)	「労務費見積り尊重宣言」を公表し、下請企業への見積り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示する取組を誓約する	別記様式 6-3		
				0 (0.0)	誓約しない			
	小計				38～39			
	地域貢献度	地域内での拠点の有無	地域内における主たる及び従たる営業所の有無	3	3.0	〇〇内に主たる営業所あり	別記様式 1-2	
1.5					〇〇内に従たる営業所あり			
0.0					上記以外			
近隣地域での施工実績		過去2年間の近隣地域(〇〇事務所管内)の同一工種(又は同種工事)の実績	2	2.0	3件以上	別記様式 5		
				1.0	1～2件			
				0.0	0件			
難工事施工実績		過去1年間の難工事施工実績証明書の有無	2	2.0	難工事施工実績証明書が発行された実績あり	別記様式 6-2		
				0.0	難工事施工実績証明書が発行された実績なし			
県内企業の下請活用		県内企業下請比率＝県内企業下請予定額÷全下請予定額	2	2.0	県内企業下請比率：〇％以上またはすべて自社施工	別記様式 6		
				1.0	県内企業下請比率：〇％以上、〇％未満			
				0.0	県内企業下請比率：〇％未満			
社会資本維持活動の実績		過去1年間の社会資本維持活動実績の回数	2	2.0	活動実績4回以上	別記様式 9		
				1.0	活動実績2回以上4回未満			
				0.0	活動実績2回未満、実績なし			
災害協定締結の有無		沖縄県、沖縄総合事務局、県内各市町村との災害協定締結の有無	2	2.0	沖縄県との災害協定締結あり	別記様式 9		
				1.0	沖縄総合事務局、県内各市町村との災害協定締結あり			
				0.0	災害協定締結なし			
選択	若手・女性技術者の配置	2	2.0	若手・女性技術者を現場代理人〔監理技術者または主任技術者を兼務しない者〕または担当技術者として配置する	別記様式 6			
			0.0	若手・女性技術者を現場代理人〔監理技術者または主任技術者を兼務しない者〕または担当技術者として配置しない				
			2.0	〇〇を実施する。		—		
			0.0	〇〇を実施しない。				
小計				15				
①小計				53～54				

【次頁へ続く】

【前頁から続き】表 特簡－1 「特別簡易型総合評価方式」の評価基準（案）

② 技 術 者 の 能 力 等	配置予定技術者の資格・年数	主任(監理)技術者の保有する資格・年数	10	10.0	○級○○技士（○年以上）、技術士	別記様式 3 (3-2)
				5.0	○級○○技士（○年以上○年未満）	
				0.0	○級○○技士（○年未満）	
	同一工種(又は同種工事)の施工経験	過去10年間の同一工種の施工経験 (又は過去15年間の同種工事の施工経験)	15	15.0	役職経験有り・同一工種（同種工事）で、沖縄県又は国の実績あり	別記様式 3 (3-2)
				10.0	役職経験無し・同一工種（同種工事）で、沖縄県又は国の実績あり 役職経験有り・同一工種（同種工事）で、県内市町村の実績あり	
				5.0	同一工種（同種工事）で、その他の実績あり	
				0.0	上記以外	
	優良技術者表彰	過去3年間の優良技術者表彰の有無	5	5.0	現在の企業での県知事表彰の実績あり	別記様式 3 (3-2)
				3.0	現在の企業での県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国（局長）の表彰実績あり	
				1.5	現在の企業での県土木建築部（各事務所長、各課長）又は国（部長、事務所長等）の表彰実績あり	
				2.5	現在の企業以外での県知事表彰の実績あり	
				1.5	現在の企業以外での県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国（局長）の表彰実績あり	
				0.5	現在の企業以外での県土木建築部（各事務所長、各課長）又は国（部長、事務所長等）の表彰実績あり	
	継続教育(CPD)の状況	継続教育(CPD)単位取得状況(過去1年間の単位取得状況)	10	0.0	なし	別記様式 3 (3-2)
				10.0	推奨単位以上	
				5.0	推奨単位の5割以上 推奨単位未満	
				0.0	推奨単位の5割未満	
②小計			40			
①+②合計			93～94			

※1) 営繕工事は原則として対象外とする。

(3) 簡易型 (I型・II型)

a) 簡易型 I 型

評価項目別評価基準 (案) は、表 簡 I - 1 のとおりとする。

表 簡 I - 1 「簡易型 I 型総合評価方式」の評価基準 (案)

評価 事項	評価 項目	評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準	備考		
① 企 業 の 能 力 等	同一工種(又は同種工事)の施 工実績	過去10年間の同一工種の施工実績 (又は過去15年間の同種工事の施 工実績)	10	10	10.0	同一工種（同種工事）で、沖縄県又は国の実績あり	別記様式 2		
					5.0	同一工種（同種工事）で、県内市町村の実績あり			
					0.0	同一工種（同種工事）で、その他の実績あり			
				同一工種の工事成績	土木建築部での過去5年間の同一 工種における工事成績の平均点	10	10.0	80点以上	別記様式 7
							9.0	79点以上、80点未満	
							8.0	78点以上、79点未満	
							7.0	77点以上、78点未満	
							6.0	76点以上、77点未満	
							5.0	75点以上、76点未満	
							4.0	74点以上、75点未満	
							3.0	73点以上、74点未満	
							2.0	72点以上、73点未満	
							1.0	71点以上、72点未満	
							0.0	71点未満又は実績なし	
				優良建設業者表彰	過去3年間の優良建設業者表彰の 有無	5	5.0	県知事表彰の実績あり	別記様式 2
							3.0	県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国 （局長）の表彰実績あり	
							2.0	県土木建築部（各事務所長、各課長）又は国（部長、事 務所長等）の表彰実績あり	
							0.0	なし	
				登録基幹技能者等の活用	登録基幹技能者等の活用として、 1名以上配置の有無(登録基幹技能 者又は発注者の指定する技能者)	1	1.0	配置する	別記様式 6
							0.0	配置しない	
				同一工種の企業手持ち工事 量	当該年度受注額÷過去3年間の平 均受注額＝手持ち工事量比率	10	10.0	手持ち工事量比率<0.25	別記様式 8
							8.0	0.25≦手持ち工事量比率<0.50	
							6.0	0.50≦手持ち工事量比率<0.75	
							4.0	0.75≦手持ち工事量比率<1.00	
							2.0	1.00≦手持ち工事量比率<1.25	
							0.0	1.25≦手持ち工事量比率	
				ICT活用工事実績 ※1)	過去2年間のICT 活用証明書の有 無	2	2.0	ICT 活用証明書が発行された実績あり	別記様式 6-2
							0.0	ICT 活用証明書が発行された実績なし	
	労務費見積り尊重宣言促進 モデル工事	労務費(労務賃金)を内訳明示する 取組の有無	0 (1)	0 (1.0)	「労務費見積り尊重宣言」を公表し、下請企業への見積 り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示する取組を 誓約する	別記様式 6-3			
				0 (0.0)	誓約しない				
	小計				38～39				
	地 域 精 通 度 ・ 地 域 貢 献 度	地域内での拠点の有無 ※2) ※3)	地域内における主たる及び従たる 営業所の有無	0 (3)	3.0	〇〇内に主たる営業所あり	別記様式 1-2		
					1.5	〇〇内に従たる営業所あり			
					0.0	上記以外			
		近隣地域での施工実績 ※3)	過去2年間の近隣地域(〇〇事務所 管内)の同一工種(又は同種工事) の実績	0 (2)	2.0	3件以上	別記様式 5		
					1.0	1～2件			
					0.0	0件			
		難工事施工実績	過去1年間の難工事施工実績証明 書の有無	2	2.0	難工事施工実績証明書が発行された実績あり	別記様式 6-2		
0.0					難工事施工実績証明書が発行された実績なし				
県内企業の下請活用		県内企業下請比率＝県内企業下請 予定額÷全下請予定額	3 (2)	3.0 (2.0)	県内企業下請比率：〇％以上またはすべて自社施工	別記様式 6			
				1.5 (1.0)	県内企業下請比率：〇％以上、〇％未満				
				0.0 (0.0)	県内企業下請比率：〇％未満				
社会資本維持活動の実績		過去1年間の社会資本維持活動実 績の回数	2 (1)	2.0 (1.0)	活動実績4回以上	別記様式 9			
				1.0 (0.5)	活動実績2回以上4回未満				
				0.0 (0.0)	活動実績2回未満、実績なし				

【次頁へ続く】

【前頁から続き】表 簡Ⅰ－１ 「簡易型Ⅰ型総合評価方式」の評価基準（案）

① 企業の能力等	地域精通度・地域貢献度	災害協定締結の有無		沖縄県、沖縄総合事務局、県内各市町村との災害協定締結の有無	4 (2)	4.0 (2.0)	沖縄県との災害協定締結あり	別記様式 9		
						2.0 (1.0)	沖縄総合事務局、県内各市町村との災害協定締結あり			
						0.0 (0.0)	災害協定締結なし			
		選択	若手・女性技術者の配置	若手・女性技術者の担当技術者への配置の有無	3 (2)	3.0 (2.0)	若手・女性技術者を現場代理人〔監理技術者または主任技術者を兼務しない者〕または担当技術者として配置する	別記様式 6		
						0.0 (0.0)	若手・女性技術者を現場代理人〔監理技術者または主任技術者を兼務しない者〕または担当技術者として配置しない			
			【施策関連項目】 発注機関で設定	【施策関連項目】 発注機関で設定		3.0 (2.0)	〇〇を実施する。	—		
		0.0 (0.0)			〇〇を実施しない。					
		小計					14			
		①小計					52～53			
		② 技術者の能力等	ヒアリング	配置予定技術者の資格・年数	主任(監理)技術者の保有する資格・年数	10	10.0	〇級〇〇技士（〇年以上）、技術士	別記様式 3 (3-2)	
5.0	〇級〇〇技士（〇年以上〇年未満）									
0.0	〇級〇〇技士（〇年未満）									
同一工種(又は同種工事)の施工経験	過去10年間の同一工種の施工経験(又は過去15年間の同種工事の施工経験)			15	15.0	役職経験有り・同一工種（同種工事）で、沖縄県又は国の実績あり	別記様式 3 (3-2)			
					10.0	役職経験無し・同一工種（同種工事）で、沖縄県又は国の実績あり				
					5.0	役職経験有り・同一工種（同種工事）で、県内市町村の実績あり				
					0.0	同一工種（同種工事）で、その他の実績あり				
優良技術者表彰	過去3年間の優良技術者表彰の有無			5	5.0	現在の企業での県知事表彰の実績あり	別記様式 3 (3-2)			
					3.0	現在の企業での県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国（局長）の表彰実績あり				
					1.5	現在の企業での県土木建築部（各事務所長、各課長）又は国（部長、事務所長等）の表彰実績あり				
					2.5	現在の企業以外での県知事表彰の実績あり				
					1.5	現在の企業以外での県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国（局長）の表彰実績あり				
					0.5	現在の企業以外での県土木建築部（各事務所長、各課長）又は国（部長、事務所長等）の表彰実績あり				
					0.0	なし				
継続教育(CPD)の状況	継続教育(CPD)単位取得状況(過去1年間の単位取得状況)			10	10.0	推奨単位以上	別記様式 3 (3-2)			
					5.0	推奨単位の5割以上 推奨単位未満				
					0.0	推奨単位の5割未満				
小計					40					
技術者の専門技術力（経歴・実績・知識）	技術者の専門技術力（経歴・実績・知識）			技術者の専門技術力・関連分野における施工経験や知識量・担当工事における主体性、創意工夫の取り組み	(5)	(5.0)	実績としてあげた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	ヒアリング対応		
						(3.0)	実績としてあげた工事の担当分野において適切な工事監理を行ったことが確認できる			
						(0.0)	その他			
	当該工事の理解度・取り組み姿勢			当該工事の理解度・取り組み姿勢・当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度・課題への対応に関する技術的な	(5)	(5.0)	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	ヒアリング対応		
						(3.0)	当該工事について適切に理解している			
						(0.0)	その他			
	技術者のコミュニケーション力			質問に対する応答性（回答的確性・簡潔性）	(5)	(5.0)	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	ヒアリング対応		
						(0.0)	その他			
	小計					(0～15)				
②小計					40～55					
③ 施工計画	工程管理に係わる技術的所見	工期設定の適切性	○か×	○	工程表、技術的所見が現場条件を踏まえて適切である。	別記様式 4-1				
				×	工程表、技術的所見が現場条件を踏まえて適切でない。					
				③小計						
①+②+③合計					92～108					

※1）営繕工事は原則として対象外とする。

※2）特Aのみ対象工事は原則として対象外とする。

※3）県内外の企業が参加する場合は、原則として県内の拠点を評価する。

b) 簡易型Ⅱ型

評価項目別評価基準（案）は、表 簡Ⅱ－1 のとおりとする。

表 簡Ⅱ－1 「簡易型Ⅱ型総合評価方式」の評価基準（案）

評価 事項	評価 項目	評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準	備考
① 企業 の 能力 等		同一工種(又は同種工事)の施工実績	過去10年間の同一工種の施工実績 (又は過去15年間の同種工事の施工実績)	10	10.0 5.0 0.0	同一工種（同種工事）で、沖縄県又は国の実績あり 同一工種（同種工事）で、県内市町村の実績あり 同一工種（同種工事）で、その他の実績あり	別記様式 2
		同一工種の工事成績	土木建築部での過去5年間の同一工種における工事成績の平均点	10	10.0 9.0 8.0 7.0 6.0 5.0 4.0 3.0 2.0 1.0 0.0	80点以上 79点以上、80点未満 78点以上、79点未満 77点以上、78点未満 76点以上、77点未満 75点以上、76点未満 74点以上、75点未満 73点以上、74点未満 72点以上、73点未満 71点以上、72点未満 71点未満又は実績なし	別記様式 7
		優良建設業者表彰	過去3年間の優良建設業者表彰の有無	5	5.0 3.0 2.0 0.0	県知事表彰の実績あり 県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国（局長）の表彰実績あり 県土木建築部（各事務所長、各課長）又は国（部長、事務所長等）の表彰実績あり なし	別記様式 2
		登録基幹技能者等の活用	登録基幹技能者等の活用として、1名以上配置の有無(登録基幹技能者又は発注者の指定する技能者)	1	1.0 0.0	配置する 配置しない	別記様式 6
		同一工種の企業手持ち工事量	当該年度受注額÷過去3年間の平均受注額＝手持ち工事量比率	10	10.0 8.0 6.0 4.0 2.0 0.0	手持ち工事量比率<0.25 0.25≦手持ち工事量比率<0.50 0.50≦手持ち工事量比率<0.75 0.75≦手持ち工事量比率<1.00 1.00≦手持ち工事量比率<1.25 1.25≦手持ち工事量比率	別記様式 8
		ICT活用工事実績 ※1)	過去2年間のICT活用証明書の有無	2	2.0 0.0	ICT活用証明書が発行された実績あり ICT活用証明書が発行された実績なし	別記様式 6-2
		労務費見積み尊重宣言促進 モデル工事	労務費(労務賃金)を内訳明示する取組の有無	1	1.0 0.0	「労務費見積み尊重宣言」を公表し、下請企業への見積み依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示する取組を誓約する 誓約しない	別記様式 6-3
		小計		39			
	地域 精 通 度 ・ 地 域 貢 献 度	地域内での拠点の有無 ※2) ※3)	地域内における主たる及び従たる営業所の有無	0 (3)	(3.0) (1.5) (0.0)	〇〇内に主たる営業所あり 〇〇内に従たる営業所あり 上記以外	別記様式 1-2
		近隣地域での施工実績 ※3)	過去2年間の近隣地域(〇〇事務所管内)の同一工種(又は同種工事)の実績	0 (2)	(2.0) (1.0) (0.0)	3件以上 1～2件 0件	別記様式 5
		難工事施工実績	過去1年間の難工事施工実績証明書の有無	2	2.0 0.0	難工事施工実績証明書が発行された実績あり 難工事施工実績証明書が発行された実績なし	別記様式 6-2
		県内企業の下請活用	県内企業下請比率＝県内企業下請予定額÷全下請予定額	3 (2)	3.0 (2.0) 1.5 (1.0) 0.0 (0.0)	県内企業下請比率：〇%以上またはすべて自社施工 県内企業下請比率：〇%以上、〇%未満 県内企業下請比率：〇%未満	別記様式 6
		社会資本維持活動の実績	過去1年間の社会資本維持活動実績の回数	2 (1)	2.0 (1.0) 1.0 (0.5) 0.0 (0.0)	活動実績4回以上 活動実績2回以上4回未満 活動実績2回未満、実績なし	別記様式 9

【次頁へ続く】

【前頁から続き】表 簡Ⅱ－1 「簡易型Ⅱ型総合評価方式」の評価基準（案）

① 企業 の能力等	地域精 通度・地域貢 献度	災害協定締結の有無		沖縄県、沖縄総合事務局、県内各市 町村との災害協定締結の有無	4 (2)	4.0 (2.0)	沖縄県との災害協定締結あり	別記様式 9			
						2.0 (1.0)	沖縄総合事務局、県内各市町村との災害協定締結あり				
						0.0 (0.0)	災害協定締結なし				
		選択	若手・女性技術者の配 置	若手・女性技術者の担当技術者への 配置の有無	3 (2)	3.0 (2.0)	若手・女性技術者を現場代理人〔監理技術者または主任 技術者を兼務しない者〕または担当技術者として配置する		別記様式 6		
						0.0 (0.0)	若手・女性技術者を現場代理人〔監理技術者または主任 技術者を兼務しない者〕または担当技術者として配置しない				
			【施策関連項目】 発注機関で設定			【施策関連項目】 発注機関で設定	3.0 (2.0)	〇〇を実施する。		—	
					0.0 (0.0)	〇〇を実施しない。					
小計					14						
①小計					53						
② 技 術 者 の 能力等	ヒア リ ン グ	配置予定技術者の資格・年 数	主任(監理)技術者の保有する資格・ 年数	10	10.0	〇級〇〇技士（〇年以上）、技術士		別記様式 3 (3-2)			
					5.0	〇級〇〇技士（〇年以上〇年未満）					
					0.0	〇級〇〇技士（〇年未満）					
		同一工種(又は同種工事)の施 工経験	過去10年間の同一工種の施工経験 (又は過去15年間の同種工事の施工 経験)	15	15.0	役職経験有り・同一工種（同種工事）で、沖縄県又は国 の実績あり		別記様式 3 (3-2)			
					10.0	役職経験無し・同一工種（同種工事）で、沖縄県又は国 の実績あり					
					役職経験有り・同一工種（同種工事）で、県内市町村の 実績あり						
					5.0	同一工種（同種工事）で、その他の実績あり					
					0.0	上記以外					
		優良技術者表彰	過去3年間の優良技術者表彰の有無	5	5.0	現在の企業での県知事表彰の実績あり		別記様式 3 (3-2)			
					3.0	現在の企業での県土木建築部長、県農林水産部長、県企 業局長又は国（局長）の表彰実績あり					
					1.5	現在の企業での県土木建築部（各事務所長、各課長）又は 国（部長、事務所長等）の表彰実績あり					
					2.5	現在の企業以外での県知事表彰の実績あり					
					1.5	現在の企業以外での県土木建築部長、県農林水産部長、 県企業局長又は国（局長）の表彰実績あり					
					0.5	現在の企業以外での県土木建築部（各事務所長、各課 長）又は国（部長、事務所長等）の表彰実績あり					
					0.0	なし					
		継続教育(C P D)の状況	継続教育(CPD)単位取得状況(過去1 年間の単位取得状況)	10	10.0	推奨単位以上		別記様式 3 (3-2)			
					5.0	推奨単位の5割以上 推奨単位未満					
					0.0	推奨単位の5割未満					
		小計					40				
		技術者の専門技術力（経 歴・実績・知識）	技術者の専門技術力 ・ 関連分野における施工経験や知識 量 ・ 担当工事における主体性、創意工 夫の取り組み	(5)	(5.0)	実績としてあげた工事の担当分野に中心的・主体的に参 画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる		ヒアリン グ対応			
					(3.0)	実績としてあげた工事の担当分野において適切な工事監 理を行ったことが確認できる					
					(0.0)	その他					
					当該工事の理解度・取り組 み姿勢	当該工事の理解度・取り組み姿勢 ・ 当該工事の施工上の課題や問題点 等の理解度 ・ 課題への対応に関する技術的な裏 付け ・ 疑問点等に対する質問等の積極性	(5)	(5.0)	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等 積極的な取り組み姿勢が見られる		ヒアリン グ対応
								(3.0)	当該工事について適切に理解している		
								(0.0)	その他		
					技術者のコミュニケーション力	質問に対する応答性 (回答的的確性・簡潔性)	(5)	(5.0)	質問に対する応答が明快、かつ迅速である		ヒアリン グ対応
								(0.0)	その他		
					小計					(0~15)	
②小計					40~55						

【次頁へ続く】

【前頁から続き】表 簡Ⅱ－1 「簡易型Ⅱ型総合評価方式」の評価基準（案）

③ 施 工 計 画	1 課 題 以 上 設 定	施工上の課題に対する 技術的所見	発注者が指定した施工上の課題への 対応の的確性 ・ 与条件との整合性 ・ 理解度 ・ 対応方針の裏付け等	(20)	(20.0)	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて的確に図られ、優れた工夫が見られる	別記様式 4-2
					(10.0)	課題への対応が現地の環境条件を踏まえて的確に図られ、工夫が見られる	
					(0.0)	課題への対応が現地の環境条件を踏まえておりの確	
		施工上配慮すべき事項	施工上配慮すべき事項の適切性 ・ 理解度 ・ 対応方針の裏付け等	(20)	(20.0)	配慮事項が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる	別記様式 4-3
					(10.0)	配慮事項が現地の環境条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる	
					(0.0)	配慮事項が現地の環境条件を踏まえており適切	
		材料の品質管理に係わる 技術的所見	コンクリート、鋼材溶接部等の品質 の確認方法、管理方法の適切性	(20)	(20.0)	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる	別記様式 4-4
					(10.0)	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる	
					(0.0)	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件を踏まえており適切	
	③小計				20～60		
①+②+③合計				113～168			

※1）営繕工事は原則として対象外とする。

※2）特Aのみ対象工事は原則として対象外とする。

※3）県内外の企業が参加する場合は、原則として県内の拠点を評価する。

（４） 標準型及び高度技術提案型

評価項目は簡易型Ⅱ型を基本とするが、④企業の高度な技術力の評価項目を考慮し、適宜設定してもよい。

※ ④企業の高度な技術力の評価項目は、各工事の特性を踏まえるとともに「公共工事における総合評価落札方式活用ガイドライン」を参照に設定する。

a) 標準型

評価項目別評価基準（案）は、表 標－1 に示す。

表 標－1 「標準型総合評価方式」の評価基準（案）

評価 事項	評価 項目	評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準	備考
① 企業 の能力等	企業 の能力等	同一工種(又は同種工事)の施工実績	過去10年間の同一工種の施工実績(又は過去15年間の同種工事の施工実績)	10	10.0 5.0 0.0	同一工種（同種工事）で、沖縄県又は国の実績あり 同一工種（同種工事）で、県内市町村の実績あり 同一工種（同種工事）で、その他の実績あり	別記様式 2
		同一工種の工事成績	土木建築部での過去5年間の同一工種における工事成績の平均点	10	10.0 9.0 8.0 7.0 6.0 5.0 4.0 3.0 2.0 1.0 0.0	80点以上 79点以上、80点未満 78点以上、79点未満 77点以上、78点未満 76点以上、77点未満 75点以上、76点未満 74点以上、75点未満 73点以上、74点未満 72点以上、73点未満 71点以上、72点未満 71点未満又は実績なし	別記様式 7
		優良建設業者表彰	過去3年間の優良建設業者表彰の有無	5	5.0 3.0 2.0 0.0	県知事表彰の実績あり 県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国（局長）の表彰実績あり 県土木建築部（各事務所長、各課長）又は国（部長、事務所長等）の表彰実績あり なし	別記様式 2
		登録基幹技能者等の活用	登録基幹技能者等の活用として、1名以上配置の有無(登録基幹技能者又は発注者の指定する技能者)	1	1.0 0.0	配置する 配置しない	別記様式 6
		同一工種の企業持ち工事量	当該年度受注額÷過去3年間の平均受注額＝持ち工事量比率	(10)	(10.0) (8.0) (6.0) (4.0) (2.0) (0.0)	持ち工事量比率<0.25 0.25≦持ち工事量比率<0.50 0.50≦持ち工事量比率<0.75 0.75≦持ち工事量比率<1.00 1.00≦持ち工事量比率<1.25 1.25≦持ち工事量比率	別記様式 8
		ICT活用工事実績 ※1)	過去2年間のICT活用証明書の有無	2	2.0 0.0	ICT活用証明書が発行された実績あり ICT活用証明書が発行された実績なし	別記様式 6-2
		労務費見積り尊重宣言促進 モデル工事	労務費(労務賃金)を内訳明示する取組の有無	1	1.0 0.0	「労務費見積り尊重宣言」を公表し、下請企業への見積り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示する取組を誓約する 誓約しない	別記様式 6-3
		小計		29～39			
	地域 精 通 度・ 地 域 貢 献 度	地域内での拠点の有無 ※2) ※3)	地域内における主たる及び従たる営業所の有無	0 (3)	(3.0) (1.5) (0.0)	〇〇内に主たる営業所あり 〇〇内に従たる営業所あり 上記以外	別記様式 1-2
		近隣地域での施工実績 ※3)	過去2年間の近隣地域(〇〇事務所管内)の同一工種(又は同種工事)の実績	0 (2)	(2.0) (1.0) (0.0)	3件以上 1～2件 0件	別記様式 5
		難工事施工実績	過去1年間の難工事施工実績証明書の有無	2	2.0 0.0	難工事施工実績証明書が発行された実績あり 難工事施工実績証明書が発行された実績なし	別記様式 6-2
		県内企業の下請活用	県内企業下請比率＝県内企業下請予定額÷全下請予定額	3 (2)	3.0 (2.0) 1.5 (1.0) 0.0 (0.0)	県内企業下請比率：〇％以上またはすべて自社施工 県内企業下請比率：〇％以上、〇％未満 県内企業下請比率：〇％未満	別記様式 6
		社会資本維持活動の実績	過去1年間の社会資本維持活動実績の回数	2 (1)	2.0 (1.0) 1.0 (0.5) 0.0 (0.0)	活動実績4回以上 活動実績2回以上4回未満 活動実績2回未満、実績なし	別記様式 9

【次頁へ続く】

【前頁から続き】表 標-1 「標準型総合評価方式」の評価基準（案）

① 企業 の能力等	地域 精 通 度 ・ 地 域 貢 献 度	災害協定締結の有無		沖縄県、沖縄総合事務局、県内各市町村との災害協定締結の有無	4 (2)	4.0 (2.0)	沖縄県との災害協定締結あり	別記様式 9	
						2.0 (1.0)	沖縄総合事務局、県内各市町村との災害協定締結あり		
						0.0 (0.0)	災害協定締結なし		
		選択	若手・女性技術者の配置	若手・女性技術者の担当技術者への配置の有無	3 (2)	3.0 (2.0)	若手・女性技術者を現場代理人〔監理技術者または主任技術者を兼務しない者〕または担当技術者として配置する	別記様式 6	
						0.0 (0.0)	若手・女性技術者を現場代理人〔監理技術者または主任技術者を兼務しない者〕または担当技術者として配置しない		
			【施策関連項目】 発注機関で設定	【施策関連項目】 発注機関で設定		3.0 (2.0)	〇〇を実施する。	—	
						0.0 (0.0)	〇〇を実施しない。		
		小計				14			
		①小計				43～53			
		② 技 術 者 の 能 力 等		配置予定技術者の資格・年数	主任(監理)技術者の保有する資格・年数	10	10.0	〇級〇〇技士（〇年以上）、技術士	別記様式 3 (3-2)
5.0	〇級〇〇技士（〇年以上〇年未満）								
0.0	〇級〇〇技士（〇年未満）								
同一工種(又は同種工事)の施工経験	過去10年間の同一工種の施工経験(又は過去15年間の同種工事の施工経験)			15 (5)	15.0 (5.0)	役職経験有り・同一工種（同種工事）で、沖縄県又は国の実績あり	別記様式 3 (3-2)		
					10.0 (3.0)	役職経験無し・同一工種（同種工事）で、沖縄県又は国の実績あり			
					5.0 (1.0)	役職経験有り・同一工種（同種工事）で、県内各市町村の実績あり			
					0.0 (0.0)	同一工種（同種工事）で、その他の実績あり			
					0.0 (0.0)	上記以外			
優良技術者表彰	過去3年間の優良技術者表彰の有無			5	5.0	現在の企業での県知事表彰の実績あり	別記様式 3 (3-2)		
					3.0	現在の企業での県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国（局長）の表彰実績あり			
					1.5	現在の企業での県土木建築部（各事務所長、各課長）又は国（部長、事務所長等）の表彰実績あり			
					2.5	現在の企業以外での県知事表彰の実績あり			
					1.5	現在の企業以外での県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国（局長）の表彰実績あり			
					0.5	現在の企業以外での県土木建築部（各事務所長、各課長）又は国（部長、事務所長等）の表彰実績あり			
					0.0	なし			
継続教育（C P D）の状況	継続教育(CPD)単位取得状況(過去1年間の単位取得状況)			10	10.0	推奨単位以上	別記様式 3 (3-2)		
					5.0	推奨単位の5割以上 推奨単位未満			
					0.0	推奨単位の5割未満			
小計				30～40					
ヒ ア リ ン グ				技術者の専門技術力（経歴・実績・知識）	技術者の専門技術力 ・関連分野における施工経験や知識量 ・担当工事における主体性、創意工夫の取り組み	(5)	(5.0)	実績としてあげた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	ヒアリング対応
							(3.0)	実績としてあげた工事の担当分野において適切な工事監理を行ったことが確認できる	
							(0.0)	その他	
				当該工事の理解度・取り組み姿勢	当該工事の理解度・取り組み姿勢 ・当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度 ・課題への対応に関する技術的な裏付け ・疑問点等に対する質問等の積極性	(5)	(5.0)	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	ヒアリング対応
		(3.0)	当該工事について適切に理解している						
		(0.0)	その他						
		技術者のコミュニケーション力	質問に対する応答性 (回答の的確性・簡潔性)	(5)	(5.0)	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	ヒアリング対応		
					(0.0)	その他			
		小計				(0～15)			
		②小計				30～55			

【次頁へ続く】

【前頁から続き】表 標－１ 「標準型総合評価方式」の評価基準（案）

③ 施 工 計 画	2 課 題 以 上 設 定	工程管理に係わる技術的所見	工期設定の適切性	(20)	(20.0)	各工程の工期が適切であり、工程管理に工夫が見られ、工期に余裕がある	別記様式 4-1		
					(10.0)	各工程の工期が適切であり、工程管理に工夫が見られる			
					(0.0)	各工程の工期が適切			
		施工上の課題に対する技術的所見	発注者が指定した施工上の課題への対応の確性 ・ 与条件との整合性 ・ 理解度 ・ 対応方針の裏付け等	(20)	(20.0)	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて的確に図られ、優れた工夫が見られる	別記様式 4-2		
					(10.0)	課題への対応が現地の環境条件を踏まえて的確に図られ、工夫が見られる			
					(0.0)	課題への対応が現地の環境条件を踏まえておりの確			
		施工上配慮すべき事項	施工上配慮すべき事項の適切性 ・ 理解度 ・ 対応方針の裏付け等	(20)	(20.0)	配慮事項が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる	別記様式 4-3		
					(10.0)	配慮事項が現地の環境条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる			
					(0.0)	配慮事項が現地の環境条件を踏まえており適切			
		材料の品質管理に係わる技術的所見	コンクリート、鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法の適切性	(20)	(20.0)	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる	別記様式 4-4		
					(10.0)	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる			
					(0.0)	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件を踏まえており適切			
	③小計				40～80				
①＋②＋③合計				113～188					
④ 企 業 の 高 度 な 技 術 力	総合的なコスト	総合的なコストの低減に関する技術提案	技術提案の提案値	○	優 良 可	標準型：評価点60点（＝A＋B） A：①企業的能力等＋②技術者の能力等＋③施工計画（評価点の上限30点） B：④企業の高度な技術力（技術提案） ・ 数値方式 ・ 判定方式 ・ 順位方式	別記様式 4-5		
								技術提案に係る具体的な施工計画	○
		性能・強度等	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案	技術提案の提案値					
								技術提案に係る具体的な施工計画	○
	環境の維持等		社会的要請への対応に関する技術提案	技術提案の提案値	○				
								技術提案に係る具体的な施工計画	○
		合計							

※1）営繕工事は原則として対象外とする。

※2）特Aのみ対象工事は原則として対象外とする。

※3）県内外の企業が参加する場合は、原則として県内の拠点を評価する。

b) 高度技術提案型

評価項目別評価基準（案）は、表 高－1に示す。

表 高－1 「高度技術提案型総合評価方式」の評価基準（案）

評価事項	評価項目	評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準	備考		
① 企業の能力等		同一工種(又は同種工事)の施工実績	過去10年間の同一工種の施工実績(又は過去15年間の同種工事の施工実績)	10	10.0	同一工種（同種工事）で、沖縄県又は国の実績あり	別記様式 2		
					5.0	同一工種（同種工事）で、県内市町村の実績あり			
					0.0	同一工種（同種工事）で、その他の実績あり			
		同一工種の工事成績	土木建築部での過去5年間の同一工種における工事成績の平均点	10	10.0	80点以上	別記様式 7		
					9.0	79点以上、80点未満			
					8.0	78点以上、79点未満			
					7.0	77点以上、78点未満			
					6.0	76点以上、77点未満			
					5.0	75点以上、76点未満			
					4.0	74点以上、75点未満			
					3.0	73点以上、74点未満			
					2.0	72点以上、73点未満			
					1.0	71点以上、72点未満			
					0.0	71点未満又は実績なし			
		優良建設業者表彰	過去3年間の優良建設業者表彰の有無	5	5.0	県知事表彰の実績あり	別記様式 2		
					3.0	県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国（局長）の表彰実績あり			
					2.0	県土木建築部（各事務所長、各課長）又は国（部長、事務所長等）の表彰実績あり			
					0.0	なし			
		登録基幹技能者等の活用	登録基幹技能者等の活用として、1名以上配置の有無(登録基幹技能者又は発注者の指定する技能者)	1	1.0	配置する	別記様式 6		
					0.0	配置しない			
		ICT活用工事実績 ※1)	過去2年間のICT活用証明書の有無	2	2.0	ICT活用証明書が発行された実績あり	別記様式		
					0.0	ICT活用証明書が発行された実績なし	6-2		
		労務費見積り尊重宣言促進モデル工事	労務費(労務賃金)を内訳明示する取組の有無	1	1.0	「労務費見積り尊重宣言」を公表し、下請企業への見積り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示する取組を誓約する	別記様式 6-3		
					0.0	誓約しない			
		小計				29			
地域精進度・地域貢献度		難工事施工実績	過去1年間の難工事施工実績証明書の有無	2	2.0	難工事施工実績証明書が発行された実績あり	別記様式 6-2		
					0.0	難工事施工実績証明書が発行された実績なし			
		県内企業の下請活用	県内企業下請比率＝県内企業下請予定額÷全下請予定額	3	3.0	県内企業下請比率：〇%以上またはすべて自社施工	別記様式 6		
					1.5	県内企業下請比率：〇%以上、〇%未満			
					0.0	県内企業下請比率：〇%未満			
		社会資本維持活動の実績	過去1年間の社会資本維持活動実績の回数	2	2.0	活動実績4回以上	別記様式 9		
					1.0	活動実績2回以上4回未満			
					0.0	活動実績2回未満、実績なし			
		災害協定締結の有無	沖縄県、沖縄総合事務局、県内各市町村との災害協定締結の有無	4	4.0	沖縄県との災害協定締結あり	別記様式 9		
					2.0	沖縄総合事務局、県内各市町村との災害協定締結あり			
					0.0	災害協定締結なし			
		選択	若手・女性技術者の配置	3	3.0	若手・女性技術者を現場代理人〔監理技術者または主任技術者を兼務しない者〕または担当技術者として配置する	別記様式 6		
					0.0	若手・女性技術者を現場代理人〔監理技術者または主任技術者を兼務しない者〕または担当技術者として配置しない			
		【施策関連項目】 発注機関で設定	【施策関連項目】 発注機関で設定		3.0	〇〇を実施する。	—		
					0.0	〇〇を実施しない。			
		小計				14			
		①小計				43			

【次頁へ続く】

【前頁から続き】表 高-1 「高度技術提案型総合評価方式」の評価基準（案）

② 技術者の能力等		配置予定技術者の資格・年数	主任(監理)技術者の保有する資格・年数	5	5.0	○級○○技士（○年以上）、技術士	別記様式 3 (3-2)
					3.0	○級○○技士（○年以上○年未満）	
					0.0	○級○○技士（○年未満）	
		同一工種(又は同種工事)の施工経験	過去10年間の同一工種の施工経験(又は過去15年間の同種工事の施工経験)	5	5.0	役職経験有り・同一工種（同種工事）で、沖縄県又は国の実績あり	別記様式 3 (3-2)
					3.0	役職経験無し・同一工種（同種工事）で、沖縄県又は国の実績あり 役職経験有り・同一工種（同種工事）で、県内市町村の実績あり	
					1.0	同一工種（同種工事）で、その他の実績あり	
					0.0	上記以外	
		優良技術者表彰	過去3年間の優良技術者表彰の有無	5	5.0	現在の企業での県知事表彰の実績あり	別記様式 3 (3-2)
					3.0	現在の企業での県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国（局長）の表彰実績あり	
					1.5	現在の企業での県土木建築部（各事務所長、各課長）又は国（部長、事務所長等）の表彰実績あり	
					2.5	現在の企業以外での県知事表彰の実績あり	
					1.5	現在の企業以外での県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国（局長）の表彰実績あり	
					0.5	現在の企業以外での県土木建築部（各事務所長、各課長）又は国（部長、事務所長等）の表彰実績あり	
		継続教育(CPD)の状況	継続教育(CPD)単位取得状況(過去1年間の単位取得状況)	5	0.0	なし	別記様式 3 (3-2)
					5.0	推奨単位以上	
	2.5				推奨単位の5割以上 推奨単位未満		
	小計		20				
	ヒアリング	技術者の専門技術力（経歴・実績・知識）	技術者の専門技術力 ・関連分野における施工経験や知識量 ・担当工事における主体性、創意工夫の取り組み	5	5.0	実績としてあげた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	ヒアリング対応
					3.0	実績としてあげた工事の担当分野において適切な工事監理を行ったことが確認できる	
					0.0	その他	
		当該工事の理解度・取り組み姿勢	当該工事の理解度・取り組み姿勢 ・当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度 ・課題への対応に関する技術的な裏付け ・疑問点等に対する質問等の積極性	5	5.0	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	ヒアリング対応
					3.0	当該工事について適切に理解している	
					0.0	その他	
		技術者のコミュニケーション力	質問に対する応答性 (回答の的確性・簡潔性)	5	5.0	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	ヒアリング対応
					0.0	その他	
		小計		15			
		②小計		35			

【次頁へ続く】

【前頁から続き】表 高-1 「高度技術提案型総合評価方式」の評価基準（案）

③ 施 工 計 画	2 課 題 以 上 設 定	工程管理に係わる技術的所見	工期設定の適切性	(20)	(20.0)	各工程の工期が適切であり、工程管理に工夫が見られ、工期に余裕がある	別記様式 4-1	
					(10.0)	各工程の工期が適切であり、工程管理に工夫が見られる		
					(0.0)	各工程の工期が適切		
		施工上の課題に対する技術的所見	発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け等	(20)	(20.0)	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて的確に図られ、優れた工夫が見られる	別記様式 4-2	
					(10.0)	課題への対応が現地の環境条件を踏まえて的確に図られ、工夫が見られる		
					(0.0)	課題への対応が現地の環境条件を踏まえており的確		
		施工上配慮すべき事項	施工上配慮すべき事項の適切性 ・理解度 ・対応方針の裏付け等	(20)	(20.0)	配慮事項が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる	別記様式 4-3	
					(10.0)	配慮事項が現地の環境条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる		
					(0.0)	配慮事項が現地の環境条件を踏まえており適切		
		材料の品質管理に係わる技術的所見	コンクリート、鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法の適切性	(20)	(20.0)	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる	別記様式 4-4	
					(10.0)	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる		
					(0.0)	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件を踏まえており適切		
		③小計				40～80		
		①＋②＋③合計				118～158		
④ 企 業 の 高 度 な 技 術 力	総合的なコスト	総合的なコストの低減に関する技術提案	技術提案の提案値	○		標準型：評価点70点（＝A＋B） A：①企業的能力等＋②技術者の能力等＋③施工計画（評価点の上限30点） B：④企業の高度な技術力（技術提案） ・数値方式 ・判定方式 ・順位方式	別記様式 4-5	
			技術提案に係る具体的な施工計画	○	優 良 可			
		性能・強度等	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案	技術提案の提案値	○			
				技術提案に係る具体的な施工計画	○			優 良 可
	環境の維持等	社会的要請への対応に関する技術提案	技術提案の提案値	○				
			技術提案に係る具体的な施工計画	○	優 良 可			
	合計							

※1）営繕工事は原則として対象外とする。

1. 7. 4 評価事項及び配点に関する留意事項

「①企業の能力等」、「②技術者の能力等」、「③施工計画」により評価する。

企業に蓄積する技術力、工事の支援体制及び主任（監理）技術者の能力は、品質確保の観点からともに重要であるため、「①企業の能力等」と「②技術者の能力等」の配点割合を同程度にする。

「地域精通度等」は、「①企業の能力等」の中で評価し、「①企業の能力等」の配点の半分以上を超えない範囲で必要に応じて設定する。

「③施工計画」は、品質向上の観点から配点を高く設定する。

各評価項目に関する留意事項は、次のとおりとする。

1. 7. 5 「①企業の能力等」における申請書等及び評価に関する留意事項

発注者が示す仕様書等に基づき、企業が適切かつ確実に工事を遂行する能力を、企業の施工実績、工事成績、表彰等により評価する。

また、地域精通度等についても、本項目内で評価を行う。

【企業の能力等】	【地域精通度等】
(1)同一工種(又は同種工事)の施工実績	(8)地域内での拠点の有無
(2)同一工種の工事成績	(9)近隣地域での施工実績
(3)優良建設業者表彰	(10)難工事施工実績
(4)登録基幹技能者等の活用	(11)県内企業の下請活用
(5)同一工種の企業の手持ち工事量	(12)社会資本維持活動の実績
(6) I C T活用工事実績	(13)災害協定締結の有無
(7)労務費見積り尊重宣言	(14)若手・女性技術者の配置
	(15)施策関連項目

(1) 同一工種(又は同種工事)の施工実績 《全型共通》

過去に同一工種(又は同種工事)の施工実績がある企業は、本工事をより適切に施工することができると期待されることから評価する。

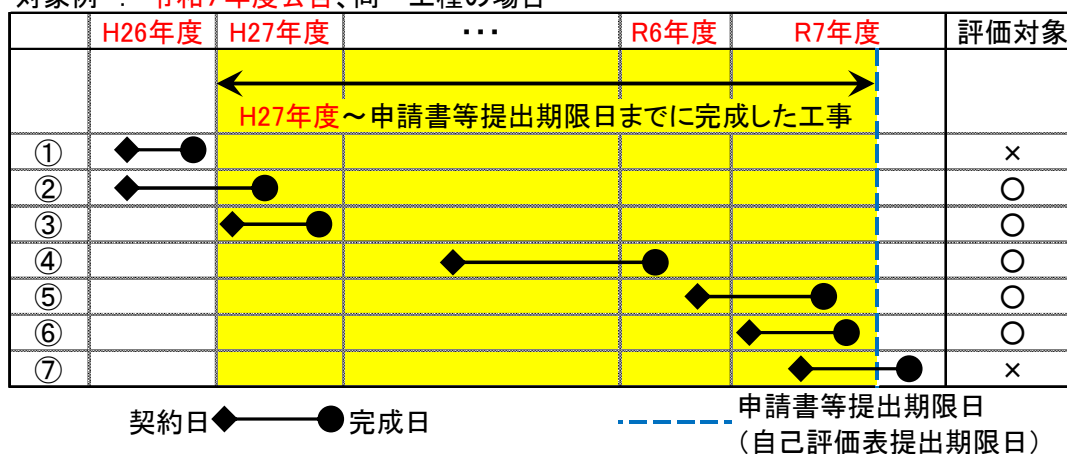
評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
同一工種(又は同種工事)の施工実績	過去10年間の同一工種の施工実績 (又は過去15年間の同種工事の施工実績)	10	10.0	同一工種(同種工事)で、沖縄県又は国の実績あり
			5.0	同一工種(同種工事)で、県内市町村の実績あり
			0.0	同一工種(同種工事)で、その他の実績あり

1) 評価に関する運用事項（別記様式2）

- a) 別記様式2における同一工種(又は同種工事)の施工実績を評価の対象とする。
- b) 同一工種(又は同種工事)の施工実績1件で評価する。
- c) 元請として施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を評価する。
- d) 対象期間は、それぞれ以下のとおり。※自己評価型の場合、1.5 g)参照。

同一工種	当該年度を含まない過去 10 年の年度当初から申請書及び確認資料提出期限日まで
同種工事	当該年度を含まない過去 15 年の年度当初から申請書及び確認資料提出期限日まで

対象例：令和7年度公告、同一工種の場合



e) 沖縄県土木建築部の発注工事に係る実績の場合において、工事成績が65点未満の場合は、施工実績なしの評価とする。

f) 沖縄県及び県内市町村には、「その他外郭団体」を含む。

その他外郭団体とは、「公社等の指導監督要領 別表1及び別表2」に記載されている各団体とするが、「沖縄県内の一部事務組合等一覧」に記載されている一部事務組合については当該団体の管理者により以下により評価する。

管理者が沖縄県知事	沖縄県の実績として評価 (例：沖縄県企業局、那覇港管理組合)
管理者が市町村長	市町村の実績として評価

g) 国には、特殊法人、認可法人、独立行政法人、地方共同法人、国立大学法人を含む。

h) 「その他」とは、県内で施工する民間発注工事の施工実績をいう。

i) 工事成績評定対象外工事についても、施工実績の評価対象とする。

工事成績評定対象外工事とは、「工事成績評定を省略することができる工事（沖縄県土木建築部工事成績評定要領）」に示されている工事とする。

j) 評価は提出された申請書及び確認資料により行い、それらの確認は提出された証明資料により行う。

申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。

証明資料による確認の結果、申請書及び確認資料の記載に誤りがあった場合、評価は下方修正のみを行う。

建設行政情報システムにより申請書及び確認資料の内容確認ができた場合は、評価の下方修正のみを行うものとする。ただし、その場合においても、提出した申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。

2) J Vに関する運用事項

a) 特定J V又は経常J Vの構成員として施工した施工実績は、各構成員が単独で施工した実績とみなす。ただし、出資比率20%以上のものに限る。

b) 特定J Vとして申請する場合は、代表者の施工実績を評価する。

c) 経常J Vとして申請する場合は、経常J Vでの施工実績を評価する。ただし、経常J Vでの施工実績が無い場合は、代表者の施工実績を評価する。

特定JVの場合		評価対象(申請者)			
		特定JVで申請		A社単体で申請	B社単体で申請
		代表者 (A社)	代表者以外の構成員 (B社)		
施工実績	特定JV工事で A社に実績あり	○※1		○※1	
	特定JV工事で B社に実績あり				○※1
	単体工事で A社に実績あり	○		○	
	単体工事で B社に実績あり				○

○:評価する ×:評価しない

※1 施工実績の工事において出資比率20%以上の場合に限る。

経常JVの場合		評価対象(申請者)			
		経常JVで申請		A社単体で申請	B社単体で申請
		代表者 (A社)	代表者以外の構成員 (B社)		
施工実績	経常JV として実績あり	○		○※1	○※1
	単体工事で A社に実績あり	○※2		○	
	単体工事で B社に実績あり				○

○:評価する ×:評価しない

※1 施工実績の工事において出資比率20%以上の場合に限る。

※2 経常JVとしての施工実績がない場合に限る。

3) 申請書等作成時の留意事項

- a) 公告に明示された資格があると判断できる、必要最小限の内容を記入すること。

4) 申請書等の記載内容を証明する証明資料

- 登録内容確認書竣工登録(写)[コリンズ登録の場合]
- 工事成績評定通知書(写)[沖縄県土木建築部発注工事の場合]
- 工事内容等を証明する資料(契約書等(写))[コリンズ登録が無い又は同種工事の場合]
- 出資比率を証明する資料(契約書等(写))[特定JV又は経常JVの構成員としての実績の場合]

- a) 施工実績は、証明資料により確認する。

- b) コリンズ登録のある場合

登録内容確認書竣工登録により、工事の完成、同一工種(又は同種工事)、工期、受発注者の確認を行う。

- c) コリンズ登録されていない場合

工事内容等を証明する資料により、工事の完成、同一工種(又は同種工事)、工期、受発注者の確認を行う。

- d) 同種工事等コリンズの登録内容に工事内容(実績)の記載がない場合

工事内容等を証明する資料により、工事の完成、同種工事、工期、受発注者の確認を行う。

- e) 沖縄県土木建築部の発注工事に係る実績の場合は、工事成績評定通知書により工事成績が65点未満となっていないか確認を行う。

- f) 特定JV又は経常JVの構成員としての実績の場合は、出資比率を確認する資料により、出資比率の確認を行う。

- g) 次に該当する場合は、別記様式 10-2 を添付することで、証明資料を省略することができる。

証明資料を省略できるものは、当該年度内同一工種において、既に証明資料を提出した工事がある場合とする。この場合、発注者は別紙 9 により、申請書等の内容を確認するものとする。また、工事を複数分割し同時に発注する場合、例えば、1 工区から 3 工区までの 3 件の工事を同時に発注する場合、1 工区に証明資料を添付すれば、2 工区目以降は別記様式 10-2 を添付することで当該年度内同一工種において、証明資料を省略できる。この場合、発注者は 1 工区の証明資料により申請書等の内容を確認するものとする。

(2) 同一工種の工事成績 《全型共通》

工事成績は、適切かつ確実な施工の可否を判断する上で重要な情報である。同一工種の工事成績評定により、企業の技術力を評価する。

評価の視点	配点	点数	評価基準
土木建築部での過去5年間の同一工種における工事成績の平均点	10	10.0	80点以上
		9.0	79点以上 80点未満
		8.0	78点以上 79点未満
		7.0	77点以上 78点未満
		6.0	76点以上 77点未満
		5.0	75点以上 76点未満
		4.0	74点以上 75点未満
		3.0	73点以上 74点未満
		2.0	72点以上 73点未満
		1.0	71点以上 72点未満
		0.0	71点未満、実績なし

1) 評価に関する運用事項（別記様式7）

- a) 別記様式7における同一工種の工事成績を評価対象とする。
b) 沖縄県土木建築部の発注した全ての工事のうち、当該発注工事と同一工種かつ最終契約金額1,000万円以上の工事の工事成績を評価対象とする。

入札参加要件が同種工事の施工実績である場合でも、当該発注工事と同一工種において評価する。

しゅんせつ工事として発注した工事において、土木一式工事又は土木一式工事のうち浚渫工事を含む工事は同一工種として評価しない。

- c) 「工事成績評定を省略することができる工事（沖縄県土木建築部工事成績評定要領）」に示されている工事については、評価の対象外とする。
d) 過去5年間の平均点は、以下により算出することとし、過去5年間の完成工事とは、当該年度を含まない直近の5年度間に完成した工事とする。

$$\text{過去5年間の平均点} = \frac{\text{過去5年間の完成工事の評定点合計}}{\text{過去5年間の完成工事の件数}}$$

- e) 平均点は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位止めとする。
f) 「実績無し」とは、過去5年間で沖縄県土木建築部内の施工実績がないもの、又は成績評定がされていないものをいう。
g) 対象年度例については、以下とする。

対象例：令和7年度公告の場合

	R1年度	R2年度	...	R6年度	R7年度	評価対象
		5年間 R2年度～R6年度までに完成した工事				
①	◆●					×
②	◆●					○
③		◆●				○
④			◆●			○
⑤				◆●	●	×
⑥					◆●	×
⑦					◆●	×

契約日◆●完成日

申請書等提出期限日
(自己評価表提出期限日)

- h) 評価は提出された申請書及び確認資料により行い、それらの確認は提出された証明資料により行う。

申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。ただし、申請書及び確認資料において記載すべきでない工事を記載し、これに係る証明資料の提出が無くとも最低点とはしない。

建設行政情報システムにおいても確認を行い、提出された申請書及び確認資料において記載すべき工事が漏れていた場合、評価は最低点に下方修正とする。

証明資料による確認の結果、申請書及び確認資料の記載に誤りがあった場合、評価は下方修正のみを行う。

建設行政情報システムにより申請書及び確認資料の内容確認ができた場合は、評価の下方修正のみを行うものとする。ただし、その場合においても、提出した申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。

2) J Vに関する運用事項

- a) 特定 J V 又は経常 J V の構成員として施工した工事成績は、各構成員の工事成績として取り扱う。ただし、出資比率 20% 以上のものに限る。
- b) 特定 J V として申請する場合は、代表者の工事成績を評価する。
- c) 経常 J V として申請する場合には、以下のとおりとする。

◇ 経常 J V 実績有り

経常 J V の実績のみで評価する。

◇ 経常 J V 実績無し

構成員毎の平均点を基に、全構成員の平均点を算出し評価する。ただし、実績を持たない構成員がいる場合は、実績を持たない構成員を 60 点として、全構成員の平均点を算出し評価する。なお、平均点は、小数点第 2 位を四捨五入し小数点第 1 位止めとする。

3) 申請書等作成時の留意事項

- a) 完成年度、工事名、成績評定点及び工事成績平均点を記入すること。
- b) 沖縄県土木建築部発注の全工事のうち、当該発注工事と同一工種及び最終契約金額 1,000 万円以上の工事を評価対象とする。

4) 申請書及び確認資料の記載内容を証明する証明資料

- 工事成績評定通知書 (写)
- 登録内容確認書竣工登録 (写)[コリンズ登録の場合]
- 工事内容等を証明する資料(契約書等(写))[コリンズ登録されていない場合]
- 出資比率を証明する資料(契約書等(写))[特定 J V 又は経常 J V の構成員としての実績の場合]

- a) 工事成績は、証明資料により確認する。
- b) 工事成績評定通知書により、工事成績及び工事の完成を確認する。
- c) コリンズ登録のある場合
登録内容確認書竣工登録により、同一工種、工期、受発注者を確認する。
- d) コリンズ登録されていない場合
工事内容等を証明する資料により、同一工種、工期、受発注者を確認する。
- e) 特定 J V 又は経常 J V の構成員としての実績の場合は、出資比率を確認する資料により、出資比率の確認を行う。

- f) 次に該当する場合は、別記様式 10-2 を添付することで、証明資料を省略することができる。

証明資料を省略できるものは、当該年度内同一工種において、既に証明資料を提出した工事がある場合とする。この場合、発注者は別紙 9 により、申請書等の内容を確認するものとする。また、工事を複数分割し同時に発注する場合、例えば、1 工区から 3 工区までの 3 件の工事を同時に発注する場合、1 工区に証明資料を添付すれば、2 工区目以降は別記様式 10-2 を添付することで当該年度内同一工種において、証明資料を省略できる。この場合、発注者は 1 工区の証明資料により申請書等の内容を確認するものとする。

（３） 優良建設業者表彰 《全型共通》

建設業の健全な振興発展に資するために誠意をもって適切に施工し、優秀な成績で工事を完成した企業に対し授与された優良建設業者表彰を評価することで、工事における品質向上を期待し評価する。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
優良建設業者表彰	過去3年間の優良工事表彰の有無	5	5.0	県知事表彰の実績あり
			3.0	県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国（局長）の表彰実績あり
			2.0	県土木建築部（各事務所長、各課長）又は国（部長、事務所長等）の表彰実績あり
			0.0	なし

1) 評価に関する運用事項（別記様式2）

- a) 別記様式2における表彰の実績を評価の対象とする。なお、複数の表彰がある場合においても、別記様式2に記載のある1件のみで評価する。
- b) 元請としての表彰実績に限る。
- c) 「県」は、以下を対象とする。

○沖縄県土木建築部 ※技術・建設業課ホームページを参照

表彰区分	: 知事、部長、各事務所長、各課長
部 門	: 土木、建築、電気、管、造園

○沖縄県農林水産部

表彰区分	: 知事、部長 ※出先機関の表彰は対象外
部 門	: 農業土木、水産土木、森林土木

○沖縄県企業局

表彰区分	: 局長
部 門	: 土木/水道、建築、電気、管・機械

- d) 受賞した工事の部門等が当該発注工事と同じ部門となっている場合のみ評価する。
- e) 「国」は、内閣府沖縄総合事務局開発建設部における県内施工工事とし、同一工種での表彰を評価対象とする。

○内閣府沖縄総合事務局開発建設部

表彰区分	: 局長、部長、事務所長等
部 門	: 優良施工工事、ICT活用工事、安全施工工事

- f) 過去3年間とは、当該年度（公告日の属する年度）を含む直近の3年間である。受賞日（表彰状記載日）の日付けにかかわらず、毎年8月1日を基準日とし、評価対象の年度を切り替える。

評価対象期間：

令和4年度 受賞日	令和5年度 受賞日	令和6年度 受賞日 8/1	令和7年度 受賞日 8/1	令和8年度 受賞日 8/1	令和9年度 受賞日 8/1	令和10年度 受賞日 8/1
		※1 7/31まで				
			※2 7/31まで			
				※3 7/31まで		
					※4 7/31まで	

評価対象期間について

- ※1 令和4年度受賞分については、令和7年7月31日公告工事までを評価対象とする。
- ※2 令和5年度受賞分については、令和8年7月31日公告工事までを評価対象とする。
- ※3 令和6年度受賞分については、令和9年7月31日公告工事までを評価対象とする。
- ※4 令和7年度受賞分については、令和7年8月1日から令和10年7月31日までの公告工事を評価対象とする。

- g) 評価は提出された申請書及び確認資料により行い、それらの確認は提出された証明資料により行う。

申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。ただし、申請書及び確認資料における評価に係る記載内容が土木建築部における表彰の場合、証明資料の提出が無くとも最低点とはしない。

- 例1) 提出された申請書及び確認資料では沖縄県農林水産部における県知事表彰（5点）であるが、提出された証明資料が国（局長）表彰（3点）だった場合、評価は最低点に下方修正を行う。
- 例2) 提出された申請書及び確認資料では沖縄県農林水産部における県知事表彰（5点）であるが、証明資料の提出が無く、沖縄県土木建築部における県知事表彰（5点）がある場合、評価は最低点に下方修正する。
- 例3) 提出された申請書及び確認資料では沖縄県土木建築部における県知事表彰（5点）であるが、正しくは沖縄県土木建築部における事務所長表彰（2点）だった場合、評価は最低点に下方修正を行う。

2) J Vに関する運用事項

- a) 特定 J V の構成員として受賞した実績は、各構成員が単独で受賞した実績とみなす。ただし、出資比率 20%以上のものに限る。
- b) 特定 J V として申請する場合は、代表者の受賞実績を評価する。
- c) 経常 J V の構成員として受賞した実績は、各構成員の受賞実績とはならない。
- d) 経常 J V として申請する場合は、経常 J V 又は各構成員のうち 1 社が単独で受賞した実績を有していれば、評価する。

特定JVの場合		評価対象(申請者)			
		特定JVで申請		A社単体で申請	B社単体で申請
		代表者 (A社)	代表者以外の構成員 (B社)		
績 評 価	特定JV工事で A社に受賞あり	○※1		○※1	
	特定JV工事で B社に受賞あり				○※1
	単体工事で A社に受賞あり	○		○	
	単体工事で B社に受賞あり				○

○:評価する ×:評価しない

※1 受賞した工事において出資比率20%以上の場合に限る。

経常JVの場合		評価対象(申請者)			
		経常JVで申請		A社単体で申請	B社単体で申請
		代表者 (A社)	代表者以外の構成員 (B社)		
績 評 価	経常JV として受賞あり		○	×	×
	単体工事で A社に受賞あり	○		○	
	単体工事で B社に受賞あり		○		○

○:評価する ×:評価しない

3) 申請書等作成時の留意事項

- a) 表彰名、受賞年度(受賞日)、工事名、部門、授与者名(表彰まで明記)を記入すること。また、国の表彰の場合、工種も記載する。なお、申請は1件を上限とする。
- b) 県土木建築部以外の県の表彰は部門、国の表彰は同一工種に留意すること。
- c) 優良建設業者表彰と優良技術者表彰は、別個に評価する。

4) 申請書の記載内容を証明する証明資料

【沖縄県土木建築部の表彰の場合】
● 証明資料なし(沖縄県土木建築部技術・建設業課ホームページで確認する)
【上記以外の表彰の場合】
● 表彰状(写)
● 登録内容確認書竣工登録(写) ※国の表彰の場合
● 出資比率を証明する資料(契約書等(写))[特定 J V 又の構成員としての実績の場合] (沖縄県土木建築部における特定 J V 工事への表彰の場合も含む)

- a) 優良建設業者表彰は、証明資料により確認する。
- b) 表彰状により、表彰名、受賞年度(受賞日)、部門、授与者名の確認をする。(沖縄県土木建築部の表彰の場合は省略可)
- c) 国の表彰の場合、登録内容確認書竣工登録により、同一工種を確認する。

- d) 特定JVの構成員としての実績の場合は、出資比率を確認する資料により、出資比率の確認を行う。
- e) 次に該当する場合は、別記様式10-2を添付することで、証明資料を省略することができる。

証明資料を省略できるものは、当該年度内同一工種において、既に証明資料を提出した工事がある場合とする。この場合、発注者は別紙9により、申請書等の内容を確認するものとする。また、工事を複数分割し同時に発注する場合、例えば、1工区から3工区までの3件の工事を同時に発注する場合、1工区に証明資料を添付すれば、2工区目以降は別記様式10-2を添付することで当該年度内同一工種において、証明資料を省略できる。この場合、発注者は1工区の証明資料により申請書等の内容を確認するものとする。

（４）登録基幹技能者等の活用 《全型共通》

現場で直接生産活動に従事する技能労働者は重要な役割を担っていることから、作業能力、知識により現場をまとめる技能者を配置することで、工事の生産性向上並びに品質確保を図ることを期待し評価する。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
登録基幹技能者等の活用	登録基幹技能者等の活用として、1名以上配置の有無（登録基幹技能者又は発注者の指定する技能者）	1	1.0	配置する
			0.0	配置しない

1) 評価に関する運用事項（別記様式6）

- a) 別記様式6における登録基幹技能者等の配置の有無を評価対象とする。
- b) 登録基幹技能者とは、登録基幹技能者講習を修了し、講習修了証を有する者とする。
- c) 当該発注工事に関連する種類（職種）を配置する場合に評価する。
- d) 工事内容に関連しない工種への配置、又は従事予定工種に対して適切ではない種類（職種）の配置は評価しない。
- e) 配置する登録基幹技能者等について、元請（JVの代表者および構成員も含む）又は下請は問わない。
- f) 配置予定技術者又は現場代理人が登録基幹技能者の場合でも、評価の対象とする。
- g) 入札説明書において、種類（職種）、人数、日数等の要件を定める場合は、これによるものとする。

2) 申請書等作成時の留意事項

- a) 入札説明書における、種類（職種）、人数、日数等が指定の有無。
- b) 当該発注工事に関連する種類（職種）に留意すること。
- c) 申請時にあらかじめ配置する技能者を定める必要はない。

3) 記載内容を証明する証明資料

- 証明資料無し

- a) 本評価項目は自己申告を評価し、証明資料の提出は求めない。

4) 履行確認

- a) 施工計画提出時、施工中、工事完了等各段階において、主任監督員による履行確認を行う。

履行確認(参考)	
施工計画時	工種、種類（職種）、氏名、資格の写し、資格の有効期限
施工中	配置状況等を現場若しくは日誌等で確認
工事完了時	竣工確認時に日誌、写真等で確認

- b) 履行の確認ができない場合は、履行の担保（ペナルティー）の対象とする。
- c) 工事の途中で配置する必要がなくなった場合等は、受発注者で協議を行うものとする。

(5) 手持ち工事量 《特別簡易型、簡易型(I・II型)、標準型》

工事の品質確保の観点から、受注者の偏りを緩和し、複数企業の受注機会の確保を図るため評価する。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
同一工種の企業手持ち工事量	当該年度受注額÷過去3年間の平均受注額＝手持ち工事量比率	10	10.0	手持ち工事量比率<0.25
			8.0	0.25≤手持ち工事量比率<0.50
			6.0	0.50≤手持ち工事量比率<0.75
			4.0	0.75≤手持ち工事量比率<1.00
			2.0	1.00≤手持ち工事量比率<1.25
			0.0	1.25≤手持ち工事量比率

1) 評価に関する運用事項（別記様式8）

- 別記様式8における同一工種の手持ち工事量を評価対象とする。
- 本評価項目は、特別簡易型、簡易型(I型・II型)、標準型で適用する。
- 手持ち工事量比率については、下記の算出法により算出する。

$$\text{手持ち工事量比率} = \frac{\text{当該年度受注額 (A) f) 参照}}{\text{過去3年間の平均受注額 (B) f) 参照}}$$

- 手持ち工事量比率は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。
- 算出に用いる工事实績については、沖縄県土木建築部発注工事のうち、当該発注工事と同一工種を対象とする。
入札参加資格要件が同種工事の施工実績である場合でも、当該発注工事と同一工種において評価する。
しゅんせつ工事として発注した工事において、土木一式工事又は土木一式工事のうち浚渫工事を含む工事は同一工種として評価しない。
- 年度毎の受注額算出については、契約書（改定契約書は含まない）における契約締結日の属する年度を原則とする。建設工事請負仮契約書と契約書の契約締結日の年度が異なる場合、契約書の契約締結日の属する年度を原則とする。また、「当初契約額が1千万円未満の工事」及び「改定契約書」は、受注額算出の対象としない。（A、B）
- 過去3年間とは、当該年度を含まない直近の3年度間とする。ただし、特殊工事の場合は3年度間以上とすることができる。（入札説明書等を確認すること）
- 過去3年間の平均受注額（B）とは、過去3年間に契約した工事の受注額の合計を「3」で除したものとする。
- 手持ち工事量は、申請書及び確認資料提出期限日の7日前（休日含む）までに落札決定があったものを含む。また、建設工事請負仮契約書においては、前文の「落札決定」を「議会議決承認通知」に読み替える。※自己評価型の場合、1.5 g) 参照。

参考例

29 (火)	30 (水)	1 (木)	2 (金)	3 (土)	4 (日)	5 (月)	6 (火)	7 (水)	8 (木)	9 (金)
対象	対象	⑦ 対象 この日の落札決定通知 まで含む	⑥ 対象外	⑤ 対象外	④ 対象外	③ 対象外	② 対象外	① 対象外	提出期限日 対象外	対象外

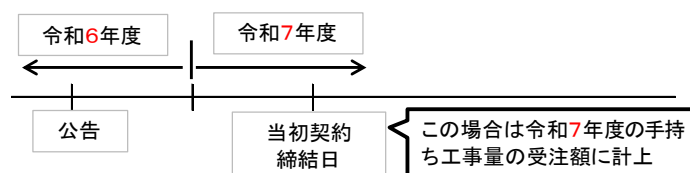
※ 土日休日を含む7日前まで対象

- j) 債務負担行為工事は、「年度毎の支払限度額」を「年度毎の受注額（契約金額）」として評価する。債務負担行為工事において、「年度毎の改定契約額を含まない受注金額（支払限度額）が分かる資料」の提出がない場合、書類不備として、最低点に下方修正を行う。

ただし、当初契約締結日から2年度間に渡るゼロ債務負担行為工事（初年度の支払限度額がゼロ）の場合は、契約額を契約締結日の属する年度の受注額に計上することとし、「年度毎の改定契約額を含まない受注金額（支払限度額）が分かる資料」の提出は不要とする。

当初契約締結日から3年度間以上に渡る場合は、初年度の支払限度額がゼロであったとしても、「年度毎の支払限度額」を「年度毎の受注額（契約金額）」として評価し、「年度毎の改定契約額を含まない受注金額（支払限度額）が分かる資料」の提出がない場合、書類不備として、最低点に下方修正を行う。

- k) 公告日と当初契約締結日の年度が異なる場合、当初契約締結日の属する年度に計上する。



- l) 当該年度受注額がゼロの場合は評価を満点とし、当該年度受注額が有り過去3年間でゼロの場合は0点とする。

当該年度受注額(A) 過去3年間の平均受注額(B)	ゼロ 〇〇〇〇円	ゼロ ゼロ	〇〇〇〇円 ゼロ
評価	評価は満点	評価は満点	評価はゼロ点

- m) 評価は提出された申請書及び確認資料により行い、それらの確認は提出された証明資料により行う。

申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。ただし、申請書及び確認資料において記載すべきでない工事を記載し、これに係る証明資料の提出が無くとも最低点とはしない。

建設行政情報システムにおいても確認を行い、提出された申請書及び確認資料において記載すべき工事が漏れていた場合、評価は最低点に下方修正とする。

証明資料による確認の結果、申請書及び確認資料の記載に誤りがあった場合、評価は下方修正のみを行う。

建設行政情報システムにより申請書及び確認資料の内容確認ができた場合は、評価の下方修正のみを行うものとする。ただし、その場合においても、提出した申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。

----- : 申請書及び確認資料提出期限日

- ★ : 当初契約締結日
 ● : 当初契約工期
 ▲ : 計上する受注額
 △ : 計上しない受注額

当初契約の受注額を計上の対象とする。
 (改定契約における受注額の増減や工期の変更は
 考慮しない)

	R 3 年度 － 4 年度	R 4 年度 － 3 年度	R 5 年度 － 2 年度	R 6 年度 － 1 年度	R 7 年度 当該年度	R 8 年度 + 1 年度	分子（当該年度） 分母（当該年度を含ま ない直近の3年度間）	備考
単年度 工事	★● △R3	★● ▲R4	★● ▲R5	★● ▲R6	★● ▲R7		$\frac{\text{▲R7}}{\text{▲R4} \quad \text{▲R5} \quad \text{▲R6}}$	－ 4 年度以前に当初契約締結日のため、△R3は計上しない。
繰越 承認 工事	★● △R3						$\frac{\text{該当なし}}{\text{該当なし}}$	－ 4 年度以前に当初契約締結日のため、△R3は計上しない。
	★● △R3						$\frac{\text{該当なし}}{\text{該当なし}}$	
		★● ▲R4					$\frac{\text{該当なし}}{\text{▲R4}}$	繰越承認工事は、当初契約締結日の属する年度に計上する。
		★● ▲R4					$\frac{\text{該当なし}}{\text{▲R4}}$	
			★● ▲R6				$\frac{\text{該当なし}}{\text{▲R6}}$	
			★● ▲R6				$\frac{\text{該当なし}}{\text{▲R6}}$	
			★● ▲R6				$\frac{\text{該当なし}}{\text{▲R6}}$	
				★● ▲R7			$\frac{\text{▲R7}}{\text{該当なし}}$	
ゼロ 債務 負担 行為 工事 (2 年)	★● △R3						$\frac{\text{該当なし}}{\text{該当なし}}$	－ 4 年度以前に当初契約締結日のため、△R3は計上しない。
	★● △R3						$\frac{\text{該当なし}}{\text{該当なし}}$	
		★● ▲R4					$\frac{\text{該当なし}}{\text{▲R4}}$	当初契約書における年度毎の支払限度額の記載（初年度の支払限度額ゼロ）に関わらず、当初契約締結日の属する年度に当初契約の受注額を計上する。
		★● ▲R4					$\frac{\text{該当なし}}{\text{▲R4}}$	
			★● ▲R6				$\frac{\text{該当なし}}{\text{▲R6}}$	
			★● ▲R6				$\frac{\text{該当なし}}{\text{▲R6}}$	
			★● ▲R6				$\frac{\text{該当なし}}{\text{▲R6}}$	
				★● ▲R7			$\frac{\text{▲R7}}{\text{該当なし}}$	

----- : 申請書及び確認資料提出期限日

- ★ : 当初契約締結日
● : 当初契約工期
▲ : 計上する受注額
△ : 計上しない受注額

当初契約の受注額を計上の対象とする。
(改定契約における受注額の増減や工期の変更は
考慮しない)

	R 3 年度 - 4 年度	R 4 年度 - 3 年度	R 5 年度 - 2 年度	R 6 年度 - 1 年度	R 7 年度 当該年度	R 8 年度 + 1 年度	分子 (当該年度) 分母 (当該年度を含ま ない直近の3年度間)	備考
債務 負担 行為 工事 (2 年)	★● △R3	● △R4					該当なし 該当なし	- 4 年度以前に当初契約締結 日のため、△R3と△R4は計 上しない。
	★● △R3	● △R4					該当なし 該当なし	
		★● ▲R4	● ▲R5				該当なし ▲R4 ▲R5	当初契約書における年度毎の 支払限度額の記載により、各 年度の受注額を計上する。
		★● ▲R4	● ▲R5				該当なし ▲R4 ▲R5	
				★● ▲R6	● ▲R7		▲R7 ▲R6	
				★● ▲R6	● ▲R7		▲R7 ▲R6	
				★● ▲R6	● ▲R7		▲R7 ▲R6	
					★● ▲R7	● △R8	▲R7 該当なし	
債務 負担 行為 工事 (3 年)	★● △R3	● △R4	● △R5				該当なし 該当なし	- 4 年度以前に当初契約締結 日のため、△R3と△R4と△ R5は計上しない。
	★● △R3	● △R4	● △R5				該当なし 該当なし	
		★● ▲R4	● ▲R5	● ▲R6			該当なし ▲R4 ▲R5 ▲R6	当初契約書における年度毎の 支払限度額の記載により、各 年度の受注額を計上する。
		★● ▲R4	● ▲R5	● ▲R6			該当なし ▲R4 ▲R5 ▲R6	
			★● ▲R5	● ▲R6	● ▲R7		該当なし ▲R5 ▲R6	
			★● ▲R5	● ▲R6	● ▲R7		▲R7 ▲R5 ▲R6	
				★● ▲R6	● ▲R7	● △R8	▲R7 ▲R6	
				★● ▲R6	● ▲R7	● △R8	▲R7 ▲R6	
					★● ▲R7	● △R8	▲R7 該当なし	

当初契約締結日から複数年度に渡る工事の場合（参考例）

★：当初契約締結日

●：当初契約工期

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	当初契約額	備考
繰越承認工事	当初契約書における 年度毎の支払限度額の記載		★● 記載なし	● 記載なし	100,000,000	繰越承認工事は、当初契約締結日の属する年度に計上する。
	計上する受注額 (JV工事は出資比率を乗じる)		100,000,000			
	当初契約書における 年度毎の支払限度額の記載		★● 記載なし	● 記載なし	100,000,000	
	計上する受注額 (JV工事は出資比率を乗じる)		100,000,000			
ゼロ債務負担行為工事 (2年)	当初契約書における 年度毎の支払限度額の記載		★● 0と記載 ↓	● 100,000,000	100,000,000	当初契約書における年度毎の支払限度額の記載（初年度の支払限度額ゼロ）に関わらず、当初契約締結日の属する年度に当初契約の受注額を計上する。
	計上する受注額 (JV工事は出資比率を乗じる)		100,000,000			
	当初契約書における 年度毎の支払限度額の記載		★● 0と記載 ↓	● 100,000,000	100,000,000	
	計上する受注額 (JV工事は出資比率を乗じる)		100,000,000			
債務負担行為工事 (2年)	当初契約書における 年度毎の支払限度額の記載		★● 30,000,000 ↓	● 70,000,000 ↓	100,000,000	当初契約書における年度毎の支払限度額の記載により、各年度の受注額を計上する。
	計上する受注額 (JV工事は出資比率を乗じる)		30,000,000	70,000,000		
	当初契約書における 年度毎の支払限度額の記載		★● 30,000,000 ↓	● 70,000,000 ↓	100,000,000	
	計上する受注額 (JV工事は出資比率を乗じる)		30,000,000	70,000,000		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	当初契約額	備考
債務負担行為工事 (3年)	当初契約書における 年度毎の支払限度額の記載	★● 0と記載	● 30,000,000 ↓	● 70,000,000 ↓	100,000,000	当初契約書における年度毎の支払限度額の記載により、各年度の受注額を計上する。
	計上する受注額 (JV工事は出資比率を乗じる)		30,000,000	70,000,000		
	当初契約書における 年度毎の支払限度額の記載	★● 0と記載	● 30,000,000 ↓	● 70,000,000 ↓	100,000,000	
	計上する受注額 (JV工事は出資比率を乗じる)		30,000,000	70,000,000		
	当初契約書における 年度毎の支払限度額の記載	★● 20,000,000 ↓	● 30,000,000 ↓	● 50,000,000 ↓	100,000,000	
	計上する受注額 (JV工事は出資比率を乗じる)	20,000,000	30,000,000	50,000,000		
	当初契約書における 年度毎の支払限度額の記載	★● 20,000,000 ↓	● 30,000,000 ↓	● 50,000,000 ↓	100,000,000	
	計上する受注額 (JV工事は出資比率を乗じる)	20,000,000	30,000,000	50,000,000		

2) J Vに関する運用事項

- a) 特定 J V又は経常 J Vの構成員として施工した工事の受注額は、請負額に出資比率を乗じた額とする。
- b) 特定 J Vとして申請する場合、代表者の手持ち工事比率を評価する。

特定JVの場合		評価対象(申請者)			
		特定JVで申請		A社単体で申請	B社単体で申請
		代表者 (A社)	代表者以外の構成員 (B社)		
経常	A社の特定・経常JV工事 の受注額	○ 出資比率を乗じる		○ 出資比率を乗じる	
	B社の特定・経常JV工事 の受注額				○ 出資比率を乗じる
	A社の単体工事 の受注額	○		○	
	B社の単体工事 の受注額				○

○:評価する ×:評価しない

- c) 経常 J Vとして申請する場合、各構成員の手持ち工事量比率の平均値とする。

3) 申請書等作成時の留意事項

- a) 工事件名、施工場所、当初契約金額、受注形態等を記入すること。
- b) 同種工事で発注されている場合でも、同一工種が対象となることに留意。
- c) 別記様式 8 における「過去 3 年間の平均受注額(B)」及び「当該年度受注額(A)」、「手持ち工事量比率(A/B)」において、該当する金額及び比率がゼロの場合、該当欄に「¥0」と記載すること。
- d) 債務負担行為工事に係る記載ミスや資料の添付漏れが散見されるので、注意を要する。

4) 記載内容を証明する証明資料

- 登録内容確認書受注登録(写)[コリンズ登録の場合]
- 当初契約書(写)
- 年度毎の受注額(年度毎の支払限度額)がわかる資料(契約書第 40 条等当該ページ写し又は仮契約後の当該通知の写し等)[債務負担行為工事の場合]
- 工事内容等を証明する資料[コリンズ登録されていない場合]
- 出資比率を証明する資料(契約書等(写))[特定 J V又は経常 J Vの構成員としての受注額の場合]

- a) 同一工種の手持ち工事量は、証明資料により確認する。
- b) コリンズ登録のある場合
登録内容確認書受注登録により、同一工種、工期、当初契約金額を確認する。
- c) コリンズ登録されていない場合
工事内容を証明する資料により、同一工種、工期、当初契約金額を確認する。
- d) 債務負担行為工事の場合、年度毎の改定契約額を含まない受注金額(支払限度額)がわかる資料により確認する。
- e) 発注者は当該年度受注額(債務負担行為工事における年度毎の支払限度額の影響を含む)がゼロであることを確認すること。当該年度受注額(A)がゼロの場合、過去 3 年間の平均受注額(B)にかかる証明資料を省略することができる。当該年度受注額(A)がゼロであることが確認できた場合、過去 3 年間の受注額にかかる記載内容の確認は行わず、満点の評価とする。その場合、過年度の受注額に関する工事の記入漏れ、計算間違い、記入ミスがあった場合も満点の評価とする。

- f) 特定JV又は経常JVの構成員としての受注額は、出資比率を確認する資料により、出資比率の確認を行う。
- g) 次に該当する場合は、別記様式10-2を添付することにより、重複する「過去3年間の平均受注額（B）における証明資料」を省略することができる。ただし、当該年度受注額に関連する証明資料については、省略できない。

証明資料を省略できるものは、当該年度内同一工種において、既に証明資料を提出した工事がある場合とする。この場合、発注者は別紙9により、申請書等の内容を確認するものとする。また、工事を複数分割し同時に発注する場合、例えば、1工区から3工区までの3件の工事を同時に発注する場合、1工区に証明資料を添付すれば、2工区目以降は別記様式10-2を添付することで当該年度内同一工種において、証明資料を省略できる。この場合、発注者は1工区の証明資料により申請書等の内容を確認するものとする。

(6) ICT活用工事実績 《全型共通》

ICT活用工事の施工実績を評価することにより、受注者として情報通信技術の活用等を通じた「生産性の向上」等に取り組んでいることを評価する。なお、営繕工事は除く。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
ICT活用工事実績	過去2年間のICT活用証明書発行工事実績の有無	2	2.0	ICT活用証明書が発行された実績あり
			0.0	ICT活用証明書が発行された実績なし

1) 評価に関する運用事項

- 別記様式 6-2 における工事を評価対象とし、工種は問わない。
- 沖縄県土木建築部または沖縄総合事務局開発建設部が令和2年4月以降に発注した工事のうち、発注者が工事完成時に「ICT活用証明書」を発行した工事の施工実績1件で評価する。ただし、沖縄総合事務局開発建設部の実績は、港湾空港事業を除く。
- 元請として施工し、完成・引渡し完了した施工実績を評価する。
- 沖縄県土木建築部発注工事に係る実績の場合について、工事成績が65点未満の場合は、施工実績なしの評価とする。
- 申請書及び確認資料提出期限日（※提出日でないことに留意）の7日前（休日含む）からその2年前（休日含む）までに「ICT活用証明書」が発行された工事を評価対象とする。
※ 自己評価型の場合、1.5 g) 参照。

対象例 : 令和7年度公告の場合

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	評価対象
					2年間	7日	
①				●			×
②			◆	●			×
③			◆	●			○
④				◆	●		○
⑤					◆	●	×

契約日 ◆—● 完成日(証明書発行日) 申請書等提出期限日 (自己評価表提出期限日)

参考例

27 (火)	28 (水)	29 (木)	30 (金)	5/31 (土)	1 (日)	2 (月)	3 (火)	4 (水)	6/5 (木)	6 (金)
対象	対象	⑦ 対象 この日の 活用証明書 まで含む	⑥ 対象外	⑤ 対象外	④ 対象外	③ 対象外	② 対象外	① 対象外	提出期限日 対象外	対象外

※ 土日休日を含む7日前まで対象

※ 例えば提出期限日がR7.6.5の場合、R5.5.30～R7.5.29(2年間)に発行されたICT活用証明書が有効。

2) JVに関する運用事項

- 特定JV又は経常JVの構成員として施工した施工実績は、各構成員が単独で施工した実績とみなす。ただし、出資比率20%以上のものに限る。
- 特定JVとして申請する場合は、各構成員の施工実績を評価する。
- 経常JVとして申請する場合は、経常JVでの施工実績を評価する。ただし、経常JVで

の施工実績が無い場合は、各構成員の施工実績を評価する。

特定JVの場合		評価対象(申請者)			
		特定JVで申請		A社単体で申請	B社単体で申請
		代表者 (A社)	代表者以外の構成員 (B社)		
ICT活用工事実績	特定JV工事で A社に実績あり	○※1		○※1	
	特定JV工事で B社に実績あり		○※1		○※1
	単体工事で A社に実績あり	○		○	
	単体工事で B社に実績あり		○		○

○: 評価する ×: 評価しない

※1 施工実績の工事において出資比率20%以上の場合に限る。

経常JVの場合		評価対象(申請者)			
		経常JVで申請		A社単体で申請	B社単体で申請
		代表者 (A社)	代表者以外の構成員 (B社)		
ICT活用工事実績	経常JV として実績あり		○	○※1	○※1
	単体工事で A社に実績あり	○※2		○	
	単体工事で B社に実績あり		○※2		○

○: 評価する ×: 評価しない

※1 施工実績の工事において出資比率20%以上の場合に限る。

※2 経常JVとしての施工実績がない場合に限る。

3) 申請書等作成時の留意事項

- 実績あり、実績なしを記入すること。
- ICT活用工事の施工実績がある場合は、工事内容を記載すること。

4) 申請書等の記載内容を証明する証明資料

- ICT活用証明書(写) (沖縄県土木建築部または沖縄総合事務局開発建設部発行)
- 工事成績評定通知書 (写) (沖縄県土木建築部の場合)
- 登録内容確認書竣工登録(写)[コリンズ登録の場合]
- 工事内容等を証明する資料(契約書等(写))[コリンズ登録が無い場合]
- 出資比率を証明する資料(契約書等(写))[特定JV又は経常JVの構成員としての実績の場合]

- ICT活用工事の施工実績は、証明資料により確認する。
- ICT活用証明書により、受発注者、工事名、工期、発行日を確認する。
- 工事成績評定通知書 (写) により、工事成績が 65 点以上であることを確認する。
- コリンズ登録のある場合
登録内容確認書竣工登録により、工事の完成、工期、受発注者の確認を行う。
- コリンズ登録されていない場合
工事内容等を証明する資料により、工事の完成、工期、受発注者の確認を行う。
- 特定JV又は経常JVの構成員としての実績は、出資比率を確認する資料により、出資比率の確認を行う。

(7) 労務費見積り尊重宣言 《全型共通》

建設業における労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、「労務費見積り尊重宣言」を公表し、下請企業への見積り依頼に際して労務費（労務賃金）を内訳明示する取り組みを評価する。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
労務費見積り尊重宣言	労務費(労務賃金)を内訳明示する取組の有無	1	1.0	「労務費見積り尊重宣言」を公表し、下請企業への見積り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示する取組を誓約する
			0.0	上記以外

1) 評価に関する運用事項

- a) 内訳明示する旨を記した誓約書（別記様式 6-3）及び「労務費見積り尊重宣言」を公表したことが確認できる資料（様式指定なし）の確認により評価する。

・宣言を公表したことが確認できる資料の例

下記のア) 又はイ) のいずれかで良いが、下請企業への見積り依頼に際して労務費（労務賃金）を内訳明示する旨及び自社名を明示して宣言を公表していることが分かる資料とすること。

ア) ホームページやアカウント無しで誰でも閲覧可能な SNS 等において公表する。
その場合、「掲載したページの写し」を提出すること。（実際にアクセスして閲覧可能か確認するため、写しには当該 URL も記載すること。）

イ) 下請け企業等、社外の者が確認できるような場所（会社入口や廊下等）において、掲示することで公表する。その場合、「実際の掲示環境写真及び掲示資料の写し」を提出すること。

- b) 全て自社施工を予定している元請企業の場合においても、上記 a) を確認できれば評価する。

2) J Vに関する運用事項

- a) 特定 J V または 経常 J V として申請する場合、別記様式 6-3 は J V として提出するものとする。
- b) 特定 J V として申請する場合は、宣言を公表したことが確認できる資料は、特定 J V の代表者のみでよい。
- c) 経常 J V として申請する場合は、宣言を公表したことが確認できる資料は、経常 J V の全ての構成員において必要とする。

3) 記載内容を証明する証明資料

- 証明資料なし。

- a) 宣言を公表したことが確認できる資料（様式指定なし）については、別記様式 6-3 に併せて提出する。

4) 履行確認

- a) 完成時に、主任監督員による履行確認を行う。
- b) 履行確認は、下請企業から元請企業への見積書を確認し、労務費（労務賃金）の内訳明示がされていること確認する。

確認対象は、1 次下請契約額上位 1 位の企業に加え、下請金額 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）以上の 1 次下請契約の企業の見積書とする。（当初契約、契約変更を含む）

- c) 完成時に履行の確認ができない場合は、履行の担保（ペナルティー）の対象とする。
- d) 確認対象となる 1 次下請契約が無いことが確認できた場合は、ペナルティーの対象外とする。

(8) 地域内での拠点の有無 <特別簡易型、簡易型(I・II型)、標準型>

当該地域の自然的・社会的条件をより理解し、信頼性・社会性を有する企業により、工事を円滑に実施できることを期待し評価する。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
地域内での拠点の有無	地域内における主たる及び従たる営業所の有無	3	3.0	〇〇内に主たる営業所あり
			1.5	〇〇内に従たる営業所あり
			0.0	上記以外

1) 評価に関する運用事項（別記様式1-2）

- a) 別記様式1-2における営業所(建設業の許可を受けた住所)の所在地を、評価対象とする。
- b) 主たる営業所とは、建設業許可申請書に記載されている主たる営業所のことであり、従たる営業所はその他営業所のこととする。
- c) 特Aのみ対象の工事は、原則評価項目として設定しない。(例えば、特AとAが対象の工事は、評価項目として設定する。)
- d) 県内外の企業が参加する場合は原則、県内の拠点を評価する。
- e) 拠点の評価基準は、入札参加資格要件により適切に設定する。

設定例

◇資格要件：「本県に主たる営業所がある者」とした場合

点数	評価基準
3.0	〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり
1.5	〇〇土木事務所管内に従たる営業所あり
0.0	上記以外

◇資格要件：上記以外

点数	評価基準
3.0	〇〇土木事務所管内又は沖縄県内に主たる営業所あり
0.0	〇〇土木事務所管内又は沖縄県内に従たる営業所あり

2) J Vに関する運用事項

- a) 特定 J Vまたは経常 J Vとして申請する場合は、代表者の拠点を評価する。

3) 記載内容を証明する証明資料

- 建設業許可申請書(様式第 1 号)及び別表または別紙(写)(営業所の所在地が記載されているもの)
- 変更届出書(写)[営業所の変更等がある場合]

- a) 地域内での拠点の有無は、証明資料により確認する。
- b) 建設業許可申請書等により、営業所の所在地を確認する。

(9) 近隣地域での施工実績 《特別簡易型、簡易型(I・II型)、標準型》

近隣での施工実績により、当該地域での自然的・社会的条件をより理解していることから、工事を円滑に実施することができることを期待し評価する。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
近隣地域での施工実績	過去2年間の近隣地域(〇〇事務所管内)の同一工種(又は同種工事)の実績	2	2.0	3件以上
			1.0	1～2件
			0.0	0件

1) 評価に関する運用事項(別記様式5)

- a) 別記様式5における同一工種(又は同種工事)の施工実績を評価対象とする。
- b) 沖縄県土木建築部発注工事における完成・引渡しが完了した工事のうち、当該発注工事と同一工種(又は同種工事)を評価する。
- c) 近隣地域の設定は原則、発注土木事務所管内とする。
- d) 特Aのみ対象の工事は原則、評価項目として設定しない。(例えば、特AとAが対象の工事は、評価項目として設定する。)
- e) 過去2年間の施工実績を対象とする。
過去2年間とは、当該年度を含まない過去2年の年度当初から申請書及び確認資料提出期限日までとする。※自己評価型の場合、1.5 g)参照。
- f) 鋼橋上部、PC、維持修繕、機械設備、建築の場合は、過去5年間の施工実績とする。
過去5年間とは、当該年度を含まない過去5年の年度当初から申請書及び確認資料提出期限日までとする。
※ 自己評価型の場合、1.5 g)参照。
- g) 特殊工事の場合(機械据付工事等)は、評価項目から除くことができる。
- h) 評価対象となる工事の規模は、次のとおりとする。(対象となる工事規模は入札説明書に記載する。)

設計金額	実績評価の対象となる工事
5千万円以上～1.5億円未満	2千5百万円以上の工事
2千5百万円以上～5千万円未満	1千万円以上の工事
2千5百万円未満	全ての工事

i) 評価の対象例は以下とする。

対象例：令和7年度公告の場合

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	評価対象
		← R5年度～申請書等提出期限日までに完成した工事 →			
①	◆●				×
②	◆●	●			○
③		◆●			○
④			◆●	●	○
⑤				◆●●	○
⑥				◆●●	×

契約日 ◆ ———— ● 完成日 - - - - - 申請書等提出期限日 (自己評価表提出期限日)

2) J Vに関する運用事項

- a) 特定JVまたは経常JVの構成員として施工した施工実績は、各構成員が単独で施工した実績とみなす。
- b) 特定JVとして申請する場合は、代表者の実績を評価する。
- c) 経常JVとして申請する場合は、経常JVでの実績を評価する。ただし、経常JVでの実

績が無い場合は、各構成員の近隣地域での施工実績の総合評価方式の評価基準に基づく点数を比較し、最も点数が低いものを評価する。

特定JVの場合		評価対象(申請者)			
		特定JVで申請		A社単体で申請	B社単体で申請
		代表者 (A社)	代表者以外の構成員 (B社)		
近隣地域 施工実績	特定JV工事で A社に実績あり	○		○	
	特定JV工事で B社に実績あり				○
	単体工事で A社に実績あり	○		○	
	単体工事で B社に実績あり				○

○: 評価する ×: 評価しない

経常JVの場合		評価対象(申請者)			
		経常JVで申請		A社単体で申請	B社単体で申請
		代表者 (A社)	代表者以外の構成員 (B社)		
近隣地域 施工実績	経常JV として実績あり	○		○	○
	A社	※1 代表者又は構成員の近隣地域での 施工実績について、評価基準に基づく点数を 比較し、最も点数が低いものを評価する。		○	
	B社				○

○: 評価する ×: 評価しない

※1 経常JVとしての施工実績がない場合に限る。

3) 申請書等作成時の留意事項

- 工事名、施工場所、契約金額、工期、受注形態を記入すること。
- 申請は5件を上限とする。

4) 記載内容を証明する証明資料

- 登録内容確認書竣工登録(写)[コリンズ登録の場合]
- 工事内容を証明する資料(契約書等(写))[コリンズ登録が無い又は同種工事]

- 施工実績は、証明資料により確認する。

- コリンズ登録のある場合

登録内容確認書竣工登録により、工事の完成、同一工種(又は同種工事)、工期、施工場所、契約金額を確認する。

- コリンズ登録されていない場合

工事内容を証明する資料により、工事の完成、同一工種(又は同種工事)、工期、施工場所、契約金額を確認する。

- 同種工事等コリンズの登録内容に工事内容(実績)の記載がない場合

工事内容を証明する資料により工事の完成、同種工事、工期、施工場所、契約金額を確認する。

- 次に該当する場合は、別記様式 10-2 を添付することで、証明資料を省略することができる。

証明資料を省略できるものは、当該年度内同一工種において、既に証明資料を提出した工事がある場合とする。この場合、発注者は別紙 9 により、申請書等の内容を確認するものとする。また、工事を複数分割し同時に発注する場合、例えば、1 工区から 3 工区までの 3 件の工事を同時に発注する場合、1 工区に証明資料を添付すれば、2 工区目以降は別記様式 10-2 を添付することで当該年度内同一工種において、証明資料を省略できる。この場合、発注者は 1 工区の証明資料により申請書等の内容を確認するものとする。

特定JVの場合		評価対象(申請者)			
		特定JVで申請		A社単体で申請	B社単体で申請
		代表者 (A社)	代表者以外の構成員 (B社)		
難工事実績	特定JV工事で A社に実績あり	○※1		○※1	
	特定JV工事で B社に実績あり		○※1		○※1
	単体工事で A社に実績あり	○		○	
	単体工事で B社に実績あり		○		○

○:評価する ×:評価しない

※1 施工実績の工事において出資比率20%以上の場合に限る。

経常JVの場合		評価対象(申請者)			
		経常JVで申請		A社単体で申請	B社単体で申請
		代表者 (A社)	代表者以外の構成員 (B社)		
難工事実績	経常JV として実績あり		○	○※1	○※1
	単体工事で A社に実績あり	○※2		○	
	単体工事で B社に実績あり		○※2		○

○:評価する ×:評価しない

※1 施工実績の工事において出資比率20%以上の場合に限る。

※2 経常JVとしての施工実績がない場合に限る。

3) 申請書等作成時の留意事項

- a) 実績あり、実績なしを記入すること。
- b) 難工事の施工実績がある場合は、工事内容を記載すること。

4) 申請書等の記載内容を証明する証明資料

- 難工事施工証明書(写) (沖縄県土木建築部発行)
- 工事成績評定通知書(写) または 合格通知書(写)
- 出資比率を証明する資料(契約書等(写))[特定JV又は経常JVの構成員としての実績の場合]

- a) 難工事の施工実績は、証明資料により確認する。
- b) 難工事実施証明書により、受発注者、工事名、工期、発行日を確認する。
- c) 工事成績評定通知書(写)により、工事の完成、工事成績が65点以上であることを確認する。ただし、工事成績評定対象外工事については、合格通知書(写)により、工事の完成及び合格したことを確認する。
- e) 特定JV又は経常JVの構成員としての実績は、出資比率を確認する資料により、出資比率の確認を行う。

(11) 県内企業の下請活用 《全型共通》

地域における社会資本を支える企業を育成・確保するため、県内企業を下請に活用する企業を評価する。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
県内企業の下請活用	県内企業下請比率＝県内企業 下請予定額÷全下請予定額	3 (2)	3 (2)	県内企業下請比率：〇%以上または 元請県内企業におけるすべて自社施工
			1.5 (1)	県内企業下請比率：〇%以上 〇%未満
			0 (0)	県内企業下請比率：〇%未満

1) 評価に関する運用事項（別記様式6）

- a) 別記様式6における県内企業の下請活用を評価対象とする。
- b) 県内企業下請比率については、下記の算出法により算出する。

$$\text{県内企業下請比率} = \frac{\text{県内企業下請予定額（税込み）}}{\text{全下請予定額（税込み）}}$$

- c) 算出に用いる予定額については、1次下請における県内企業下請予定額及び全下請予定額とする。
- d) 建設業法第二条第4項における下請契約を締結するものを評価対象とする。
- e) 県内企業とは、沖縄県内に主たる営業所がある企業とする。
- f) 算出にあたっては、元請と直接契約を締結する1次下請までとし、2次下請以降については考慮しない。
- g) 評価基準の設定は、工事内容等により適切に設定する。（設定例）

評価細目	配点	点数	評価基準
県内企業の下請活用	2	2.0	県内企業下請比率：30%以上または 元請県内企業におけるすべて自社施工
		1.0	県内企業下請比率：20%以上 30%未満
		0.0	県内企業下請比率：20%未満

- h) 特殊工種、県外企業しか施工できない工種等の割合が大きい工事の場合、評価項目から除く。

2) 申請書等作成時の留意事項

- a) 申請時にあらかじめ、一次下請企業者を決めておく必要はない。

3) 記載内容を証明する証明資料

- 証明資料なし

- a) 本評価項目は申請者の自己申告を評価し、証明資料の提出は求めない。

4) 履行確認

- a) 完成時に、主任監督員による履行確認を行う。
- b) 履行確認は、施工体制台帳（下請金額及び下請企業の主たる営業所の位置）により確認する。
- c) 完了時に履行の確認ができない場合は、履行の担保（ペナルティー）の対象とする。
- d) 変更契約で新たに追加した工種は対象としない。

(12) 社会資本維持活動の実績 《全型共通》

公共工事の品質を確保し、工事を円滑に実施するために、社会資本維持活動(社会資本維持に関するボランティア等)を通じて信頼性・社会性を有する企業によって工事が担われることが望ましいことから評価する。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
社会資本維持活動の実績	過去1年間の社会資本維持活動実績の回数	2 (1)	2 (1)	活動実績4回以上あり
			1 (0.5)	活動実績2回以上4回未満
			0 (0)	活動実績2回未満、実績なし

※簡易型・標準型について、地域内での拠点の有無及び近隣地域での施工実績を評価項目とする場合は()の点数を適用する。

1) 評価に関する運用事項(別記様式9)

- a) 別記様式9における社会資本維持活動の実績を評価の対象とする。
- b) 活動へ自社としての参加が確認できないものについては、実績と認めない。
- c) 県内における社会資本(道路、河川、護岸、公園及び自然海岸、その他)を対象に、除草・清掃、調査、その他の社会資本の維持管理に関する活動で公益性が認められるものに限る。
- d) 対象期間は、活動実施日が当該年度を含まない直近の1年度間とする。
- e) 評価対象の例は以下のとおり。(社会資本維持活動に関するもの)
 - ・ クリーンアップキャンペーン
 - ・ 災害ボランティア
 - ・ ボランティアサポートプログラム
 - ・ 道路・河川ボランティア制度等(県が報奨金で支援している活動も含む)
- f) ボランティアグループ等に対する金銭の寄付や物品の寄贈は、評価の対象としない。

2) J Vにおける運用事項

- a) 特定 J Vとして申請する場合は、代表者の実績を評価する。
- b) 経常 J Vとして申請する場合は、各構成員の実績を評価する。

3) 申請書等作成時の留意事項

- a) 社会資本維持活動実績回毎に名称、実施年度、実施期間、会社からの参加人数、実施場所を記入すること。

4) 記載内容を証明する証明資料

- 活動内容を証明する資料(新聞記事、表彰状、施設管理者やイベント主催者等が発行した証明書等で会社としての参加が確認できるもの。自社証明は認めない。)
※ホームページによる場合は、掲載ページを印刷し、URLを明記すること。

- a) 社会資本維持活動は、証明資料により確認する。
- b) 社会資本維持活動を証明できる資料(新聞記事、表彰状、施設管理者やイベント主催者等が発行した証明書等)により、会社名、実施場所、実施日、内容等を確認する。
- c) 次に該当する場合は、別記様式10-2を添付することで、証明資料を省略することができる。

証明資料を省略できるものは、当該年度内同一工種において、既に証明資料を提出した工事がある場合とする。この場合、発注者は別紙9により、申請書等の内容を確認するものとする。また、工事を複数分割し同時に発注する場合、例えば、1工区から3工区までの3件の工事を同時に発注する場合、1工区に証明資料を添付すれば、2工区目以降は別記様式10-2を添付することで当該年度内同一工種において、証明資料を省略できる。この場合、発注者は1工区の証明資料により申請書等の内容を確認するものとする。

(13) 災害協定締結の有無 <全型共通>

防災、減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、災害対応を含む地域における社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全・安心な地域生活の維持に支障が生じる恐れがあることから、地域における社会資本を支える企業を確保するため、災害協定締結を評価する。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
災害協定締結の有無	沖縄県、沖縄総合事務局、県内各市町村との災害協定締結の有無	4 (2)	4 (2)	沖縄県との災害協定締結あり
			2 (1)	沖縄総合事務局、県内各市町村との災害協定締結あり
			0 (0)	災害協定締結なし

※地域内での拠点の有無及び近隣地域での施工実績を評価項目とする場合は()の点数を適用する。

- 1) 評価に関する運用事項（別記様式9）
 - a) 別記様式9における災害協定締結の有無を評価の対象とする。
 - b) 沖縄県、沖縄総合事務局、県内各市町村との公共土木施設にかかる災害協定締結の有無を評価の対象とする。ただし、営繕工事では公共土木施設に限らない。
 - c) 沖縄県土木建築部における災害協定については「1.7.7(1) 沖縄県土木建築部が結んでいる災害に関する協定」を参照し、それがない協定は証明資料で評価する。
- 2) J Vの場合における運用事項
 - a) 特定J Vとして申請する場合は、代表者の実績を評価する。
 - b) 経常J Vとして申請する場合は、各構成員の実績を評価する。
- 3) 申請書等作成時の留意事項
 - a) 協定締結者名(所属団体)を記入すること。
- 4) 記載内容を証明する証明資料

【沖縄県（土木建築部）との協定の場合】※1.7.7(1)参照

- 所属する団体名簿の表紙及び自社該当箇所の写し

【沖縄総合事務局、沖縄県（土木建築部を除く）及び県内各市町村との協定の場合】

- 協定締結証明書(写)
- 所属する団体名簿の表紙及び自社該当箇所の写し（所属する団体等が協定を締結している場合）

- a) 災害協定締結の有無は、証明資料により確認する。
- b) 協定締結証明書により、締結者、期間及び対象施設を確認する。（沖縄県土木建築部との協定については省略可(1.7.7(1)参照)）
- c) 所属する団体等が協定を締結している場合は、当該「団体員名簿の表紙と自社該当箇所の頁の写し」により、協定締結を確認する。
- d) 次に該当する場合は、別記様式10-2を添付することで、証明資料を省略することができる。

証明資料を省略できるものは、当該年度内同一工種において、既に証明資料を提出した工事がある場合とする。この場合、発注者は別紙9により、申請書等の内容を確認するものとする。また、工事を複数分割し同時に発注する場合、例えば、1工区から3工区までの3件の工事を同時に発注する場合、1工区に証明資料を添付すれば、2工区目以降は別記様式10-2を添付することで当該年度内同一工種において、証明資料を省略できる。この場合、発注者は1工区の証明資料により申請書等の内容を確認するものとする。

(14) 若手・女性担当技術者の配置【選択】 《全型共通》

若手技術者や、女性の技術者の登用(入職)を促し、担い手の中長期的な育成を期待して評価する。

※ 当該評価項目は、1.4 基本事項(共通事項)(4)「技術者育成型」と異なるものである。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
若手・女性技術者の配置	若手・女性技術者の技術関係者への配置の有無	3 (2)	3 (2)	若手・女性技術者を現場代理人(監理技術者または主任技術者を兼任しない者)または担当者(技術関係者)として配置する
			0 (0)	若手・女性技術者を現場代理人(監理技術者または主任技術者を兼任しない者)または担当者(技術関係者)として配置しない

※地域内での拠点の有無及び近隣地域での施工実績を評価項目とする場合は()の点数を適用する。

1) 評価に関する運用事項 (別記様式 6)

- a) 別記様式 6 における若手・女性技術者の配置を評価する。
- b) 若手技術者とは、申請書及び確認資料提出期限日時点において 35 歳未満の技術者をいう。
※ 自己評価型の場合、1.5 g) 参照。
- c) 若手・女性技術者は、元請の会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合を評価対象とする。現場代理人または担当技術者は、3 ヶ月以上の雇用関係にあることは求めず、新採用等を考慮して評価する。
- d) 現場代理人(監理技術者(専任特例の連絡員、監理技術者補佐含む)または主任技術者を兼任しない者)、または「施工計画書における現場組織図」の担当技術者として、工事着手から完了まで配置する場合に評価する。
- e) 監理技術者(専任特例の連絡員、監理技術者補佐含む)または主任技術者を兼任する者、事務及び労務管理(現場事務管理)等は評価対象としない。
- f) 担当技術者とは監理技術者の元で以下の管理を行う技術者とする。なお、工程管理等は特に資格は必要ないが、火薬類取扱保安責任者等資格が必要な場合もある。

担当技術者: 監理技術者の元で以下の管理を行う技術者

【施工管理】	【安全管理】	【機械管理】
・工程管理 ・品質管理 ・出来形管理(測量) ・写真管理 ・建設副産物管理 ・その他施工管理に関する事項	・労務安全管理 ・安全巡視員 ・交通安全管理 ・火薬類取扱保安責任者 ・その他安全管理に関する項目	・機械器具管理 ・重機管理 ・その他機械管理に関する項目

- g) 工事内容等により、「若手・女性技術者の配置」又は「施策関連項目」のいずれかを評価項目として設定する。

2) J V の場合における運用事項

- a) 特定 J V または経常 J V として申請する場合、各構成員のいずれかに配置があれば評価する。

3) 申請書等作成時の留意事項

- a) 申請時にあらかじめ配置を定める必要はない。
- b) 配置後は、現場代理人または担当技術者としてコリンズに登録すること。

4) 記載内容を証明する証明資料

- 証明資料なし

- a) 本評価項目は、申請者の自己申告を評価し、証明資料の提出は求めない。

5) 履行確認

- a) 施工計画提出時、施工中、工事完了等各段階において、主任監督員による履行確認を行う。

履行確認(参考)	
施工計画時	: 雇用関係を証明する資料の写し、現場組織図、登録内容確認書受注登録(写)
施工中	: 配置状況等を現場若しくは日誌等で確認
工事完了時	: 竣工確認時に日誌、写真及び登録内容確認書竣工登録(写)等で確認

- b) 履行確認資料として、現場での配置、年齢がわかる資料(若手技術者の場合)、雇用関係を証明する資料の写し、登録内容確認書受注登録(写)、登録内容確認書竣工登録(写)等で、工事着手から完成まで配置、また、コリンズHPにより兼任等確認すること。
- c) 履行の確認ができない場合は、履行の担保(ペナルティー)の対象とする。
- d) **若手・女性技術者**を配置する場合において、妊娠・出産・育児等の理由がある場合、工期途中で**若手・女性技術者**の配置換えを可能とする。この場合、打合せ簿等により受発注者で協議を行うこと。

新たに配置する技術者は、若手・女性技術者でなくともよい。

- e) 配置を評価した若手・女性技術者が、当該工事期間内において、当該工事の監理技術者または主任技術者となった場合は、履行の担保(ペナルティー)の対象とする。
- f) 配置を評価した若手・女性技術者が、当該工事期間内において、他の工事での配置が確認された場合、当該工事及び配置が確認された他の工事の両方について、履行の担保(ペナルティー)の対象とする。

ただし、他の工事における履行の担保(ペナルティー)は、沖縄県土木建築部発注工事にのみ適用する。

(15) 施策関連項目【選択】 《全型共通》

関連する施策の対応を評価することで、「社会資本を支える企業」、「維持管理を担う企業」を評価する項目である。

当該発注工事に関連する施策の推進を評価することにより、「安全安心な社会及び社会資本の維持管理」、「公共工事の品質確保」、「担い手の育成」を図るため評価する。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
【施策関連項目】 ※発注機関で設定	【施策関連項目】 ※発注機関で設定	3 (2)	3 (2)	〇〇を実施する。
			0 (0)	〇〇を実施しない。

※地域内での拠点の有無及び近隣地域での施工実績を評価項目とする場合は()の点数を適用する。

1) 評価に関する運用事項

- a) 当該発注工事に関連する施策に関する評価項目とする。
- b) 証明資料により履行確認が可能な評価項目を設定すること。
- c) 運用事項、留意事項、証明資料、履行確認等については、入札説明書に記載する。
- d) 設定例は、以下のとおり。

評価の視点	配点	点数	評価基準
過去〇年間の〇〇管内における維持 管理工事受注実績の有無	2	2.0	実績あり
		0.0	実績無し
過去〇年間の〇〇管内における災害 応急・復旧工事受注実績の有無	2	2.0	実績あり
		0.0	実績無し

1. 7. 6 「②技術者の能力等」における申請書等及び評価に関する留意事項

1.7.6.1 技術者の能力等の評価

発注者が示す仕様に基づき、施工に直接携わる配置予定技術者の工事遂行能力を評価する。

複数の配置予定技術者を申請する場合は、評価点合計の最も低い者の評価点を対象とするが、申請しているいずれの技術者を配置してもよい。

【技術者の能力等】

(1)配置予定技術者の資格・年数

(3)優良技術者表彰

(2)同一工種(又は同種工事)の施工経験

(4)継続教育(CPD)の状況

1.7.6.2 配置予定技術者の審査対象期間の緩和

(1) 出産・育児等

技術者の能力等の審査において、配置予定技術者が審査対象期間中に、出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、原則、休業期間に相当する期間を審査対象期間に加えるものとする。

【出産・育児等の対象とする休業制度】

制 度	定 義	期 間	備 考	対 象
産前休業	出産予定日の6週間前（双子以上の場合は14週間前）から請求すれば取得できる休業。	6週間 (14週間)		○
産後休業	出産の翌日から8週間は就業することができない。 産後6週間経過後、医師が認めた場合は、請求することにより就業できる。	8週間		○
育児休業	1歳に満たない子を養育するための休業。 条件により、2歳まで延長可能。	1年 (2年)	事前の申し出が必要	○
介護休業	要介護状態にある対象家族を介護するための休業。	対象家族1人につき、3回まで、通算93日まで	事前の申し出が必要	○
介護休暇	要介護状態にある対象家族を介護、その他の世話をするために単発で取れる休暇。	5日/年（対象家族が2人以上の場合は10日/年）	時間単位の取得も可能	×
子の看護休暇	小学校就学の始期に徹するまでの子の看護等のための休暇。	5日/年（対象家族が2人以上の場合は10日/年）	時間単位の取得も可能	×

(2) 審査対象期間に加える期間

【審査対象期間に加える期間】

対象項目	審査対象期間に加える期間	
出産・育児等	休業期間（切り上げ ※1）	
	1年未満 1年	1年
	1年以上2年未満 2年	2年
	2年以上3年未満 3年	3年

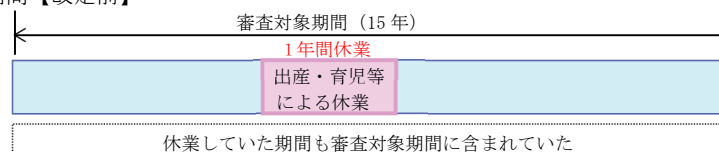
※1 出産・育児等の休業取得期間の実態は、取得期間1年未満の割合が高く、切り捨てると制度が十分に活かされないケースが発生するため、2週間以上休業した場合は、1年単位で切り上げた期間を審査対象期間に加えるものとする。

(3) 確認の方法

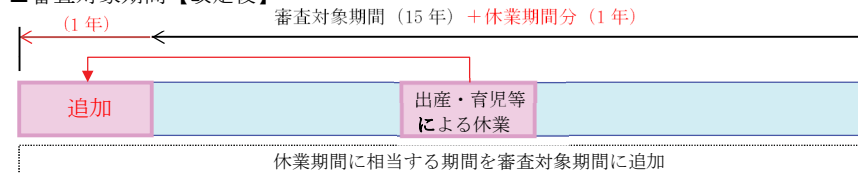
- ・ 入札参加者は、「審査対象期間の追加事由（配置予定技術者）」（別記様式 3-3）により、追加事由と追加期間を申請するものとする。
- ・ 産前休業・産後休業・育児休業・介護休業を取得していた場合は、その取得状況を確認できるもの（事業主が労働者に休業期間を通知した書面等（休業期間の確認ができるものに限る））を添付させるものとする。

【配置予定技術者が審査対象期間に出産・育児等で休業していた場合の例】

■審査対象期間【改定前】



■審査対象期間【改定後】



申請書等提出期限日

※ 入札参加資格要件を「過去15年間に〇〇〇〇工事の施工経験があること。」と設定し、入札参加する配置予定技術者が育児休業を1年間取得していた場合は、「過去16年間」として取り扱う。

(4) 総合評価において審査対象期間に加える評価項目

適用できる工事及び評価項目等は、以下のとおりである。

- ・ 当該工事の工事種別：全ての工事種別に適用可能
- ・ 評価対象項目： 下記【審査対象期間に加える評価項目】 のとおり

【審査対象期間に加える評価項目】

評価項目	通常の実績を評価する期間
同一工種の施工経験	過去10年間（当該年度含まない）
同種工事の施工経験	過去15年間（当該年度含まない）

1.7.6.3 技術者に関する評価基準及び運用事項

(1) 配置予定技術者の資格・年数 《全型共通》

工事の品質確保を図るため、配置予定技術者の能力は重要な要素であることから、保有する資格・年数を評価する。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
配置予定技術者の資格・年数	主任(監理)技術者の保有する資格・年数	10	10.0	○級○〇技士(○年以上)、技術士
			5.0	○級○〇技士(○年以上○年未満)
			0.0	○級○〇技士(○年未満)

1) 評価に関する運用事項(別記様式3)

- a) 別記様式3の「法令による資格・免許等」における発注者の示す資格及び保有年数を評価対象とする。
- b) 専任で配置する主任(監理)技術者で評価する。(技術者育成型の場合、専任補助者を評価する。)
- c) 複数の配置予定技術者を申請する場合は、技術者毎に提出された様式及び証明資料により評価する。
- d) 複数の配置予定技術者を申請する場合は、評価基準に基づく点数を比較し、最も点数が低い技術者の得点を評価する。
- e) 保有年数は、申請書及び確認資料提出期限日の時点で評価する。※自己評価型の場合、1.5 g)参照。
- f) 資格の評価基準は、工事内容を勘案し、入札参加資格要件により適切に設定する。

案1: 一級土木施工管理技士を資格要件とした場合

評価の視点	配点	点数	評価基準
主任(監理)技術者の保有する資格・年数	10	10.0	一級土木施工管理技士(10年以上)、技術士
		9.0	一級土木施工管理技士(9年以上10年未満)
		8.0	一級土木施工管理技士(8年以上9年未満)
		7.0	一級土木施工管理技士(7年以上8年未満)
		6.0	一級土木施工管理技士(6年以上7年未満)
		5.0	一級土木施工管理技士(5年以上6年未満)
		0.0	一級土木施工管理技士(5年未満)

案2: 一級土木施工管理技士を資格要件とした場合

評価の視点	配点	点数	評価基準
主任(監理)技術者の保有する資格・年数	10	10.0	一級土木施工管理技士(5年以上)、技術士
		8.0	一級土木施工管理技士(4年以上5年未満)
		6.0	一級土木施工管理技士(3年以上4年未満)
		0.0	一級土木施工管理技士(3年未満)

案3: 一級又は二級土木施工管理技士を資格要件とした場合

評価の視点	配点	点数	評価基準
主任(監理)技術者の保有する資格・年数	10	10.0	一級土木施工管理技士(3年以上)、技術士
		8.0	一級土木施工管理技士(2年以上3年未満)
		6.0	一級土木施工管理技士(1年以上2年未満)
		3.0	二級土木施工管理技士(5年以上)
		0.0	二級土木施工管理技士(5年未満)

- g) 鋼橋上部工において評価対象となる技術者は、架設時における配置予定技術者とする。
- h) 評価は提出された申請書及び確認資料により行い、それらの確認は提出された証明資料により行う。

申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。

証明資料による確認の結果、申請書及び確認資料の記載に誤りがあった場合、評価は下方修正のみを行う。

建設行政情報システムにより申請書及び確認資料の内容確認ができた場合は、評価の下方修正のみを行うものとする。ただし、その場合においても、提出した申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。

- i) 技術者育成型において専任補助者を配置する場合は、別記様式 3-2 を提出すること。この場合、配置予定技術者の評価は、別記様式 3-2 の「専任で補助する配置予定技術者」に代えて、当該専任補助者で行う。

ただし、配置予定技術者、専任補助者ともに公告に示す資格を有すること。

2) J Vに関する運用事項

- a) 特定 J Vとして申請する場合は、代表者の技術者を評価する。また、代表者及び構成員両方の証明資料を提出することとし、代表者の配置予定技術者は別記様式 3、構成員の配置予定技術者は別記様式 3-1 に記入する。
- b) 経常 J Vとして申請する場合は、各構成員の技術者の資格に関する評価基準に基づく点数を比較し、最も点数が低い技術者を評価する。

3) 申請書等作成時の留意事項

- a) 公告に明示された資格があることを判断できる必要最小限の項目を評価すること。
- b) 資格取得年月、登録番号を記入すること。
- c) 監理技術者を配置する場合は、別記様式 3 に記入すること。専任補助者を配置する場合は別記様式 3-2 も記入すること。

4) 記載内容を証明する証明資料

- 技能検定合格証明書(写)
- 監理技術者資格者証(裏表)及び監理技術者講習修了履歴がわかる資料(写)[監理技術者を配置する場合]

- a) 保有する資格は、証明資料により確認する。
- b) 技能検定合格証明書により、資格の種類及び資格保有年数を確認する。
- c) 監理技術者証及び講習修了履歴がわかる資料により、監理技術者の資格を確認する。[監理技術者を配置する場合]

（２） 同一工種(又は同種工事)の施工経験 《全型共通》

過去に同一工種(又は同種工事)の施工実績がある技術者は、工事をより適切に施工することができることが期待されるため評価する。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
同一工種(又は同種工事)の施工経験	過去10年間の同一工種の施工経験(又は過去15年間の同種工事の施工経験)	15 (5)	15 (5)	役職経験有り・同一工種(同種工事)で、沖縄県又は国の実績あり
			10 (3)	役職経験無し・同一工種(同種工事)で、沖縄県又は国の実績あり 役職経験有り・同一工種(同種工事)で、県内市町村の実績あり
			5 (1)	同一工種(同種工事)で、その他の実績あり
			0 (0)	上記以外

※()は標準型又は高度技術提案型の配点である。

- 1) 評価に関する運用事項（別記様式3）
 - a) 別記様式3における工事経験の概要を評価の対象とする。
 - b) 複数の配置予定技術者を申請する場合は、技術者毎に提出された様式及び証明資料により評価する。
 - c) 複数の配置予定技術者を申請する場合は、評価基準に基づく点数を比較し、最も点数が低い技術者の得点を評価する。
 - d) 「役職経験有り」とは、求められている施工実績に係る施工期間の1/2（または工期の1/2）を超えて監理技術者（特例監理技術者含む）、主任技術者、現場代理人に従事した工事実績を有する場合をいう。なお、監理技術者補佐は、「役職経験無し」とする。
 - e) 施工経験は、1件で評価する。
 - f) 施工経験は、それぞれ以下の期間を対象とする。※自己評価型の場合、1.5 g) 参照。

同一工種	当該年度を含まない過去 10 年の年度当初から申請書及び確認資料提出期限日まで
同種工事	当該年度を含まない過去 15 年の年度当初から申請書及び確認資料提出期限日まで

- g) 当該施工経験は、その技術者が現在属している企業又は過去に属した企業において完成・引渡し完了した工事を対象とする。
- h) 沖縄県及び県内市町村には、「その他外郭団体」を含む。
 その他外郭団体とは「公社等の指導監督要領 別表1及び別表2」に記載されている各団体とするが、「沖縄県内の一部事務組合等一覧」に記載されている一部事務組合については当該団体の管理者により以下のとおり評価する。

管理者が沖縄県知事	沖縄県の実績として評価 (例：沖縄県企業局、那覇港管理組合)
管理者が市町村長	市町村の実績として評価

- i) 国には、特殊法人、認可法人、独立行政法人、地方共同法人、国立大学法人を含む。
- j) 「その他」とは、役職経験なしで県内市町村が発注する工事及び県内で施工する民間発注工事の施工実績をいう。
- k) 沖縄県土木建築部の発注工事に係る実績の場合において、工事成績が65点未満の場合は、施工経験と認めない。

- 1) 工事成績評定対象外工事についても、施工経験の評価対象とする。
 工事成績評定対象外工事とは、「工事成績評定を省略することができる工事（沖縄県土木建築部工事成績評定要領）」に示されている工事をいう。
- m) 鋼橋上部工において評価対象となる技術者は、架設時における配置予定技術者とする。
- n) 年度の考え方は以下のとおり。

対象例：令和7年度公告、同一工種の場合

	H26年度	H27年度	...	R6年度	R7年度	評価対象
		H27年度～申請書等提出期限日までに完成した工事				
①	◆●					×
②	◆●	●				○
③		◆●				○
④			◆●	●		○
⑤				◆●	●	○
⑥					◆●	○
⑦					◆●	×

契約日◆●完成日

申請書等提出期限日
(自己評価表提出期限日)

- o) 配置予定技術者のヒアリング（実施する場合）は、技術審査会のメンバーを含む3名以上で実施する。
- p) 評価は提出された申請書及び確認資料により行い、それらの確認は提出された証明資料により行う。
 申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。
 証明資料による確認の結果、申請書及び確認資料の記載に誤りがあった場合、評価は下方修正のみを行う。
 建設行政情報システムにより申請書及び確認資料の内容確認ができた場合は、評価の下方修正のみを行うものとする。ただし、その場合においても、提出した申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。
- q) 技術者育成型において専任補助者を配置する場合は、別記様式 3-2 を提出すること。この場合、配置予定技術者の評価は、別記様式 3-2 の「専任で補助する配置予定技術者」に替えて、当該専任補助者で行う。
- 2) J Vに関する運用事項
- a) 特定 J Vとして申請する場合は、代表者の技術者を評価する。
- b) 経常 J Vとして申請する場合は、各構成員の技術者経験に関する評価基準に基づく点数を比較し、最も点数が低い技術者を評価する。
- c) 当該施工経験に係る工事が、特定 J V又は経常 J Vの構成員として関わった工事である場合は、その出資比率が20%以上のものを評価する。
- 3) 申請書等作成時の留意事項
- a) 公告に明示された資格があることを判断できる必要最小限の項目を評価すること。
- b) 過去に所属した企業での施工経験の場合、その企業名も明記すること。

4) 記載内容を証明する証明資料

- 工事成績評定通知書(写) [沖縄県土木建築部発注工事の場合]
- 合格通知書(写) [沖縄県土木建築部発注工事の工事成績評定対象外工事の場合]
- 登録内容確認書竣工登録(写)[コリンズ登録の場合]
- 工事内容を証明する資料(契約書等(写))[コリンズ登録されていない場合]
- 出資比率を証明する資料(契約書等(写))[特定JV又は経常JVの構成員としての実績の場合]

a) 施工経験は、証明資料により確認する。

b) コリンズ登録のある場合

登録内容確認書竣工登録により、工事の完成、同一工種(又は同種工事)、工期、従事役職及びその役職従事期間、配置予定技術者の従事期間を確認する。登録確認書により工期の1/2を超えて従事していることが分かる場合、実績を認める。工期の1/2以下又は確認できない場合、求められている施工実績に係る施工期間の1/2(工期の1/2でもよい)を超えて従事(役職経験ありの場合、役職従事期間の資料も含む)したことが証明できる資料(実施工程表等)の写しを添付すること。

c) コリンズ登録されていない場合

工事内容を証明する資料を証明資料により、工事の完成日、同一工種(又は同種工事)、工期、従事役職及びその役職従事期間、配置予定技術者の従事期間を確認する。求められている施工実績に係る施工期間の1/2(工期の1/2でもよい)を超えて従事(役職経験ありの場合、役職従事期間の資料も含む)したことが証明できる資料(実施工程表等)の写しを添付すること。

d) 同種工事等コリンズの登録内容に工事内容の記載がない場合

工事内容を証明する資料により、工事の完成日、同一工種(又は同種工事)、工期、従事役職、配置予定技術者の従事期間を確認する。

e) 沖縄県土木建築部の発注工事に係る実績の場合は、その工事成績評定通知書(写)により、工事の完成日、工事成績を確認する。

f) 特定JV又は経常JVの構成員としての実績は、出資比率を確認する資料により、出資比率の確認を行う。

（３） 優良技術者表彰 <<全型共通>>

建設業の健全な振興発展に資するために誠意をもって適切に施工し、優秀な成績で工事を完成させた技術者に対し授与される優良技術者表彰を評価することで、工事の品質向上が期待できるため、評価項目とする。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
優良技術者表彰	過去3年間の優良技術者表彰の有無	5	5.0	現在の企業での県知事表彰の実績あり
			3.0	現在の企業での県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国（局長）の表彰実績あり
			1.5	現在の企業での県土木建築部（各事務所長、各課長）又は国（部長、事務所長等）の表彰実績あり
			2.5	現在の企業以外での県知事表彰の実績あり
			1.5	現在の企業以外での県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国（局長）の表彰実績あり
			0.5	現在の企業以外での県土木建築部（各事務所長、各課長）又は国（部長、事務所長等）の表彰実績あり
			0.0	なし

1) 評価に関する運用事項（別記様式3）

- a) 別記様式3における優良技術者表彰を評価対象とする。なお、配置予定技術者1名につき、複数の表彰がある場合においても、別記様式3に記載のある1件のみで評価する。
- b) 複数の配置予定技術者を申請する場合は、技術者毎に提出された様式及び証明資料により評価する。
- c) 複数の配置予定技術者を申請する場合は、評価基準に基づく点数を比較し、最も点数が低い技術者の得点を評価する。
- d) 元請としての表彰実績に限る。
- e) 県は、以下を対象とする。

○沖縄県土木建築部 ※ 技術・建設業課ホームページ参照

表彰区分 : 知事、部長、各事務所長、各課長
部 門 : 土木、建築、電気、管、造園

○沖縄県農林水産部

表彰区分 : 知事、部長 ※出先機関の表彰は対象外
部 門 : 農業土木、水産土木、森林土木

○沖縄県企業局

表彰区分 : 局長
部 門 : 土木・水道、建築、電気、管・機械

- f) 受賞した工事の内容等が当該発注工事と同じ部門となっている場合に評価する。
- g) 国は、内閣府沖縄総合事務局開発建設部における県内施工工事で、同一工種での表彰を評価対象とする。

○内閣府沖縄総合事務局開発建設部

表彰区分 : 局長、部長、事務所長等
部 門 : 優秀工事技術者

- h) 過去3年間とは、当該年度（公告日の属する年度）を含む直近の3年度間である。受賞日（表彰状記載日）の日付けにかかわらず、毎年8月1日を基準日とし、評価対象の年度を切り替える。

評価対象期間:

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
受賞日	受賞日	受賞日 8/1	受賞日 8/1	受賞日 8/1	受賞日 8/1	受賞日 8/1
		※1 7/31まで				
			※2 7/31まで			
				※3 7/31まで		
					※4 7/31まで	

評価対象期間の改定に伴う暫定措置

- ※1 令和4年度受賞分については、令和7年7月31日公告工事までを評価対象とする。
 ※2 令和5年度受賞分については、令和8年7月31日公告工事までを評価対象とする。
 ※3 令和6年度受賞分については、令和9年7月31日公告工事までを評価対象とする。
 ※4 令和7年度受賞分については、令和7年8月1日から令和10年7月31日までの公告工事を評価対象とする。

- i) 現在所属している企業、又は過去に属した企業において受賞した優良技術者表彰を評価の対象とする。
 j) 鋼橋上部工において評価対象となる技術者は、架設時における配置予定技術者とする。
 k) 評価は提出された申請書及び確認資料により行い、それらの確認は提出された証明資料により行う。

申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。ただし、申請書及び確認資料における評価に係る記載内容が土木建築部における表彰の場合、証明資料の提出が無くとも最低点とはしない。

- 例1) 提出された申請書及び確認資料では沖縄県農林水産部における県知事表彰(5点)であるが、提出された証明資料が国(局長)表彰(3点)だった場合、評価は最低点に下方修正を行う。
 例2) 提出された申請書及び確認資料では沖縄県農林水産部における県知事表彰(5点)であるが、証明資料の提出が無く、沖縄県土木建築部における県知事表彰(5点)がある場合、評価は最低点に下方修正する。
 例3) 提出された申請書及び確認資料では沖縄県土木建築部における県知事表彰(5点)であるが、正しくは沖縄県土木建築部における事務所長表彰(2点)だった場合、評価は最低点に下方修正を行う。

- 1) 技術者育成型において専任補助者を配置する場合は、別記様式3-2を提出すること。この場合、配置予定技術者の評価は、別記様式3-2の「専任で補助する配置予定技術者」に替えて、当該専任補助者で行う。
 2) J Vに関する運用事項
 a) 特定J Vの構成員として受賞した実績は、各構成員が単独で受賞した実績とみなす。ただし、出資比率20%以上のみ評価の対象とするものに限る。
 b) 特定J Vとして申請する場合は、代表者の配置予定技術者の受賞実績を評価とする。
 c) 経常J Vの構成員として受賞した実績は、各構成員の受賞実績とはならない。
 d) 経常J Vとして申請する場合は、経常J V又は各構成員のうち1社が単独で受賞した実

績を有していれば、評価する。

特定JVの場合		評価対象(申請者)			
		特定JVで申請		A社単体で申請	B社単体で申請
		代表者 (A社)	代表者以外の構成員 (B社)		
業績 評価	特定JV工事で A社技術者に受賞あり	○※1		○※1	
	特定JV工事で B社技術者に受賞あり				○※1
	単体工事で A社技術者に受賞あり	○		○	
	単体工事で B社技術者に受賞あり				○

○:評価する ×:評価しない

※1 受賞した工事において出資比率20%以上の場合に限る。

経常JVの場合		評価対象(申請者)			
		経常JVで申請		A社単体で申請	B社単体で申請
		代表者 (A社)	代表者以外の構成員 (B社)		
業績 評価	経常JV 技術者に受賞あり		○	×	×
	単体工事で A社技術者に受賞あり	○		○	
	単体工事で B社技術者に受賞あり		○		○

○:評価する ×:評価しない

3) 申請書等作成時の留意事項

- 表彰名、受賞年度(受賞日)、技術者名、工事名、部門、授与者名(表彰まで明記)を記入すること。また、国の表彰の場合、工種も記載する。なお、申請は配置予定技術者1名につき、1件を上限とする。
- 県土木建築部以外の県の表彰は部門、国の表彰は同一工種に留意すること。
- 優良建設業者表彰と優良技術者表彰は別個に評価する。

4) 記載内容を証明する証明資料

【沖縄県土木建築部の表彰の場合】 ● 証明資料なし(沖縄県土木建築部技術・建設業課ホームページで確認する) 【上記以外の表彰の場合】 ● 表彰状(写) ● 登録内容確認書竣工登録(写) ※国の表彰の場合 ● 出資比率を証明する資料(契約書等(写))[特定JV又の構成員としての実績の場合] (沖縄県土木建築部における特定JV工事への表彰の場合も含む)

- 優良技術者表彰は、証明資料により確認する。
- 表彰状により、表彰名、受賞年度(受賞日)、技術者名、授与者名、部門、受賞時の企業名を確認する。(沖縄県土木建築部の表彰の場合は省略可)
- 国の表彰の場合、登録内容確認書竣工登録により、同一工種を確認する。
- 特定JVの構成員としての実績の場合は、出資比率を確認する資料により、出資比率の確認を行う。

(4) 継続教育(CPD)の状況 <全型共通>

工事の品質を確保することを目的に、建設に係る知識や技術を習得し、自己の能力の維持・向上を図っている技術者を評価する。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
継続教育(CPD)の状況	継続教育(CPD)単位取得状況 (過去1年間の単位取得状況)	10 (5)	10 (5)	推奨単位以上
			5 (2.5)	推奨単位の5割以上 推奨単位未満
			0 (0)	推奨単位の5割未満

※()は高度技術提案型の配点である。

1) 評価に関する運用事項 (別記様式3)

- a) 別記様式3における継続教育(CPD)の状況の評価対象とする。
- b) 継続教育(CPD)の評価は、「建設系CPD協議会(1.7.7(2) 建設系CPD協議会一覧【参考】)」の加盟団体のうち、単位取得証明書を発行する団体の推奨単位(ユニット等)により評価する。
- c) 申請書及び確認資料提出期限日から過去1年間に発行された単位取得状況で評価する。
単位取得証明書の証明期間の末日の日付が申請書及び確認資料提出期限日から直近の1年以内の日付であれば評価対象とする。※自己評価型の場合、1.5 g)参照。

対象例：証明期間が1年間の場合

	R5年度	R6年度	R7年度	評価対象
①				×
②				○
③				○

◆ — ● 証明期間

--- 申請書等提出期限日 (自己評価表提出期限日)

- d) 複数年にわたる推奨単位の場合、何年間の実績で申請しているのか明確に記載すること。

対象例：複数年における推奨単位の場合

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	評価対象
①							○
②							○

◆ — ● 証明期間

--- 申請書等提出期限日 (自己評価表提出期限日)

- e) 複数の配置予定技術者を申請する場合は、技術者毎に提出された様式及び証明資料により評価する。
- f) 複数の配置予定技術者を申請する場合は、評価基準に基づく点数を比較し、最も点数が低い技術者の得点を評価する。
- g) 鋼橋上部工において評価対象となる技術者は、架設時における配置予定技術者とする。

- h) 評価は提出された申請書及び確認資料により行い、それらの確認は提出された証明資料により行う。

申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。

証明資料による確認の結果、申請書及び確認資料の記載に誤りがあった場合、評価は下方修正のみを行う。

- i) 技術者育成型において専任補助者を配置する場合は、別記様式 3-2 を提出すること。この場合、配置予定技術者の評価は、別記様式 3-2 の「専任で補助する配置予定技術者」に替えて、当該専任補助者で行う。

2) 申請書等作成時の留意事項

- a) 推奨ユニット数については、「建設系CPD協議会」の加盟団体のうち単位取得証明書を発行している団体が対象となり、推奨単位は団体により異なるので留意すること。

3) 記載内容を証明する証明資料

- 継続教育(CPD)単位取得証明書(写)

- a) 継続教育(CPD)の状況は、証明資料により確認する。
- b) 継続教育(CPD)単位取得証明書により配置予定技術者名、認定団体名、取得単位を確認する。
- c) 証明期間の末日が申請書及び確認資料提出期限日から直近1年以内の日付が含まれているかを確認する。※自己評価型の場合、1.5 g)参照。

1. 7. 7 別表関係

(1) 沖縄県土木建築部が結んでいる災害に関する協定

協定連絡先	名称	締結日	備考
一般社団法人 沖縄県建設業協会	災害時における応急対策に関する基本協 定書	H23.8.31	
社団法人 沖縄県中小建設業協会	災害時における応急対策に関する協定書	H24.5.31	
公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	災害時における沖縄県内の下水道管路施 設の復旧支援協力に関する協定	H29.3.29	
九州・山口ブロック下水道事業 災害時支援体制連絡会	九州・山口ブロック下水道事業災害時支援 に関するルール及び運営要領	H20.3.21	下水道課 へ確認
一般社団法 プレストレスト・コンクリート建設業協会 九州支部	災害時における沖縄県土木建築部所管橋 梁の災害応急対策業務の支援に関する協 定書	H29.3.22	道路管理課 へ確認

(2) 建設系 CPD 協議会一覧【参考】

【参考】建設系CPD協議会

	認定団体名	単位取得 証明の発行	推奨基準
1	(公社)空気調和・衛生工学会	有り	年間50ポイント
2	(一財)建設業振興基金	有り	年間12単位
3	(一社)建設コンサルタンツ協会	有り	年間50単位
4	(一社)交通工学研究会	有り	年間50、4年間200単位
5	(公社)地盤工学会	有り	年間50単位
6	(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	有り	年間20単位
7	(公社)全国上下水道コンサルタント協会	有り	年間50単位
8	(一社)全国測量設計業協会連合会	有り	年間20ポイント
9	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	有り	年間20ユニット
10	(一社)全日本建設技術協会	有り	年間25単位
11	土質・地質技術者生涯学習協議会 [事務局:(一社)全国地質調査業協会連合会]	有り	年間50、5年間250CPD単 位
12	(公社)土木学会	有り	年間50、5年間250単位
13	(一社)日本環境アセスメント協会	有り	年間50、5年間250単位
14	(公社)日本技術士会	有り	年間50、5年間250単位
15	(公社)日本建築士会連合会	有り	年間12単位
16	(公社)日本コンクリート工学会	無し	無し
17	(公社)日本造園学会	有り	年間50単位
18	(公社)日本都市計画学会	有り	年間50単位
19	(公社)農業農村工学会	有り	年間50CPD

※ 加盟団体、年間推奨単位等は更新されるため「建設系CPD協議会」のウェブサイト
(<http://www.cpd-ccesa.org/>)等により確認を行うこと。

1. 7. 8 「③施工計画」における申請書及び評価に関する留意事項（技術提案を含む）

発注者が示す仕様や課題に対して施工上の工夫等を求めることにより、企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高める事が期待できる。その結果、将来の維持管理費等を含めた総合的なコストの縮減、工事目的物の性能・機能の向上、環境の維持や交通の確保といった利益を享受することができる。

また、積極的に施工計画（技術的所見等）を活用することにより民間企業の技術開発・技術者育成の促進にもつながるものと期待されるため、評価項目とする。

（１） 施工計画の評価について

各型における施工計画の運用事項及び評価項目については、原則以下のとおり。

型 名	評 価 項 目	
簡易型Ⅰ型	● 工程管理に係わる技術的所見	課題設定なし
簡易型Ⅱ型	● 施工上の課題に対する技術的所見 ● 施工上配慮すべき事項 ● 材料の品質管理に係わる技術的所見	1 課題以上設定する
標準型 高度技術提案型	● 工程管理に係わる技術的所見 ● 施工上の課題に対する技術的所見 ● 施工上配慮すべき事項 ● 材料の品質管理に係わる技術的所見	2 課題以上設定する

（２） 工程管理に係わる技術的所見 《簡易型Ⅰ型》

評価細目	評価の視点	評価方法	評価	評価基準
工程管理に係わる技術的所見	工期設定の適切性	○か×	○	工程表、技術的所見が現場条件等を踏まえて適切である。
			×	工程表、技術的所見が現場条件等を踏まえて適切でない。

1) 評価に関する運用事項（別記様式 4-1）

- a) 別記様式 4-1 の工程及び技術的所見を評価の対象とする。
- b) 簡易型Ⅰ型は2段階で評価し、原則、記述が適切であれば「○(可)」とし、不適切あるいは未記載であれば「×(不可)」とする。（1項目でも工程表、技術的所見に不適切な記述があれば「×(不可)」とする。）
- c) 「×(不可)」と評価された場合は、入札無効とする。

不可とする例

- 発注者指定方式で設定した余裕期間が考慮されていない
- 準備・後片付けが工程に考慮されていない。
- 基本的な工種が抜けている。（主要工種が記載されていない）
- 工程の実施手順が後先になっているものがある。
- 技術的所見が記載されていない。
- 工程表と技術的所見の内容が整合しない。

- d) 技術的所見は、発注者が示す仕様を超えた品質向上対策を求めるものではない。
- e) 主要工種とは、公告文「1 工事概要(4) 工事内容」に示す工種とする。工程表には主要工種を必ず記載すること。
- f) 別記様式 4-1 を含めて、A 4、2枚以内とする。3枚目以降は評価しない。

2) 申請書等作成時の留意事項

- a) 公告文または別記様式 4-1 に示す工期により工程表を作成すること。
- b) 申請者の責任において対応可能な事項について記載すること。

(3) 工程管理に係わる技術的所見 《標準型・高度技術提案型》

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
工程管理に係わる技術的所見	工期設定の適切性	(20)	20.0	各工程の工期が適切であり、工程管理に工夫が見られ、工期に余裕がある。
			10.0	各工程の工期が適切であり、工程管理に工夫が見られる
			0.0	各工程の工期が適切

1) 評価に関する運用事項（別記様式 4-1）

- a) 別記様式 4-1 における技術的所見を評価する。
- b) 標準型及び高度技術提案型における評価項目とする。
- c) 配点は 20 点を標準とする。
- d) 別記様式 4-1 を含めて、A 4、2 枚以内とする。3 枚目以降は評価しない。
- e) 主要工種、準備、後片付け、技術的所見について、記載の無い場合は、不可として評価する。
- f) 「不可」と評価された場合は、入札無効とする。

不可とする例

- 発注者指定方式で設定した余裕期間が考慮されていない
- 準備・後片付けが工程に考慮されていない。
- 基本的な工種が抜けている。（主要工種が記載されていない）
- 工程の実施手順が後先になっているものがある。
- 技術的所見が記載されていない。
- 工程表と技術的所見の内容が整合しない。

- g) 技術的所見は、発注者が示す仕様を超えた品質向上対策を求めるものではない。
- h) 主要工種とは、公告文「1 工事概要(4) 工事内容」に示す工種とする。工程表には主要工種を必ず記載すること。
- i) 標準型及び高度技術提案型において、工期の適切性、工程管理の工夫、工期の余裕により評価する。

2) 申請書等作成時の留意事項

- a) 公告文または別記様式 4-1 に示す工期により工程表を作成すること。
- b) 申請者の責任において対応可能な事項について記載すること。

(4) 施工上の課題に対する技術的所見 《簡易型Ⅱ型・標準型・高度技術提案型》

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
施工上の課題に対する技術的所見	発注者が指定した施工上の課題への対応的確性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け等	(20)	20.0	課題への対応が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて的確に図られ、優れた工夫が見られる
			10.0	課題への対応が現地の環境条件を踏まえて的確に図られ、工夫が見られる
			0.0	課題への対応が現地の環境条件を踏まえておりの確

1) 評価に関する運用事項(別記様式4-2)

- a) 別記様式4-2における技術的所見を評価する。所定の様式を使用していないものについては、評価しない。
- b) 簡易型Ⅱ型、標準型、高度技術提案型における評価項目とする。
- c) 評価基準及び点数は、工事案件毎に適宜設定すること。
- d) 配点は20点を標準とする。
- e) 「施工上の課題」及び「課題の概要」は発注者が記載する。
- f) 技術的所見は、発注者が示す仕様を超えた品質向上対策を求めるものではない。
- g) 他機関又は他工事と調整が必要となる提案は、原則評価しない。
- h) 一般的・標準的な内容は評価しない。(土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準に準ずるもの)
- i) 法律・規則等が守られていないものは不適切とし、入札無効とする。

不可とする例

- 発注者側が課題に示した条件が考慮されていない
- 課題に対して、現場における対応の記述が不明瞭
- 課題に対する具体的内容が整合していない。

- j) 写真等により履行確認ができるものを評価する。
- k) 提案の記載は最大5項目とし、6項目以降は評価の対象としない。
- l) 1つの項目の字数は限定せず、5項目全体で600字以内とし、具体的な技術的所見を定量的に記載されている場合に評価する。(5項目全体で600字を超える部分については評価しない)
- m) 提案内に項目番号、タイトル等が記載されている場合、項目番号及びタイトル等は字数及び評価の対象としない。(以下評価例の「①〇〇〇について」等)
- n) 1つの項目に複数の提案がある場合、その項目は評価しない。
- o) 項目において、目的、効果、具体的な方法や手段、対象、場所、数量、範囲、頻度、基準値等が明確に記載されている場合、評価する。
- p) 目的物の寸法、規格、仕様等、契約図書を変更する内容の提案は評価しない。
- q) 現場条件等により設計変更の対象とすることを特記仕様書に明示している内容の提案は評価しない。
- r) 別記様式4-2を含めて、A4、2枚以内(文字は10.5ポイント以上)とする。3枚目以降は評価しない。

s) 評価例

①〇〇〇について ×××のため、△△△を行う。	←	評価の対象とする。
②〇〇〇について ※※※のため、□□□剤を使用し、△△△型枠を採用する。	←	複数提案（2提案）のため評価しない。
.....		
⑤〇〇〇について □□□のため、××により...(以降 600 字超過)...△△△を採用する。	←	5項目全体で 600 字を超える部分は評価しない。
⑥〇〇〇について ・※※※のため、▽▽▽を行う。	←	提案超過（6項目）のため評価しない。

2) 申請書等作成時の留意事項

- a) 所定の様式（文字数を表示したもの）を使用し、記載すること。
- b) 申請者の責任において対応可能な事項について記載すること。
- c) 説明の補足として図面等を添付しても良い。（ただしA4、1枚以内）
- d) 提案の内容は具体的・定量的となっていること。

(5) 施工上配慮すべき事項 《簡易型Ⅱ型・標準型・高度技術提案型》

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
施工上配慮すべき事項	施工上配慮すべき事項の適切性 ・理解度 ・対応方針の裏付け等	(20)	20.0	配慮事項が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる
			10.0	配慮事項が現地の環境条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる
			0.0	配慮事項が現地の環境条件を踏まえており適切

1) 評価に関する運用事項（別記様式 4-3）

- a) 別記様式 4-3 における技術的所見を評価対象とする。所定の様式を使用していないものについては、評価しない。
- b) 簡易型Ⅱ型、標準型、高度技術提案型における評価項目とする。
- c) 評価基準及び点数は、工事案件毎に適宜設定すること。
- d) 配点は 20 点を標準とする。
- e) 「施工上の配慮事項」及び「配慮事項の設定理由」は、発注者が記載する。
- f) 技術的所見は、発注者が示す仕様を超えた品質向上対策を求めるものではない。
- g) 他機関又は他工事と調整が必要となる提案は、原則評価しない。
- h) 一般的・標準的な内容は、評価しない。（土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準に準ずるもの）
- i) 法律・規則等が守られていないものは不適切とし、入札無効とする。

不可とする例

- 発注者側が課題に示した条件が考慮されていない
- 課題に対して、現場における対応の記述が不明瞭
- 「配慮事項の設定理由」に対する具体内容が整合していない。
- 提案の記載が 4 項目以下の場合。

- j) 写真等により履行確認ができるものを評価する。
- k) 提案の記載は 5 項目とし、6 項目以降は評価しない。また、4 項目以下の場合に入札無効とする。
- l) 1 つの項目の字数は限定せず、5 項目全体で 600 字以内とし、各項目において原則 1 つの具体的な技術的所見を定量的に記載すること。（5 項目全体で 600 字を超える部分については評価しない）
- m) 提案内に項目番号、タイトル等が記載されている場合、項目番号及びタイトル等は字数及び評価の対象としない。（以下評価例の「①〇〇〇について」等）
- n) 項目において、目的、効果、具体的な方法や手段、対象、場所、数量、範囲、頻度、基準値等が明確に記載されている場合、評価する。
- o) 目的物の寸法、規格、仕様等、契約図書を変更する内容の提案は評価しない。
- p) 現場条件等により設計変更の対象とすることを特記仕様書に明示している内容の提案は評価しない。
- q) 別記様式 4-3 を含めて、A 4、2 枚以内（文字は 10.5 ポイント以上）とする。3 枚目以降は評価しない。

2) 申請書等作成時の留意事項

- a) 所定の様式（文字数を表示したもの）を使用し、記載すること。
- b) 申請者の責任において対応可能な事項について記載。
- c) 説明の補足として図面等を添付しても良い。（ただし A 4、1 枚以内）
- d) 提案の内容は具体的・定量的となっていること。

(6) 材料の品質管理に係わる技術的所見 《簡易型Ⅱ型・標準型・高度技術提案型》

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
材料の品質管理に係わる技術的所見	コンクリート、鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法の適切性	(20)	20.0	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる
			10.0	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる
			0.0	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件を踏まえており適切

- 1) 評価に関する運用事項（別記様式 4-4）
 - a) 別記様式 4-4 における技術的所見を評価対象とする。所定の様式を使用していないもの、文字数の記載がないものについては、評価しない。
 - b) 簡易型Ⅱ型、標準型、高度技術提案型における評価項目とする。
 - c) 評価基準及び点数は、工事件件毎に適宜設定すること。
 - d) 配点は 20 点を標準とする。
 - e) 「対象」は発注者が記載する。
 - f) 技術的所見は、発注者が示す仕様を超えた品質向上対策を求めるものではない。
 - g) 他機関又は他工事と調整が必要となる提案は、原則評価しない。
 - h) 一般的・標準的な内容は評価しない。（土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準に準ずるもの）
 - i) 法律・規則等が守られていないものは不適切とし、入札無効とする。

不可とする例

- 発注者側が課題に示した条件が考慮されていない
- 品質管理基準に整合していない（劣っている）場合

- j) 写真等により履行確認ができるものを評価する。
- k) 提案の記載は最大 5 項目とし、6 項目以降は評価しない。
- l) 1 つの項目の字数は限定せず、5 項目全体で 600 字以内とし、具体的な技術的所見を定量的に記載すること。（5 項目全体で 600 字を超える部分については評価しない）
- m) 提案内に項目番号、タイトル等が記載されている場合、項目番号、タイトル等は字数及び評価の対象としない。（以下評価例の「①〇〇〇〇について」等）
- n) 1 つの項目に複数の提案がある場合、その項目は評価しない。
- o) 項目において、目的、効果、具体的な方法や手段、対象、場所、数量、範囲、頻度、基準値等を明確に記載すること。
- p) 目的物の寸法、規格、仕様等、契約図書を変更する内容の提案は評価しない。
- q) 現場条件等により設計変更の対象とすることを特記仕様書に明示している内容の提案は評価しない。
- r) 別記様式 4-4 を含めて、A 4、2 枚以内（文字は 10.5 ポイント以上）とする。3 枚目以降は評価しない。

s) 評価例

①〇〇〇について ×××のため、△△△を行う。	←	評価の対象とする。
②〇〇〇について ※※※のため、□□□剤を使用し、△△△型枠を採用する。	←	複数提案（2提案）のため評価しない。
.....		
⑤〇〇〇について □□□のため、××により...(以降 600 字超過)...△△△を採用する。	←	5項目全体で 600 字を超える部分は評価しない。
⑥〇〇〇について ・※※※のため、▽▽▽を行う。	←	提案超過（6項目）のため評価しない。

2) 申請書等作成時の留意事項

- a) 所定の様式（文字数を表示したもの）を使用し、記載すること。
- b) 申請者の責任において対応可能な事項について記載すること。
- c) 説明の補足として図面等を添付しても良い。（ただしA4、1枚以内）
- d) 提案の内容は具体的・定量的となっていること。

(7) 企業の高度な技術力

- a) 別記様式 4-5 による技術提案を評価対象とする。
- b) 申請者に、以下の項目に係る技術提案を求め、その実現性等について審査・評価を行う。

・ 総合的なコスト ・ 性能・強度等 ・ 環境の維持等	別記様式 4-5
---	----------

- c) 技術提案に係る評価項目については、工事の施工条件や環境条件等から施工上の技術的課題を踏まえ、技術力の差が加算点に的確に反映されるような評価基準を設定すること。
- d) 評価方法としては、技術提案による工事の品質向上の程度を評価し、加算点に反映することとする。（発注者は評価を行うにあたり、標準案による品質を十分に把握しておくこと）

(8) VE提案（施工計画含む）

- a) VE提案を求めるとともに、標準案についても提出を求め、標準案で入札参加資格の審査を行う。
- b) VE提案の評価項目は、複数項目の設定に努める。

1. 7. 9 総合評価方式における年度の取扱いについて

総合評価方式における年度の取扱いについて（令和7年度公告の場合）

年度	H26年度	H27年度	H28年度	・・・	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	評価対象	備考
資格要件	●	●										○	同一工種の場合
企業の施工実績 【完成日】 (H27.4.1 ～提出期限)	●	●										○	
技術者の施工経験 【完成日】 (H27.4.1 ～提出期限)	●	●										×	同一工種の場合
近隣地域の施工実績 【完成日】 (R5.4.1 ～提出期限)												○	
工事成績 【完成日】 (R2.4.1 ～R7.3.31)												×	
難工事 【完成日】 (証明書発行日) (提出期限7日前 ～1年前)												×	R2年度以降 発注工事に 証明書発行
ICT活用 【完成日】 (証明書発行日) (提出期限7日前 ～2年前)												×	R2年度以降 発注工事に 証明書発行

契約日 ●

完成日 ●

申請書等(自己評価表)
提出期限日

申請書等(自己評価表)
提出期限日の7日前

2. 総合評価の方法

2. 1 加算点及び技術評価点の算出

2. 1. 1 特別簡易型及び簡易型（Ⅰ型・Ⅱ型）における技術評価点の算出

(1) 加算点は、下式により算出する。

$$\diamond \text{加算点} = \frac{\text{評価点（特簡 40 点、簡易 50 点）}}{\text{}} \times \frac{\text{各社の得点}}{\text{設定総得点（満点）}}$$

※ 加算点の小数点以下の端数処理
小数点第 2 位を四捨五入して、小数点第 1 位とする。

a) 各社の得点は、提出された申請書等の技術資料により、各社の基礎技術力を数値化した値。（点数は、工事内容（評価項目）により決まる）

(2) 技術評価点は、入札参加を認められた者に与えられる基礎点（100 点）に、加算点を加えたものである。

$$\text{技術評価点} = \text{基礎点（100 点）} + \text{加算点}$$

2. 1. 2 標準型・高度技術提案型における技術評価点の算出

(1) 加算点の算出

1) 評価点の配分について

a) 評価点を（A）、（B）に配分する。

（A）：①企業の能力等＋②技術者の能力等＋③施工計画

（B）：④企業の高度な技術力（技術提案）

但し、（A）の配分は方式により以下のとおり。

	評価点	配点例（A）：（B）	備考
標準型	60 点	10:50、20:40、30:30	評価点（A）は最大 30 点を限度とする。
高度技術提案型	70 点	10:60、20:50、30:40	

b) 評価点（A）については、以下の 2) により算出する。

c) 評価点（B）については、以下の 3)、4) により算出する。

2) 評価点（A）について

a) 評価点（A）については、下式により加算点(a)を算出する。

$$\text{加算点(a)} = \frac{\text{評価点（10~30 点）}}{\text{}} \times \frac{\text{各社の得点}}{\text{設定総得点（満点）}}$$

※ 加算点の小数点以下の端数処理
小数点第 2 位を四捨五入して、小数点第 1 位とする。

b) 各社の得点は、提出された申請書等の技術資料により、各社の基礎技術力を数値化した値（点数は、工事内容（評価項目）により決まる）

3) 提案値(定量評価)又は提案方法(定性評価)のみを評価する場合【評価点 (B)】

- a) 定量評価：各社の評価点＝加算点(b)となる。
 b) 定性評価：V E 評定の結果を基に付与する。
 加算点(b)＝優：〇〇点、 良：〇〇点、 可：〇〇点

4) 提案に係る施工計画も併せて評価する場合【評価点 (B)】

- a) 評価点 (B)：④企業の高度な技術力(技術提案)を、(b-1)、(b-2)に配分する。
 評価点(b-1)：④-1 施工計画
 評価点(b-2)：④-2 提案値等
 但し評価点 (B) の配分例は以下のとおり。

	評価点 (B)	配分例 (b-1)：(b-2)
標準型	30～50 点	15:15、20:30
高度技術提案型	40～60 点	20:20、20:40

- b) 評価点(b-1)の評価点は、V E 評定の結果に基づき付与するものとする。
 c) 評価点(b-2) について上記 3) の方法による。
 d) 施工計画にかかる各社の評価点(b-1)と、提案値等にかかる各社の評価点(b-2)を合計したものが各社の評価点＝加算点(b)となる。

$\text{加算点(b)} = \text{評価点(b-1)} + \text{評価点(b-2)}$

5) 加算点の算出について

- a) 各社の加算点は、加算点(a)と加算点(b)の合計値とする。

$\text{加算点} = \text{加算点(a)} + \text{加算点(b)}$
--

(2) 技術評価点の算出

技術評価点は、入札参加を認められた者に与えられる基礎点 (100 点) に、加算点を加えたものである。

$\text{技術評価点} = \text{基礎点 (100 点)} + \text{加算点}$
--

(3) 加算点

加算点は「加算点算定調書」(標準型)により、主務課工事担当班長が算出、作成し、押印をした後、「技術評価調書」(予定価格設定者が署名・押印)と共に、封書し主務課担当班に提出するものとする。

2. 2 評価値の算出（落札者の決定）

技術評価点を入札価格で除した値で、入札価格が予定価格（ただし、低入札調査基準価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で失格基準以上の価格）の範囲内で、この値が最も高い者が落札者となる。

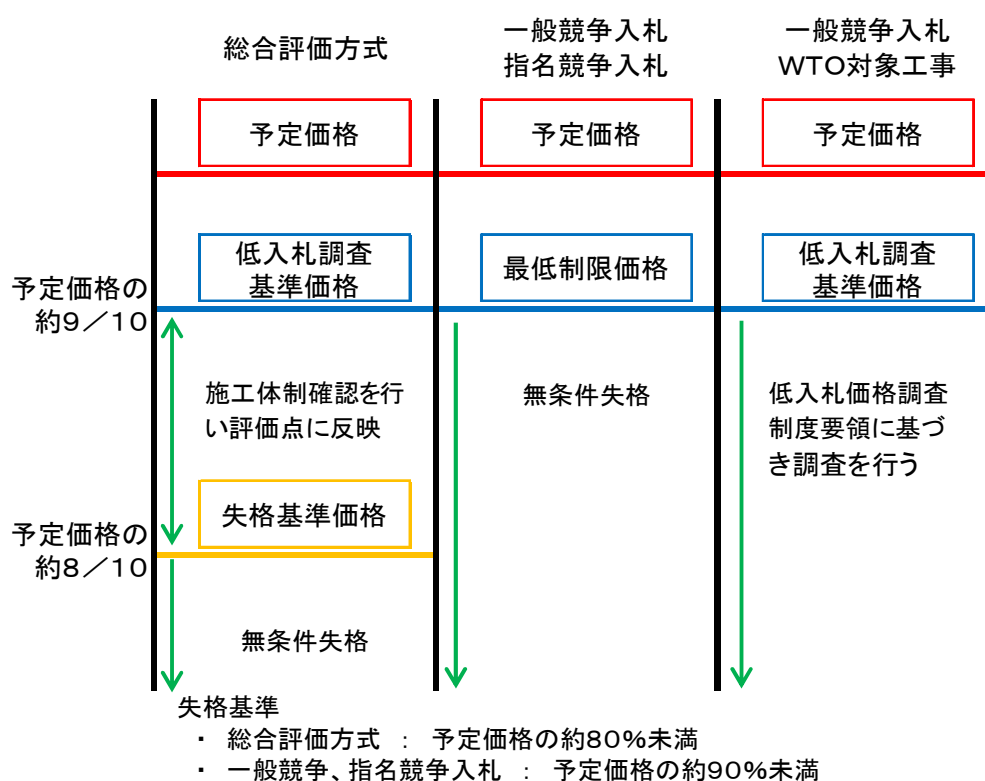
評価値の算出方法は除算方式とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{基礎点（100点）} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} \times R e$$

R e：調整数（計算結果を比較し易くするため）（例：10,000,000）

※ 評価値の小数点以下の端数処理

小数点第5位を四捨五入して小数点第4位とする。



3. 総合評価落札方式の評価内容の担保（ペナルティー）

3. 1 履行の担保

評価基準の不履行があった場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責めによる場合には、工事成績評定の減点対象とする。

- ・ 落札者決定に反映させた技術資料等の記載内容及び技術提案（V E）について、不履行と認められた場合、ペナルティーを課す。
- ・ ペナルティーは、工事成績（法令遵守）を減点することとする。

工事成績評定の減点は、当面次のとおりとする。

（1） 企業の能力等に関すること

総合評価において加点された点数を工事成績評定より減ずる。

履行の確認については、各項目における留意事項により行うものとする。

	不履行の場合	
	特別簡易型	簡易型(Ⅰ・Ⅱ型)、 標準型、高度技術提案型
登録基幹技能者等の活用	－ 1 点	－ 1 点
労務費見積り尊重宣言	－ 1 点	－ 1 点
県内企業の下請活用	－ 2 点	－ 3 点 ※
若手・女性技術者の配置、 施策関連項目	－ 2 点	－ 3 点 ※

※総合評価の評価項目で得た点数と
同じ点数を減点する。

（2） 施工計画(工程管理)に関すること 《簡易型Ⅰ型》

- 簡易型Ⅰ型の施工計画(工程管理)については、工事成績評定減点の対象としない。
- 簡易型Ⅰ型の施工計画(工程管理)の考え方及び施工現場での対応については、以下のとおりとする。
 - ・ 企業が適切で確実な施工能力を評価するもので、入札参加の可否を決定するものであること。
 - ・ 工程管理に関する技術的所見については、総合評価における技術評価点の対象としていないため、工事成績評定の減点の対象としないこと。
 - ・ 施工現場での確認については、通常の「施工計画書」と同等の扱いとする。
 - ・ 自主施工の原則に基づき、工事契約後の施工方法等の選択は受注者の責任において行われるものであること。
 - ・ 工程管理における技術的所見についても、「施工方法等」に含まれるものであり、これらは「施工計画書」として提出されるものであること。

（3） 施工計画に関すること 《簡易型Ⅱ型・標準型・高度技術提案型》

評価細目	不履行の場合
工程管理に係わる技術的所見 施工上の課題に対する技術的所見 施工上配慮すべき事項 材料の品質管理に係わる技術的所見	1 項目 × － 3 点 (但し、一つの評価細目は最大－ 1 5 点)

(4) 技術提案（VE提案）に関すること

- 1) 最高10点とし、提案（施工計画含む）の達成度に応じて減点措置をする。
- 2) 工事完成後、総合評価審査委員会を開催し、「VEの完成時評定」を行い、「8.法令遵守」で減点する。

3. 2 留意事項

- (1) 受注者は、技術資料等(施工計画又は技術提案)の写しを主任監督員に提出するものとし、主任監督員はその技術資料等の履行について十分確認をとるものとする。
- (2) 受注者との施工計画の打ち合せ時に、技術資料等の記載内容及び履行確認方法並びにペナルティー要件について十分調整・確認し、合意を図るものとする。
- (3) 施工条件の変更、災害等、受注者の責に帰さない事由により、施工計画に影響が及ぼされる場合は、受発注者間で協議し定めるものとする。

4. その他

4. 1 施工体制確認型総合評価方式

施工体制要領により実施するものとする。

4. 1. 1 施工体制確認型総合評価方式とは

適切な施工体制を確保するため、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する総合評価方式を施工体制確認型総合評価方式（以下、「施工体制確認型」という。）という。

（１） 概要

施工体制確認型における技術評価点は、総合評価方式による基礎点及び加算点に、施工体制評価点を加えて評価を行うこととする。

施工体制確認型総合評価方式		
総合評価方式		
最低限の要求要件を満たした場合に与える 【基礎点】	要求以上の価値に与える 【加算点】（満点）	適切な施工体制に対して与える 【施工体制評価点】（満点）
100 点	40 点（特別簡易型）	30 点
	50 点（簡易型Ⅰ・Ⅱ型）	
	60 点（標準型）	
	70 点（高度技術提案型）	

（２） 審査及びヒアリングの実施について

施工体制評価項目の審査は原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、低入調査要領により設定した低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者について、開札後速やかにヒアリングを実施する。

4. 1. 2 評価内容について

入札書、ヒアリング、追加資料及び工事費内訳書等をもとに、どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の現実確実性の向上につながるかの審査を行う。入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には、その確実性の高さに応じて施工体制評価点を付与する。

評価項目毎に3段階で評価する。(優 15 点／可 5 点／不可 0 点)

(1) 施工体制評価項目、評価基準及び配点

施工体制評価項目、評価基準及び配点は以下のとおりとする。

1) 「品質確保の実効性」について

評 価 基 準	配点	備考
工事の品質確保のための適切な体制が <u>十分</u> 確保され、入札説明書等に記載された要求要件を <u>より確実</u> に実現できると認められる場合	15 点	優
工事の品質確保のための適切な体制が <u>概ね</u> 確保され、入札説明書等に記載された要求要件を <u>確実</u> に実現できると認められる場合	5 点	可
上記以外	0 点	不可

2) 「施工体制確保の確実性」について

評 価 基 準	配点	備考
工事の品質確保のための体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が <u>十分</u> 確保され、入札説明書等に記載された要求要件を <u>より確実</u> に実現できると認められる場合	15 点	優
工事の品質確保のための体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が <u>概ね</u> 確保され、入札説明書等に記載された要求要件を <u>確実</u> に実現できると認められる場合	5 点	可
上記以外	0 点	不可

(2) 技術提案（施工計画）の実施に係る確実性の評価（基礎点及び加算点の見直し）

施工体制が十分確保されないということは、企業の信頼度が低下していることから、企業の基礎技術力等（加算点）についても施工体制評価点の獲得割合に応じて減点することとする。

なお、施工体制評価点が0点の場合は、基礎点も0点とする。

4. 1. 3 審査の実施内容

(1) 審査方法及び追加資料について

開札後、入札価格により、以下のとおりとする。

入札価格による区分	審査方法	追加資料
低入札調査基準価格以上の者	ヒアリングを実施しない	追加資料を求めない
低入札調査基準価格未満で失格基準価格以上の者(以下「低価格入札者」という。)	ヒアリングを厳格に実施する	追加資料と添付資料(見積書等)の提出を求める

4. 1. 4 提出を求める追加資料について

(1) 追加資料について

低価格入札者が提出すべき追加資料は、以下のとおり。
追加資料の作成にあたっては、作成要領を参照すること。

様式 1	当該価格で入札した理由
様式 2-1、2-2	コスト縮減額算定調書（コスト縮減が可能となる技術提案者は提出）
様式 2-3	一般管理費等の内訳書
様式 3	VE 提案等によるコスト縮減額調書
様式 4	下請予定業者等一覧表
様式 5	配置予定技術者名簿
様式 6-1、6-2	手持ち工事の状況
様式 7	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
様式 8-1	手持ち資材の状況
様式 8-2	資材購入予定先一覧
様式 9-1	手持ち機械の状況
様式 9-2	機械リース元一覧
様式 10-1	労務者の確保計画
様式 10-2	工種別労務者配置計画
様式 11	建設副産物の搬出地
様式 12	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
様式 13-1、13-2、13-3	品質確保体制（品質管理のための人員体制、品質管理計画書、出来形管理計画書）
様式 14-1、14-2、14-3、14-4	安全衛生管理体制（安全衛生教育等、点検計画）
様式 15	誓約書
様式 16	施工体制台帳
様式 17	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者
※各様式に関する添付資料	

(2) 提出依頼及び期限

- a) 発注者は、開札日の 17:00 までに追加資料の提出を依頼する。
- b) 追加資料の提出期限は、当該依頼を行った日の翌日から起算して 2 日以内（土日、祝日等を除く。）の日の発注者が指定する時間までとする。

(3) 追加資料の提出に関する注意事項

- a) 一度提出した追加資料の修正、差し替え、追加、再提出は認めない。また、提出期限を過ぎた追加資料は受け付けないものとする。
- b) 追加資料に虚偽の記載があった場合、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- c) 提出された追加資料は、返却しない。

4. 1. 5 評価について

入札価格により、以下とおり評価を行う。

- 1) 低入札調査基準価格以上の者
 - a) 無条件で「優」とする。(30 点)
- 2) 低価格入札者
 - a) 契約内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、審査を厳格に行うこととし、施工体制が確保されると認める事情が具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加点する。

4. 1. 6 その他

- ・ ヒアリングの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で2名とする。
- ・ 追加資料の提出がない場合、ヒアリングに応じない場合又は配置予定技術者がヒアリングに出席しない場合（ただし、天災、事故、病気等、特別な場合を除く。）は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

4. 1. 7 見直し加算点の算出及び基礎点の見直し

(1) 見直し加算点

施工体制評価点の獲得割合により、見直し加算点を算出する。

$$\diamond \text{見直し加算点} = \text{加算点} \times \frac{\text{各社の施工体制評価点}}{\text{施工体制評価点の満点 (30 点)}}$$

※ 見直し加算点の小数点以下の端数処理
小数点第2位を四捨五入して、小数点第1位とする。

a) 加算点

「2.1 加算点及び技術評価点の算出」で算出した加算点。

b) 施工体制評価点

入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合の、その現実性の高さに応じて付与される点数。(最高 30 点)

(2) 技術評価点の算出

技術評価点は、基礎点(100 点)に見直し加算点、施工体制評価点を加えたものである。

$$\text{技術評価点} = \text{基礎点(100 点)} + \text{見直し加算点} + \text{施工体制評価点}$$

a) 基礎点は、入札参加資格を得た者に与える点数。(100 点)

b) ただし、施工体制評価点が0点の場合、基礎点を見直し、基礎点を0点とする。

4. 1. 8 評価値の算出（落札者の決定）

評価値は技術評価点を入札価格で除した値で、入札価格が予定価格の範囲内でこの値が最も高い者が落札予定者となる。

施工体制確認型の評価値の算出方法は以下のとおり。

評価値の算出式

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{基礎点} + \text{見直し加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}} \times R e$$

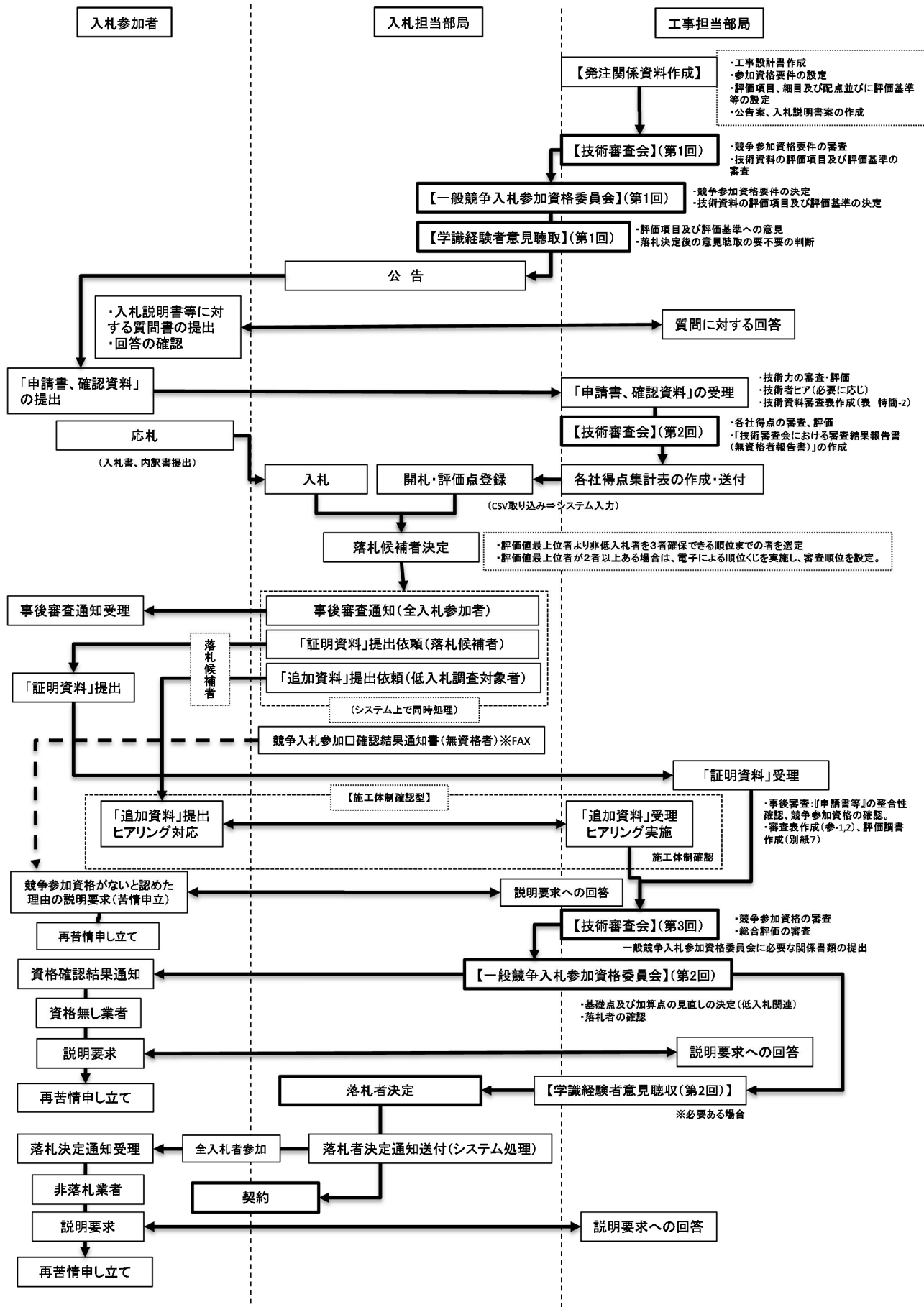
R e : 調整数（計算結果を比較し易くするため）（例：10,000,000）

※ 評価値の小数点以下の端数処理小数点第5位を四捨五入して小数点第4位とする。

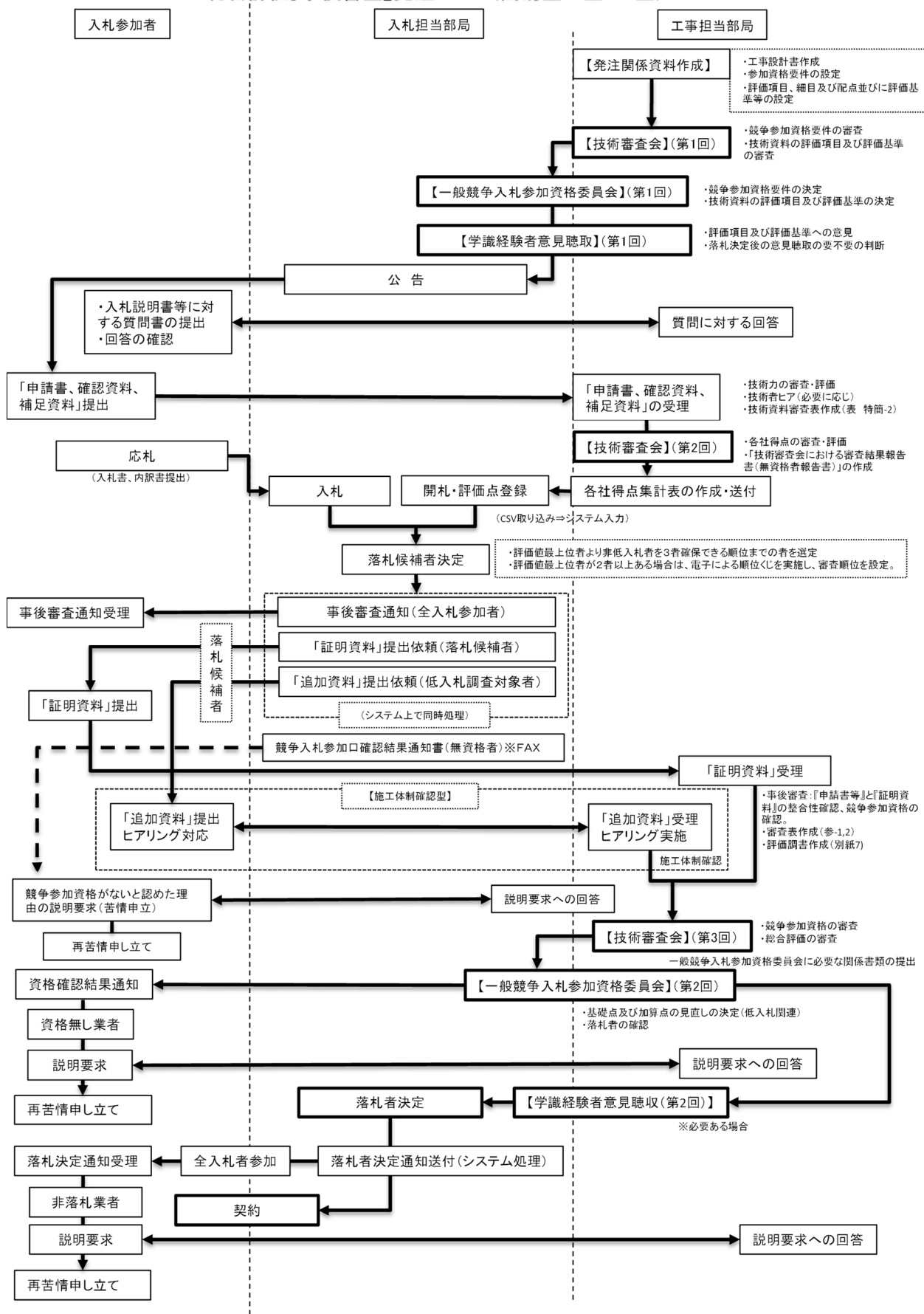
5. 総合評価方式（事後審査）の流れ

別添「総合評価「事後審査」発注フロー」を参照。（施工体制確認型、自己評価型）

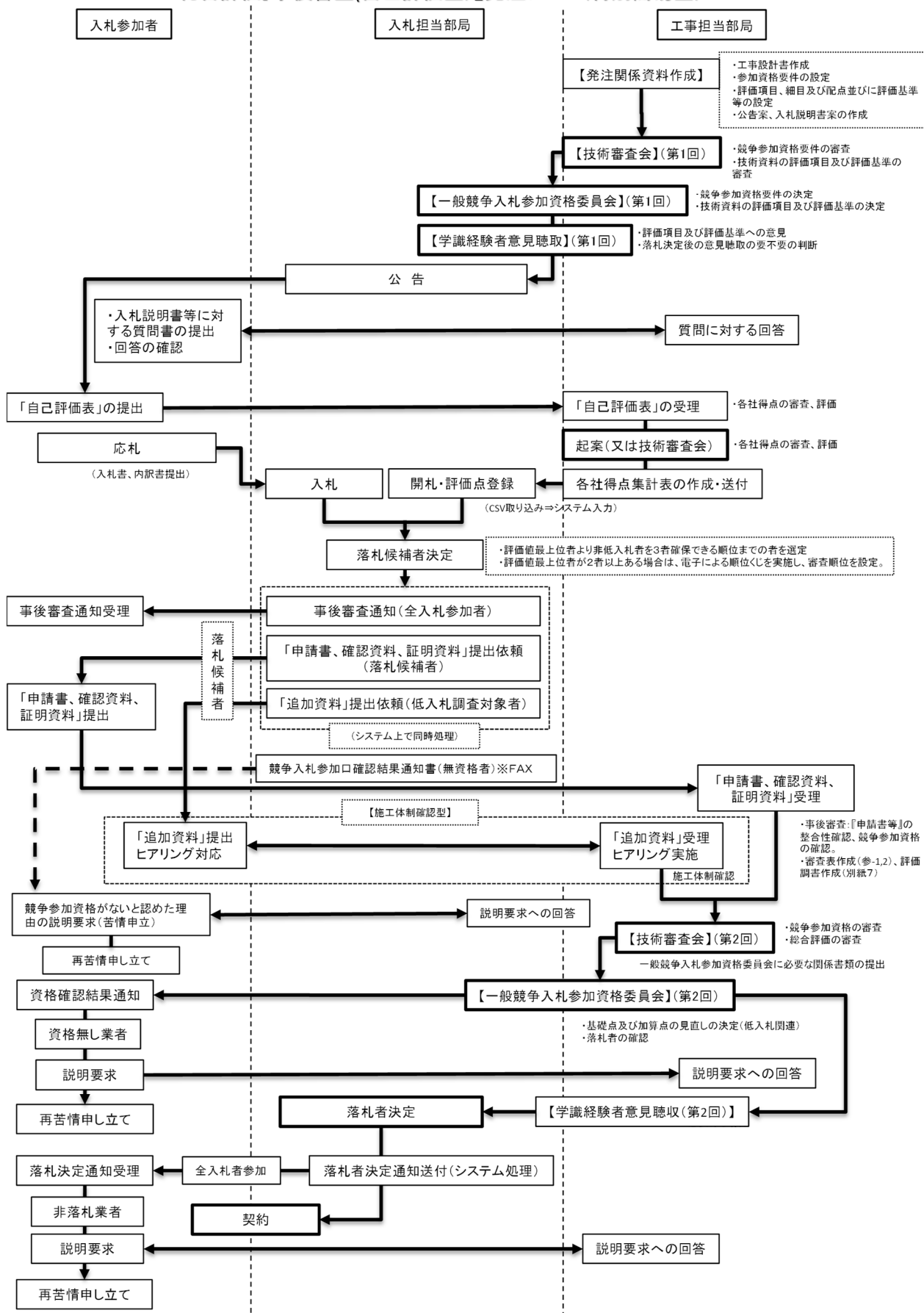
総合評価『事後審査』発注フロー（特別簡易型）



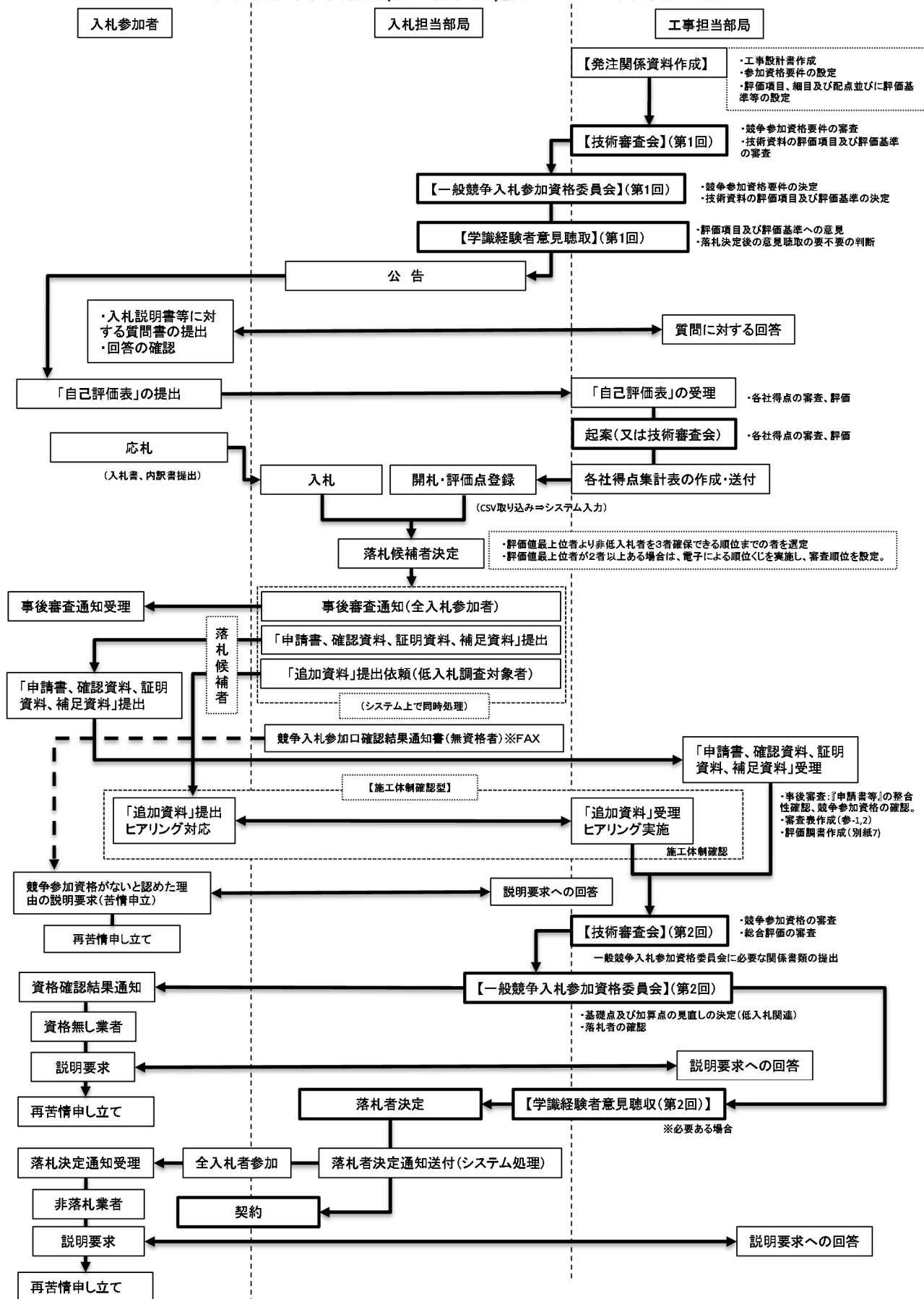
総合評価『事後審査』発注フロー（簡易型Ⅰ型・Ⅱ型）



総合評価『事後審査(自己評価型)』発注フロー(特別簡易型)



総合評価『事後審査(自己評価型)』発注フロー(簡易型Ⅰ型)



6. 審査結果等のとりまとめ

総合評価方式の審査については、試行要領により実施するものとする。

なお、一般競争入札参加資格委員会に提出する資料は「沖縄県土木建築部一般競争入札参加資格委員会及び指名委員会に係る様式の統一について(通知)(平成28年1月4日付け土技第1155号)」における「沖縄県土木建築部一般競争入札参加資格委員会及び指名審査会に係る提出資料一覧」によるものとする。

(1) 技術審査会（第1回）

試行要領により、入札参加資格要件及び、技術資料の評価項目評価基準の審査を行う。

(2) 一般競争入札参加資格委員会（第1回）

委員会設置要領及び試行要領により審査等を行う。

(入札参加資格要件及び、技術資料の評価項目及び評価基準の決定)

(3) 学識経験者意見聴取（第1回）

地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び試行要領により、学識経験者への意見聴取を実施する。

(評価項目及び評価基準への意見及び、落札決定後の意見聴取の要不要の判断)

特別簡易型及び簡易型Ⅰ型については、「令和○年度 特別簡易型及び簡易型Ⅰ型総合評価入札方式適用工事一覧」により一括して意見聴取を実施する。

その他については、工事毎に意見聴取を実施する。

(4) 技術審査会（第2回）

試行要領により評価結果の審議を行う。

入札参加資格がないものについては、無資格者となる理由等の確認を行い、開札事務担当者へ報告する。

(5) 技術審査会（第3回）

試行要領により評価結果の審議を行う。

(6) 一般競争入札参加資格委員会（第2回）

委員会設置要領及び試行要領により審査を行う。

(基礎点、及び加算点の見直しの決定(低入札関連)。入札参加資格の有無及び技術資料の評価確認、落札者の確認)

入札参加資格がないと認められる者の確認及び当該無資格者への理由説明の確認を行う。

(7) 学識経験者意見聴取（必要に応じて）

必要に応じて実施するものとする。

7. 審査結果の公表について

審査結果は別紙7により公表する。

8. 改定履歴（概要）

（１） 平成 18 年 9 月 29 日制定

土技第 506 号 (H18. 9. 29) により「総合評価方式の運用（案）の制定」通知

（２） 平成 19 年 6 月 25 日一部改定

施工体制確認型総合評価方式の試行

（３） 平成 19 年 11 月 30 日一部改定

1) 赤土等流出防止対策の施工実績確認について

環境保全課への公文書開示請求が増加していることから、「確認済通知書」及び「事業行為通知書」の写しを添付させることを削除する。

赤土等流出防止対策の施工実績確認は、環境保全課より提供された過去 10 年間のデータベースを用いて確認する。

（４） 平成 20 年 3 月 31 日一部改定

1) 配置予定技術者の施工経験について

役職経験の定義について明確にする。

役職経験有りとは、監理技術者、主任技術者、現場代理人での工事实績を有する場合をいう。

2) 地域内での拠点の有無について

特A対象工事（設計額が 1.5 億円以上）については適用しない。

3) 近隣地域での施工実績について

特A対象工事（設計額が 1.5 億円以上）については適用しない。

4) 優良建設業者表彰及び優良技術者表彰について

指名停止日以降の表彰については評価する。

5) 工事成績について

評価基準を 5 点刻みの 5 段階区分とする。

6) 施工体制確認型総合評価方式（簡易型）の流れについて

地方自治法施行令の改正による変更。学識経験者の意見聴取（第 2 回）を実施しない場合がある。

（５） 平成 20 年 5 月 12 日一部改定

1) 地域内での拠点の有無における評価基準について

3 段階評価を 2 段階評価に改める。（理由：拠点が無い場合は、競争参加資格を与えられないため）

（６） 平成 20 年 8 月 20 日一部改定

1) 同一工種の施工実績について

J V の取扱いの改定

特定及び経常 J V の施工実績は、代表者の施工実績として取り扱う。

経常 J V での施工実績が無い場合は、代表者の施工実績を対象とする。

出資比率 20%以上の削除。

2) 特別簡易型の制定

5 千万円未満の工事は、特別簡易型を選択することができる。

3) 配置予定技術者の能力

評価基準を競争参加資格要件により適切に設定する。

- 4) 地域内での拠点の有無
1.5億円以上の工事にも、適用することができる。
評価基準を競争参加資格要件により適切に設定する。
- 5) 近隣地域での施工実績
1.5億円以上の工事にも、適用することができる。

(7) 平成21年3月30日一部改定

- 1) 施工計画の配点について
現在1項目10点である配点を、発注者の判断により15点、20点まで引き上げること
を可とする。
- 2) 企業及び技術者表彰の配点について
配点を引き下げる。(10点→5点)
- 3) 手持ち工事量の配点について
配点を引き上げる(10点→15点)
- 4) 配置予定技術者の資格を追加することについて
継続教育(CPD)を追加する。
- 5) 「地域内での拠点の有無」「近隣地域での施工実績」について
両項目とも特Aは対象外とする。
- 6) 近隣地域での施工実績の対象年数について
評価対象年数を延ばす。(1年間→2年間)

(8) 平成22年3月30日一部改定

- 1) 特別簡易型の拡大について
従来、5千万円未満となっている特別簡易型の適用範囲を、1.5億円未満とし、基準
額を引き上げる。
- 2) 入札から落札結果通知の期間短縮について
落札結果決定通知を、即日又は翌日には通知できるようにする。
- 3) 施工計画の技術提案数制限について
施工上の課題に対する技術的所見について、技術提案数を5つ以内とする。
- 4) 同種工事の実績年数について
同種工事の実績年数を10年から15年に変更する。(同一工種は10年で変更なし)
- 5) 配置予定技術者の施工経験について
配置予定技術者の施工経験を、競争参加資格要件から除外する。
- 6) 工事故について
事故有りをマイナス評価とする。対象を県内の工事全体の事故を評価する。
- 7) 工事成績の対象年数について
3年となっている工事成績の評価対象年数を5年とする。

(9) 平成22年5月24日一部改定

- 1) 本庁契約における一般競争参加資格委員会の開催日について
毎週月曜日開催。必要に応じて他の曜日の開催可へ変更
- 2) 本庁契約における学識経験者の意見聴取の開催日について
毎週火曜日開催。必要に応じて他の曜日の開催可へ変更
- 3) 技術審査会としての事務の明確化について
発注フロー図に技術審査会について明記。

(10) 平成22年10月1日一部改定

- 1) 安全管理の状況（工事事務）について
過去1年間の定義を申請書及び確認資料の提出期限日から起算へ変更
- 2) 工事成績について
同一工種又は同種工事を確認するための工事カルテの提出を追記
- 3) 手持ち工事量について
申請書及び確認資料提出期限日の7日前までに落札決定があったものとした。

(11) 平成23年8月17日一部改定

- 1) 工事事務（過去1年間における事故状況）を評価項目から削除
- 2) 企業の手持ち工事量における対象工事を「県土木建築部発注工事すべて」から「県土木建築部発注工事のうち発注工事と同一工種」のものとする。
- 3) 優良建設業者表彰・優良技術者表彰における国の表彰の取扱いを、国（局長）と国（事務所長）に細分化。

(12) 平成24年7月24日一部改定

- 1) 災害協定締結の有無を評価項目に追加
県、局、県内各市町村の公共土木施設にかかる災害協定締結の有無を評価。
- 2) 継続教育（CPD）の評価対象期間を技術資料提出期限より1年以内の日付を含む各機関における推奨基準とする。また、証明書も技術資料提出期限日より1年以内に発行されたものを有効とする。
- 3) 県内企業が参加する入札における県内営業所の有無を評価
現在、特Aクラス対象工事では原則、適用外としている「県内本店の有無」の評価項目を、県内外の企業が参加する入札に限り有効とする。
- 4) 企業の手持ち工事を証明するコリンズの写し等を、当該年度受注額がゼロの場合省略できるものとする。

(13) 平成24年10月15日一部改定

- 1) 事後審査型の導入
落札候補者にのみ、証明資料の提出を求める。
- 2) 表彰（優良建設業者表彰、優良技術者表彰）
評価対象を県内施工工事における、国、県、県内市町村とする。
- 3) 災害協定締結の有無
特定JV及び経常JVの評価対象を明示

(14) 平成26年3月25日一部改定

- 1) 専任補助者の配置及び評価を追加
専任補助者の定義を明示
- 2) JV構成員（出資比率20%以上）としての実績等を資格要件及び評価の対象とした。
JV構成員としての実績等も評価。
- 3) 工事成績の評価方法の明確化
当該発注工事と同一工種の工事成績を評価することを明記
- 4) 業者表彰・技術者表彰の評価方法の見直し
県農林水産部の表彰を評価対象とし、市町村表彰を評価対象外とした。
- 5) 継続教育（CPD）単位取得状況の評価方法の見直し
評価方法の見直し及び加盟団体、推奨単位の更新

(15) 平成27年3月25日一部改定

- 1) 業者表彰・技術者表彰の評価方法の見直し
評価対象の見直しを行った。

(16) 平成28年3月11日一部改定

《評価内容の変更》

- 1) 同一工種の工事成績の見直し
5段階評価を11段階に変更。
評価基準における最低点を65点から71点に変更。
- 2) 優良建設業者及び技術者表彰
評価の対象（機関、種類）を明記。
対象期間に当該年度を含めるように変更。（暫定期間の設置）
指名停止に伴う評価の取消しを削除。
受賞時の所属会社も評価対象に含めるように変更。（技術者表彰）
- 3) 登録基幹技能者の活用
登録基幹技能者活用の有無を評価項目に新規追加。
- 4) 証明資料の一部省略
当該年度に当該年度内同一工種において既に証明資料を提出した工事がある場合、重複する証明資料の一部を省略可能とした。
また、この他に、記載内容の見直し等を行った。

(17) 平成29年3月13日一部改定

- 1) 評価方式(型)の改定
簡易型を「簡易型Ⅰ型」と「簡易型Ⅱ型」へ分割。特別簡易型適用範囲を1.5億円未満と明記。
- 2) 審査方法の明記（施工実績、手持ち工事量、工事成績）
「確認方法」及び「評価の下方修正」を明記した。
- 3) 事後審査(自己評価)型の導入
「特別簡易型」及び「簡易型Ⅰ型」を対象に、業務の効率化、期間短縮を目的として自己評価型を導入した。
- 4) 評価事項、配点の改定
評価事項を「企業的能力等」、「技術者の能力等」、「施工計画」とした。「地域貢献度等」については、企業的能力等を含めることとした。
企業的能力等と技術者の能力等の配点割合を同程度にした。
- 5) 評価細目・評価基準の改定
登録基幹技能者等の配置を必須項目とした。
県内企業活用のため、評価項目として追加した。
若手・女性技術者の配置の評価項目(選択)を追加。
社会資本や維持管理を担う企業を評価することを目的に、評価項目(選択)を追加した。
- 6) 施工計画(工程管理)の評価方法の追加。《簡易型Ⅰ型》
簡易型Ⅰ型における施工計画(工程管理)の評価方法を新たに追加した。
- 7) 履行の担保（ペナルティー）の改定
履行の担保（ペナルティー）について改定を行った。
- 8) その他
自己評価型の試行に伴い運用事項等の明確化を図るため、記載内容の改定を行った。

(18) 平成29年5月12日一部改定

- 1) 事後審査（自己評価）型について（P10、P11）
 - a)の「単体で発注する工事とする」の「単体」を削除。また、g) (特定JV)の追加。
- 2) 評価基準の改定

県内企業の下請活用の評価基準について、「県内企業下請負率：〇%以上」に「すべて自社施工」を追加し「県内企業下請比率：〇%以上またはすべて自社施工」に改正した。
- 3) その他
 - 1.7.7 別表関係. 表の協定書（PC協会）の追加を行った。

(19) 平成29年7月27日一部改定

- 1) 表－1 方式毎の評価項目及び標準配点（案）について

表－1における評価細目の地域内での拠点の有無、近隣地域での施工実績について、簡易型I型から標準型の方式において適用できる表現とした。

(20) 平成30年3月12日一部改定

- 1) 標準配点の改定
 - 災害協定締結の有無の配点変更（3点→2点）
 - 地域内での拠点の有無の配点変更（2点→3点）
- 2) 評価基準の改定

社会資本維持活動の実績について、活動実績の回数に応じた評価点数を設定。
- 3) 評価基準の改定

工事成績及び手持ち工事量の評価について、しゅんせつ工事における同一工種の取り扱いの見直し。
- 4) その他

同一工種（又は同種工事）の施工経験における配置予定技術者の審査対象期間の緩和を新規設定。（出産・育児等の対象とする休業制度への対応）

(21) 平成31年3月22日一部改定

- 1) 手持ち工事量の算出法の見直しについて

手持ち工事量比率の算出において、計算及び確認が繁雑で記載ミスなどがあるため、小規模工事（1千万円未満）及び改定契約額を含まない算出法に改定した。

また、年度毎の受注額算出「契約書（仮契約書を含む）における契約締結日の属する年度を原則とする。」の（仮契約書を含む）を（仮契約書を含まない）に改定した。
- 2) 若手・女性担当技術者の配置について

特定JVの場合、「各構成員での配置を評価の対象とする」についての表現が曖昧であったことから「各構成員のいずれかに配置があれば評価の対象とする。」とした。
- 3) 優良建設業者表彰及び優良技術者表彰について

当該年度の表彰等に関する情報を参照できるように別表関係の表彰者一覧表を削除し、当該年度及び過年度表彰者一覧表のリンク先を記載した。
- 4) 証明資料の省略について

受発注者の負担軽減のため、証明資料を省略できる評価項目として、別記様式2及び別記様式5を追加した。また、複数同時に発注する工事において、2件目以降の工事については別記様式10-2により証明資料を省略できるよう文言を追記した。
- 5) 技術提案の字数について

技術提案の字数を増やしてほしいとの要望を踏まえ、1項目100字以内から5項目全体で600字以内に改定した。

(22) 令和2年3月23日一部改定

1) 評価項目の追加について

不調・不落対策のため、評価項目・評価基準の改定を行うこととした。令和2年4月1日以降入札手続きを開始する（※完成ではない）工事について、下記項目に関する証明書を完成時に発行することとし、総合評価落札方式の工事の評価対象とすることとした。

- ① 難工事指定試行要領の策定に基づく「難工事施工証明書」の有無で、工事契約の不調・不落の発生が多い難工事の施工実績を評価することにより、地域に貢献していることを評価する。

2) 同一工種の工事成績の算出対象工事の見直しについて

小規模工事（最終金額1,000万円未満）の工事については、同一工種の工事成績の対象としないこととした。

3) 優良建設業者表彰及び優良技術者表彰の対象追加について

（R2年度から予定されている）沖縄県企業局長が表彰する工事についても、評価の対象とすることとした。

4) 技術提案の字数に係る様式の変更について

平成31年4月に変更した技術提案の字数に関連して、文字数の確認が煩雑となり、技術提案の評価に時間を要していたことから、施工計画評価に係る技術提案様式（別記様式4-2、4-3、4-4）について、文字数を標記することとし、指定の様式を使用しない場合は評価しないこととした。

(23) 令和3年3月19日一部改定

1) 評価項目の追加について

令和元年品確法改正により新たに取り組むこととなった、働き方改革及び生産性向上への取組を推進するため、沖縄県土木建築部及び沖縄総合事務局で実施している取組に対し、新たに評価項目・評価基準を追加する。

- ① 「週休2日実施証明書」の有無で、受注者として働き方改革を通じた「長時間労働是正や処遇改善」等に取り組んでいることを評価する。
- ② 「ICT活用証明書」の有無で、受注者として情報通信技術の活用等を通じた「生産性の向上」等に取り組んでいることを評価する。

2) 評価基準の標準配点の見直しについて

令和2年度において、コロナ感染症蔓延対策として、多くの社会資本維持活動が中止となったことなどを踏まえ、社会資本維持活動の実績の標準配点を2点減点とする。

3) 評価対象の見直しについて

- ① 優良建設業者表彰及び優良技術者表彰において、国の表彰部門が県と違うことから、国の表彰は同一工種のものを評価対象とすることとした。
- ② 難工事施工実績について、評価対象工事の工種を問わないこととした。また、証明資料が有効となる期間を明確にした。
- ③ 若手・女性技術者の配置の対象技術者について、現場代理人も評価の対象とすることとした。ただし、工事の品質確保を図るため、若手・女性技術者が監理技術者（特例・補佐含む）または主任技術者を兼任する場合には、評価の対象としない。
- ④ 継続教育の状況に係る証明資料として求めている単位取得証明書について、「証明期間の末尾」が申請書及び確認資料提出期限日から1年以内の日付が含まれているものを評価対象とし、より現在に近い期間の取得単位を評価することとした。

4) 特例監理技術者及び監理技術者補佐について

配置予定技術者として特例監理技術者の配置を予定している場合の取扱、同一工種（同種工事）における特例監理技術者等の施工経験の評価を追加した。

5) 別記様式の押印見直しについて

沖縄県における行政手続の押印見直しにより、別記様式のうち、押印が必要な様式の押印を不要とした。

(24) 令和4年4月版 一部改定

1) 評価項目の追加について

建設業における労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、「労務費見積り尊重宣言」を公表し、下請企業への見積り依頼に際して労務費（労務賃金）を内訳明示する取り組みを評価する。

2) 評価対象の見直しについて

- ① 配置予定技術者における同一工種（又は同種工事）の施工経験について、工期末日、又は工事完成日までの期間従事したことを評価対象としてきたが、求められている施工実績に係る施工期間の1/2（または工期の1/2）を超えて従事したことを評価対象とする。これに伴い役職経験については、求められている施工実績に係る施工期間の1/2（または工期の1/2）を超えて役職に従事したことを役職経験ありとして評価対象とする。
- ② 災害協定締結の有無について、営繕工事は除いてきたが、営繕工事も評価対象とする。なお、営繕工事において、災害協定は公共土木施設に限らず評価対象とする。

(25) 令和5年4月版 一部改定

1) 評価対象の見直しについて

- ① 優良建設業者及び優良技術者の表彰における評価対象の期間について、これまで受賞日（表彰状記載日）以降から受賞年度を含む3年度間までとなっており、期間終了は年度末で固定であるが、期間開始となる受賞日は毎年度異なるため、評価対象の期間が年度によって異なっていた。受賞日にかかわらず毎年8月1日を基準日とし、評価対象の年度を切り替えるよう改定する。ただし、令和3年度～令和5年度内受賞分については、暫定措置の評価対象期間を設定する。
- ② 手持ち工事量の計上について、ゼロ債務負担行為工事（初年度の支払限度額がゼロ）においては、残り短い当該年度がゼロで次年度が全額となっており、翌年度に渡る同様の工期設定となる繰越承認工事と比べ、評価が不利になる期間が長くなっていた。ゼロ債務負担行為工事（初年度の支払限度額がゼロ）においても、繰越承認工事と同様に、契約締結日の属する年度に計上するよう改定する。
- ③ 労務費見積り尊重宣言への評価について、建設業における労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、簡易型Ⅱ型、標準型及び高度技術提案型においては、原則必須の評価項目として発注者が設定するよう改定する。特別簡易型及び簡易型Ⅰ型においては、積極的に評価する項目とするよう改定する。
また、宣言の公表方法は、ホームページ等への掲載による方法の他、掲示による方法も選べるよう追加し、公表したことを確認できる資料の提出について改定する。

2) 評価点数の見直しについて

週休2日実施工事実績について、労働基準法における時間外労働の上限規制適用の猶予期間が令和6年3月31日で終了となる前に、4週8休及び現場一斉閉所日の取り組みを促進し、長時間労働や処遇を改善するため、評価点数を改定する。

(26) 令和5年8月版 一部改定

1) 評価対象の見直しについて

- ① 手持ち工事量の計上について、ゼロ債務負担行為工事（初年度の支払限度額がゼロ）においては、残り短い当該年度がゼロで次年度が全額となっており、翌年度に渡る同様の工

期設定となる繰越承認工事と比べ、評価が不利になる期間が長くなっていた。ゼロ債務負担行為工事（初年度の支払限度額がゼロ）においても、繰越承認工事と同様に、契約締結日の属する年度に計上する。（令和5年4月版）

ただし、当初契約工期が3年度間以上に渡る繰越承認工事は無いため、当初契約工期が3年度間以上に渡る工事においては、初年度の支払限度額がゼロであったとしても、通常の債務負担行為工事と同様に「年度毎の支払限度額」を「年度毎の受注額（契約金額）」として評価する。

当初契約工期が2年度間に渡るゼロ債務負担行為工事（初年度の支払限度額がゼロ）の場合は、繰越承認工事と同様に、契約締結日の属する年度の受注額に計上する。

- ① 週休2日実施工事実績について、沖縄総合事務局開発建設部における港湾空港事業は評価の対象外とする。
- ② ICT活用実施工事実績について、沖縄総合事務局開発建設部における港湾空港事業は評価の対象外とする。

（27） 令和6年4月版 一部改定

1) 評価対象の見直しについて

① 週休2日実施工事実績

労働基準法の時間外労働上限規制が令和6年4月1日より建設業にも適用されるため、4週8休及び現場一斉閉所日の取り組みを促進し、長時間労働や処遇の改善を図る。

総合評価方式の運用（令和5年4月版、令和5年8月版）で予告していたとおり、週休2日実施工事実績については、4週6休及び4週7休の達成を評価対象としない改定を行う。

② 継続教育（CPD）の状況

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等に係る工事の総合評価方式の運用の改訂について（通知）」令和3年3月25日付土技第1894号の廃止に伴い、継続教育（CPD）の状況への評価については、申請書及び確認資料提出期限日から過去1年間に発行された単位取得状況で評価する。（新型コロナウイルス感染症流行前の運用に戻る）

（27） 令和7年4月版 一部改定

1) 評価対象の見直しについて

① 週休2日実施工事実績を削除した。

② 社会資本維持活動の実績について、評価基準および配点を変更した。

③ 若手・女性技術者の配置について、妊娠・出産・育児等の理由がある場合、これまで女性技術者については配置換えを認めていたが、若手技術者（男性）についても認める。